

令和5年度 第3回福岡地方最低賃金審議会 資料目次(その1)

資料	1	福岡地方最低賃金審議会 第53期委員名簿	1
----	---	----------------------	---

[福岡県最低賃金 関連]

資料	2	<u>福岡県最低賃金専門部会 委員名簿</u>	
資料	3	福岡地方最低賃金審議会 福岡県最低賃金専門部会運営規程	3
資料	4	生活保護と最低賃金(厚生労働省・福岡労働局)	7
資料	5	令和5年 賃金改定状況調査結果(厚生労働省)	15
資料	6	令和5年 福岡県賃金実態調査結果(福岡労働局)	27
資料	7	賃金分布に関する資料	55
資料	8	福岡県最低賃金額・影響率及び未満率(過去5年間)	95
資料	9	<u>月例経済報告【令和5年7月】(内閣府)</u>	
資料	10	<u>令和5年度 地域別最低賃金額改定の目安について(答申)</u>	

福岡地方最低賃金審議会
第53期委員名簿

資料番号
NO. 1

(五十音順) (令和5年4月1日任命)
(1 令和5年6月30日任命)

区分	氏名	現職
公益代表委員	大坪 知弘	弁護士
	大坪 稔	九州大学大学院経済学研究院 教授
	高田 亜朱華	弁護士
	○平井 佐和子	西南学院大学 法学部 教授
	丸谷 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授
労働者代表委員	河村 敏昭	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長
	小陳 武志	日本労働組合総連合会福岡県連合会 副事務局長
	長嶋 良昭	U Aゼンセン福岡県支部 次長
	野中 篤志	日本基幹産業労働組合連合会福岡県本部 事務局長
	松本 茜	N T T労働組合 九州総支部 執行委員
使用者代表委員	伊藤 優子	イオン九州株式会社 人事企画部長
	中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事
	初田 寿	福岡県商工会連合会 専務理事 1
	松本 恭子	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) は会長、○は会長代理である

福岡地方最低賃金審議会 福岡県最低賃金専門部会運営規程**(規程の目的)**

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会（以下「部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、そ

の旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第 5 条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする

(会議の公開)

第 6 条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第 7 条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員 2 人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第 8 条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和3年3月16日から施行する。

生活保護と最低賃金の比較について (生活保護及び最低賃金は令和3年度のデータを使用)

前提

若年単身 生活保護基準 18歳～19歳・単身世帯

福岡

県内最上級地 福岡市，北九州市 1級地 - 2

県内最下級地 3級地 - 2

冬季加算地区 福岡県(全域) 区

県内級地別人口

- ・ 1級地 - 1 : 0人 福岡県内該当なし
 - ・ 1級地 - 2 : 2,551,421人 福岡市，北九州市
 - ・ 2級地 - 1 : 303,316人 久留米市
 - ・ 2級地 - 2 : 1,477,600人 大牟田市，直方市，飯塚市，田川市 ほか
 - ・ 3級地 - 1 : 376,395人 ・ 3級地 - 2 : 426,482人
- 計 5,135,214人

* 令和2年年国勢調査(人口等基本統計)による市町村別人口

生活保護(人口加重平均)

(1) 生活扶助基準(令和3年度)

第1類費及び第2類費(冬季加算を除く)

$$\begin{aligned} & (73,830 \text{ 円} \times \underline{2,551,421 \text{ 人}} + 71,460 \text{ 円} \times \underline{303,316 \text{ 人}} + 71,460 \text{ 円} \times \underline{1,477,600} \\ & \text{人} + 68,430 \text{ 円} \times \underline{376,395 \text{ 人}} + 66,940 \text{ 円} \times \underline{426,482 \text{ 人}}) \div \underline{5,135,214 \text{ 人}} \\ & = \underline{72,040 \text{ 円}} \end{aligned}$$

第2類費のうち冬季加算(1か月平均)

冬季加算地区： 区 2,630 円 × 5 ÷ 12 = 1,096 円

期末一時扶助費

級地別

1級地 2 : 13,520 円 ÷ 12 = 1,127 円

2級地 1 : 12,880 円 ÷ 12 = 1,073 円

2級地 2 : 12,250 円 ÷ 12 = 1,021 円

3級地 1 : 11,610 円 ÷ 12 = 968 円

3級地 2 : 10,970 円 ÷ 12 = 914 円

$$\begin{aligned} & (1,127 \text{ 円} \times \underline{2,551,421 \text{ 人}} + 1,073 \text{ 円} \times \underline{303,316 \text{ 人}} + 1,021 \text{ 円} \times \underline{1,477,600 \text{ 人}} \\ & + 968 \text{ 円} \times \underline{376,395 \text{ 人}} + 914 \text{ 円} \times \underline{426,482 \text{ 人}}) \div \underline{5,135,214 \text{ 人}} \\ & = \underline{1,063 \text{ 円}} \end{aligned}$$

生活扶助基準(+ +)

$$\underline{72,040 \text{ 円}} + \underline{1,096 \text{ 円}} + \underline{1,063 \text{ 円}} = \underline{74,199 \text{ 円}}$$

(2) 住宅扶助

住宅扶助実績値(令和3年度)

世帯数) 北九州市 : 15,087 世帯) 福岡市 : 27,837 世帯
) 久留米市 : 4,390 世帯
) 福岡県 : 28,860 世帯 (指定都市(福岡市, 北九州市)及び中核市(久留米市)分を含まない)
 計 : 76,174 世帯 (~)

* 「2021年度被保護者調査 年次調査〔個別〕第3-10表(1人)」より抽出住宅扶助実績値

) 北九州市 : 21,069.4 円) 福岡市 : 30,881.7 円
) 久留米市 : 24,728.0 円
) 福岡県 : 19,717.0 円 (指定都市(福岡市, 北九州市)及び中核市(久留米市)分を含まない)

* 「2020年被保護者調査 年次調査〔個別〕第3-10表(1人)」より抽出
 (21,069.4 円 × 15,087 世帯 + 30,881.7 円 × 27,837 世帯
 + 24,728.0 円 × 4,390 世帯 + 19,717.0 円 × 28,860 世帯)
 ÷ 76,174 世帯 = 24,353.6 円

(3) 生活扶助基準 + 住宅扶助

生活扶助基準 + 住宅扶助実績値

$$= \underline{74,199 \text{ 円}} + \underline{24,353.6 \text{ 円}} = \underline{98,553 \text{ 円 (生活保護)}}$$

(小数点以下四捨五入)

最低賃金との比較

- ・ 時給 870 円 (令和3年福岡県最低賃金額) で月 173.8 時間 (週 40 時間) 働いた場合の 1 ヶ月の収入 (手取額) は、

$$870 \text{ 円} \times 173.8 \text{ 時間} \times 0.816 \text{ (可処分所得割合)} = \underline{123,384 \text{ 円 (最低賃金)}}$$

(小数点以下四捨五入)

* 「可処分所得割合」とは、月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

- ・ 生活保護 - 最低賃金 (手取額) = 98,553 円 - 123,384 円 = 24,831 円
 となるため、最低賃金が生保護の水準を上回っている。この差額を 173.8 時間で割って 1 時間あたりとし、0.816 で割って手取額から額面に換算すると、
 $24,831 \text{ 円} \div 173.8 \text{ 時間} \div 0.816 = \underline{175 \text{ 円/時間}}$ (小数点以下四捨五入) となる。

参考

**1 級地 - 2 福岡市 での最低賃金との比較
(生活保護及び最低賃金は令和3年度のデータを使用)**

生活扶助基準(1・2 類費(冬季加算を除く) + 第2 類費のうち冬季加算 + 期末一時扶助費) + 住宅扶助実績値

$$= (73,830 \text{ 円} + 1,096 \text{ 円} + 1,127 \text{ 円}) + 30,881.7 \text{ 円} = 106,935 \text{ 円}$$

(小数点以下四捨五入)

最賃との比較

生活保護 - 最低賃金(手取額)

$$= 106,935 \text{ 円} - 123,384 \text{ 円} = \underline{\underline{16,449 \text{ 円}}}$$

なお、1 時間当たりでの差額は、

$$16,449 \text{ 円} \div 173.8 \div 0.816 = \underline{\underline{116 \text{ 円/時間}}}$$
(小数点以下四捨五入)

生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

○ 最低生活の保障

- ⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等をすべて活用することが保護の前提

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・扶養義務者からの扶養
- ・年金、手当等の社会保障給付 等



- ◇ 保護の開始時に調査
(預貯金、扶養義務者の状況及び扶養能力、年金、手当等の額、傷病の状況等を踏まえた就労の可否等)
- ◇ 保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



支給される保護費

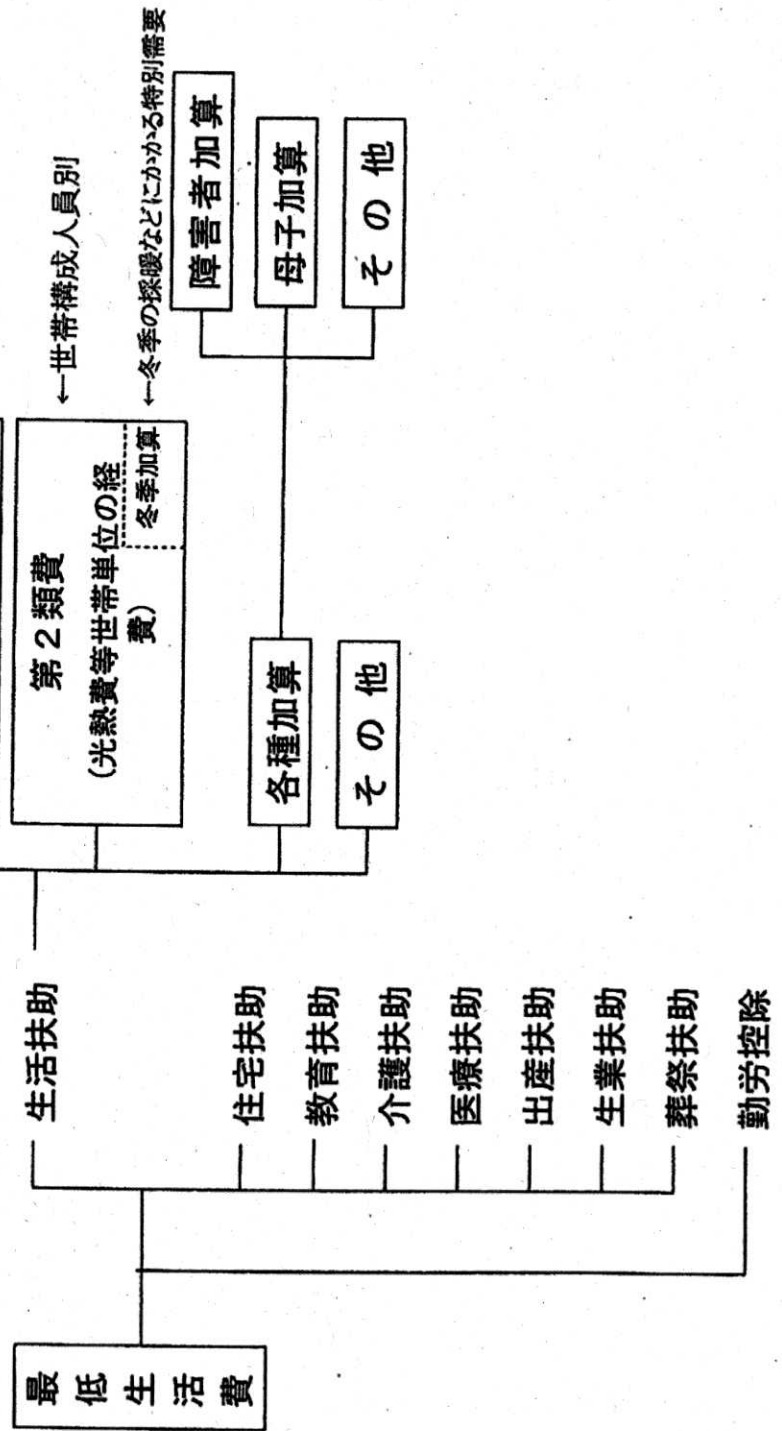
収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後初めて保護適用となる。

自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導、病院入院者の在宅への復帰促進 等

最低生活費の体系

- 最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯の構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



最低賃金と生活保護の比較

【最低賃金】

最低賃金額で働いたときの手取額

税金(所得税・住民税)
 社会保険料(年金、健保、雇用保険)
◎社会保険料は本人負担分

賃金総額 × 可処分所得割合

◎可処分所得割合は、最低賃金が最も低い県において、給与から控除される税・社会保険料を機械的に計算している。

最低賃金額で法定労働時間(※)働いたときの賃金総額

※週40時間 ÷ 7日 × 365日 ÷ 12か月 = 173.8時間

【生活保護】

若年単身世帯の生活保護

(注) 高卒後働いてすぐの年齢を想定

アパート等の家賃 (住宅扶助)	実績値
年末に増加する食費等(世帯人員ごと) (生活扶助基準の期末一時扶助(※))	都道府県内の人口による加重平均
光熱水費等の世帯単位で消費する 生活費(世帯人員ごと) (生活扶助基準の第2類費)	
食費等の個人単位で消費する 生活費(年齢ごと) (生活扶助基準の第1類費)	

冬季加算(※)を含む



比較

※1か月あたりの平均額

令和5年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,489 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（速報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	6,612	1,847	27.9%
B ランク	4,849	1,624	33.5%
C ランク	5,028	1,810	36.0%
合計	16,489	5,281	32.0%

4. 集計労働者 32,180 人

（うち、令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人（81.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和5年6月1日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和5年6月1日現在〕

ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和5年6月分〕

ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和3年度分、令和4年度分〕

ホ 賃金改定の状況〔令和5年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和5年6月1日現在〕

ロ 賃金形態〔令和4年6月分、令和5年6月分〕

ハ 基本給額、諸手当〔令和4年6月分、令和5年6月分（見込額）〕

ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和4年6月分、令和5年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所					
			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所								
A	100.0	43.1	1.0	39.4	16.5	100.0	46.6	1.9	34.6	16.9	100.0	41.7	1.4	38.2	18.8	100.0	44.6	0.5	43.7	11.2
B	100.0	44.1	0.6	37.7	17.7	100.0	44.2	0.0	35.1	20.7	100.0	38.9	0.6	38.5	21.9	100.0	58.3	1.1	26.4	14.2
C	100.0	42.4	0.6	38.2	18.8	100.0	43.1	0.0	35.3	21.6	100.0	37.3	0.7	41.9	20.0	100.0	52.7	1.7	36.5	9.1
計	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2
R4年	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所					
			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所								
A	100.0	35.3	0.4	44.4	19.8	100.0	29.0	1.1	56.7	13.2	100.0	56.7	0.0	27.2	16.2	100.0	44.2	0.9	41.3	13.6
B	100.0	34.9	0.0	48.7	16.4	100.0	37.2	1.2	43.7	17.9	100.0	67.3	0.4	17.0	15.3	100.0	40.5	1.6	49.7	8.2
C	100.0	31.8	0.0	45.9	22.3	100.0	39.1	0.0	48.2	12.7	100.0	63.2	0.9	17.8	18.1	100.0	42.8	0.8	37.8	18.6
計	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5
R4年	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス 業（他 に 分類さ れない もの）	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス 業（他 に 分類さ れない もの）	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス 業（他 に 分類さ れない もの）
A	4.5	4.4	4.8	5.2	3.9	4.9	4.2	4.4	-17.9	-13.2	-18.7	-2.5	-34.0	-30.5	-13.6	1.8	1.8	1.7	2.3	1.2	1.1	2.4	1.8	
B	4.1	4.0	4.3	4.6	4.8	5.7	2.9	4.0	-11.4	-11.1	-1.1	-40.0	-0.4	-2.6	1.6	1.6	1.6	2.7	1.7	1.6	2.0	1.6		
C	4.0	4.4	3.7	3.6	5.0	5.1	3.5	3.9	-6.2	-8.2	-5.0	-1.4	-8.7	1.6	1.3	1.8	2.2	1.6	1.6	2.0	2.2	1.6		
計	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7	
R 4 年	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1	

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.8%	3.2%	5.3%	0.55	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.3%	3.8%	7.0%	0.75
B	1.1	2.8	5.0	0.70	1.7	3.0	5.0	0.55	1.2	3.0	5.0	0.63	2.0	3.0	5.0	0.50
C	1.2	2.6	5.0	0.73	1.2	2.8	4.5	0.59	1.5	3.0	4.5	0.50	1.3	2.1	4.3	0.71
計	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70
R4年	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56

19

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.4%	3.0%	4.8%	0.57	1.0%	3.0%	7.6%	1.10	1.2%	2.3%	5.0%	0.83	1.7%	2.8%	5.0%	0.59
B	1.2	3.4	5.0	0.56	1.3	4.5	7.0	0.63	1.0	1.7	3.1	0.62	1.0	2.9	5.5	0.78
C	1.2	4.5	5.9	0.52	1.3	3.0	5.8	0.75	1.0	1.9	3.3	0.61	1.6	2.4	5.0	0.71
計	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65
R4年	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月																	
男	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3	
男	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	計	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
女	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8	

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

第4表② 一般労働者及びびパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																	
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																	
	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月																
一般 パート 計	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
A	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
B	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
C	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
計	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
一般 パート 計	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
A	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
B	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
計	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
A	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
B	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
C	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7
計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及Cランクの調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R4年 6月	R5年 6月	R4年	R5年	R4年 6月	R5年 6月	R4年	R5年	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月			
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
男	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
女	計	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
一 般	計	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	A	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
	B	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
パ ー ト	計	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	A	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
	B	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
計	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4
計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093	3.8	1.9	1,082	1,099	1.6	1.3	1,304	1,329	1.9	2.5	1,231	1,265	2.8	1.8	

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及〇Cランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものである。

(資料注) 第4表①、②の集計労働者32,180人のうち、本表の集計対象となる令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人(81.6%)。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	75.5	8.7	1.8	14.0
B	100.0	77.0	9.5	1.5	12.0
C	100.0	75.6	9.9	2.2	12.3
計	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8
R4年	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.1	2.3	13.7	56.8	8.2	100.0	20.8	3.5	8.9	58.3	8.5	100.0	21.4	2.4	12.2	54.9	9.2	100.0	10.0	3.7	18.0	61.6	6.7
B	100.0	20.3	2.3	12.4	55.7	9.3	100.0	24.9	2.3	14.3	48.6	9.9	100.0	25.4	2.4	14.7	49.0	8.6	100.0	23.5	2.4	2.3	62.7	9.1
C	100.0	19.1	3.0	17.2	49.8	10.9	100.0	21.9	3.6	21.1	40.9	12.5	100.0	18.3	2.6	17.2	50.6	11.3	100.0	12.5	0.0	22.2	57.8	7.5
計	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6
R 4 年	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7

ランク	宿泊業, 飲食サービス業					生活関連サービス業, 娯楽業					医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	18.7	2.3	14.5	54.6	9.9	100.0	10.2	2.0	13.0	68.2	6.7	100.0	29.8	1.3	24.1	38.6	6.2	100.0	17.3	0.0	7.6	67.5	7.5
B	100.0	14.5	1.1	18.5	56.3	9.5	100.0	15.9	1.2	7.5	63.5	11.9	100.0	28.8	6.2	13.0	39.6	12.4	100.0	5.7	2.3	2.7	83.1	6.2
C	100.0	19.5	3.1	17.9	49.4	10.0	100.0	11.6	0.8	15.5	63.7	8.5	100.0	32.1	4.1	13.8	35.6	14.3	100.0	16.8	5.9	14.1	52.9	10.3
計	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2
R 4 年	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和4年	令和5年
40.0	41.0

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和4年	令和5年
男性	40.9	40.9
女性	59.1	59.1

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和3年度	令和4年度
245.4	246.2

令和5年
最低賃金に関する基礎調査結果
(地域別最低賃金用)

福岡労働局労働基準部賃金室

目 次

1	調査の概要	1
2	調査対象産業表	4
3	産業別・規模別・地区別 事業所数及び労働者数	6
4	賃金統計用語の解説について	7
5	令和5年調査結果	
(1)	賃金分布表(1)、賃金分布グラフ(地域最賃対象産業、一般・パート)	8
(2)	賃金分布表(2)(地域最賃対象産業、規模別、全地区)	12
(3)	賃金分布表(3)(地域最賃対象産業、規模別、全地区、パートのみ)	14
(4)	賃金分布表(4)(地域最賃対象産業、地区別、全規模)	16
(5)	賃金分布表(5)(地域最賃対象産業、地区別、全規模、パートのみ)	18
(6)	福岡県最低賃金額と1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	20
(7)	1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(産業別)	22
(8)	産業別 規模別・地区別 未満率	25
6	最低賃金に関する基礎調査票	26

調査の概要

1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

2 調査区域

福岡県全域

3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

E（製造業）

常用労働者 100 人未満規模の民営事業所

G（情報通信業のうち新聞業、出版業）

常用労働者 100 人未満規模の民営事業所

I（卸売業、小売業）

常用労働者 30 人未満規模の民営事業所

M（宿泊業、飲食サービス業）

常用労働者 30 人未満規模の民営事業所

P（医療、福祉）

常用労働者 30 人未満規模の民営事業所

L, N, R（サービス業（学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの））

常用労働者 30 人未満規模の民営事業所

のうち一定の方法により抽出した事業所とした。

4 調査対象期間及び労働者

令和 5 年 6 月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

但し、30 人以上の規模の事業所については全労働者の 1 / 2 を調査対象労働者とした。

なお、パート（パートタイム労働者）とは、1 日の所定労働時間又は 1 週の所定労働日数が、当該事業所における一般的な所定労働時間数又は所定労働日数より少ない労働者のことをいう。

5 調査方法及び各調査票の集計方法

調査は 1,385 事業所に対して通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」の 620 事業所分についてデータベースソフトを用いて

集計を行った。

なお、当調査は一部の事業所を対象としたものであるため、集計に際しては、産業、規模及び地域ごとに母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

6 集計項目

産業別、就業形態別、事業所規模別、地区別の所定内賃金階級別労働者数

最低賃金に関する基礎調査対象産業表(令和5年)

中 計		明 細	
0	調査対象外	00	調査対象外
1	特定最低賃金適用除外労働者	01	年齢・業務による適用除外労働者
2	E 製造業	02	製造業 (産業分類番号) E09, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18 19, 20, 21, 224, 225, 229, 23, 24, 25 26, 27, 313, 3191, 32
3	G 情報通信業	03	新聞業、出版業 G413, 414
4	I 卸売業・小売業	04	卸売業 I50, 51, 52, 53, 54, 55
		05	小売業 I56, 57, 58, 59, 60, 61(除く561, 5911)
5	L 学術研究、専門・技術サービス業	06	学術研究、専門・技術サービス業 L71, 72, 73, 74
6	M 宿泊業、飲食サービス業	07	宿泊業 M75
		08	飲食サービス業 M76, 77
7	N 生活関連サービス業、娯楽業	09	生活関連サービス業、娯楽業 N78, 79, 80
8	P 医療、福祉	10	医療 P83
		11	福祉 P85
9	R サービス業 (他に分類されないもの)	12	サービス業 (他に分類されないもの) R88, 89, 90, 91, 92, 95
10	鉄鋼業	13	製鉄業 E221
		14	製鋼・製鋼圧延業 E222
		15	製鋼を行わない鋼材製造業 E223
11	電気機械器具製造業	16	電子部品・デバイス・電子回路製造業 E28
		17	電気機械器具製造業 E29
		18	情報通信機械器具製造業 E30
12	輸送用機械器具製造業	19	自動車・同附属品製造業 E311
		20	鉄道車両・同部分品製造業 E312
		21	上記以外の輸送用機械器具製造業 E314, 315, 3199
13	百貨店、総合スーパー	22	百貨店、総合スーパー (従業者が常時50人以上) I561
14	自動車(新車)小売業	23	自動車(新車)小売業 I5911

総計
調査産業計
E・G・I・L・M・N・P・R

大計
1
地域別最低賃金対象産業

2
特定最低賃金対象産業

日本標準産業分類一覽表(関係分)

地 域 別 最 低 賃 金 対 象 産 業			
E	製造業	M	宿泊業, 飲食サービス業
9	食料品製造業	75	宿泊業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	76	飲食店
11	繊維工業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)		
13	家具・装備品製造業	P	医療, 福祉
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	83	医療業
15	印刷・同関連産業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
16	化学工業		
17	石油製品・石炭製品製造業	L	学術研究, 専門・技術サービス業
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	71	学術・開発研究機関
19	ゴム製品製造業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	73	広告業
21	窯業・土石製品製造業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
224	表面処理鋼材製造業		
225	鉄素形材製造業	N	生活関連サービス業, 娯楽業
229	その他の鉄鋼業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
23	非鉄金属製造業	79	その他の生活関連サービス業
24	金属製品製造業	80	娯楽業
25	はん用機械器具製造業		
26	生産用機械器具製造業	R	サービス業(他に分類されないもの)
27	業務用機械器具製造業	88	廃棄物処理業
313	船舶製造・修理業, 船用機関製造業	89	自動車整備業
3191	自転車・同部分品製造業	90	機械等修理業(別掲を除く)
32	その他の製造業	91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		95	その他のサービス業
G	情報通信業		
413	新聞業		
414	出版業		
		特 定 最 低 賃 金 対 象 産 業	
I	卸売・小売業	E	製造業
50	各種商品卸売業	221	製鉄業
51	繊維・衣服等卸売業	222	製鋼・製鋼圧延業
52	飲食料品卸売業	223	製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
54	機械器具卸売業	29	電気機械器具製造業
55	その他の卸売業	30	情報通信機械器具製造業
569	その他の各種商品小売業	311	自動車・同附属品製造業
57	織物・衣服・身の回り品小売業	312	鉄道車両・同部分品製造業
58	飲食料品小売業	314	航空機・同附属品製造業
5912	中古自動車小売業	315	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
5913	自動車部分品・附属品小売業	3199	他に分類されない輸送用機械器具製造業
5914	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)		
592	自転車小売業		
593	機械器具小売業(自動車, 自転車を除く)	I	卸売・小売業
60	その他の小売業	561	百貨店, 総合スーパー
61	無店舗小売業	5911	自動車(新車)小売業
	アルファベット……………大分類		数字上2桁……………中分類
			数字上3, 4桁……………小分類, 細分類

令和5年 産業別・地区別・規模別 事業所数及び労働者数

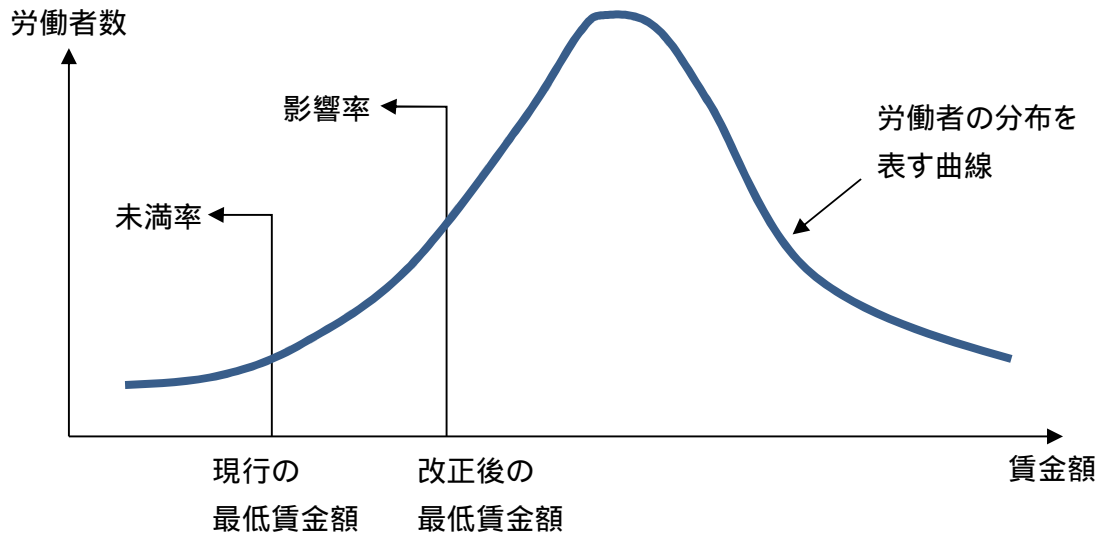
	規模計		1～9人規模		10～29人規模		30～99人規模	
	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数
製 造 業	7,507	98,188 (17,230)	4,686	17,939	1,933	33,809	888	46,440
卸売・小売業	34,392	226,998 (90,437)	26,733	103,560	7,659	123,438		
飲食店、宿泊業	13,674	90,933 (65,957)	10,529	40,756	3,145	50,177		
医療、福祉	14,016	125,456 (48,773)	9,468	47,114	4,548	78,342		
サービス業	19,235	119,129 (23,080)	16,028	60,678	3,207	58,451		
福 岡	45,520	332,892 (125,799)	34,660	139,899	10,584	178,519	276	14,474
北 九 州	21,003	159,655 (67,436)	15,934	63,807	4,805	82,005	264	13,843
筑 後	15,716	116,945 (36,774)	12,006	46,812	3,490	58,459	220	11,674
筑 豊	6,585	51,212 (15,467)	4,844	19,529	1,613	25,234	128	6,449
合 計	88,824	660,704 (245,476)	67,444	270,047	20,492	344,217	888	46,440

表中の事業所数は、「事業所母集団データベース(令和3年次フレーム)」に基づく母集団数である。

表中労働者数の括弧内の数は、パートで内数である。

賃金統計用語の解説について

未満率及び影響率のイメージ図



第1・20分位数

集計対象のデータ（数値）を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1（=5%）の順位（位置）にある数値

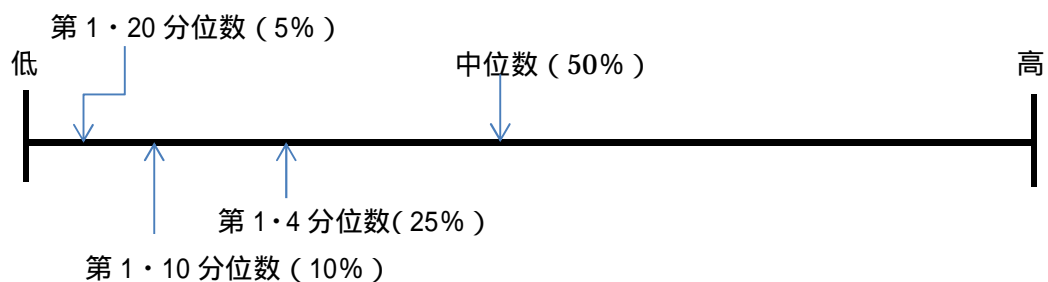
第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1（=10%）の順位（位置）、4分の1（=25%）の順位（位置）にある数値

中位数

同様に、2分の1（=50%）の順位（位置）にある数値 平均値とは異なる

【すべての対象データを小さい順（低い方から高い方）に横に並べたイメージ図】



賃金分布表(1)

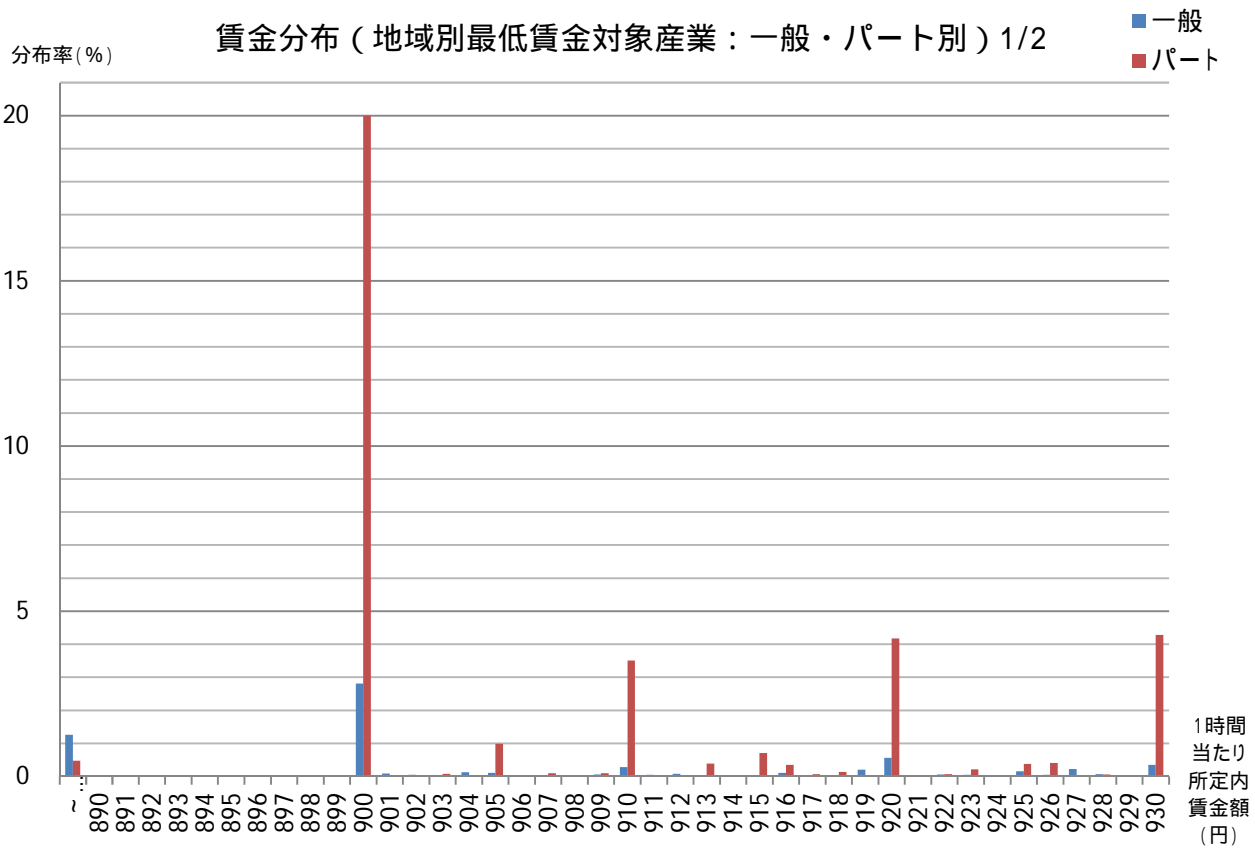
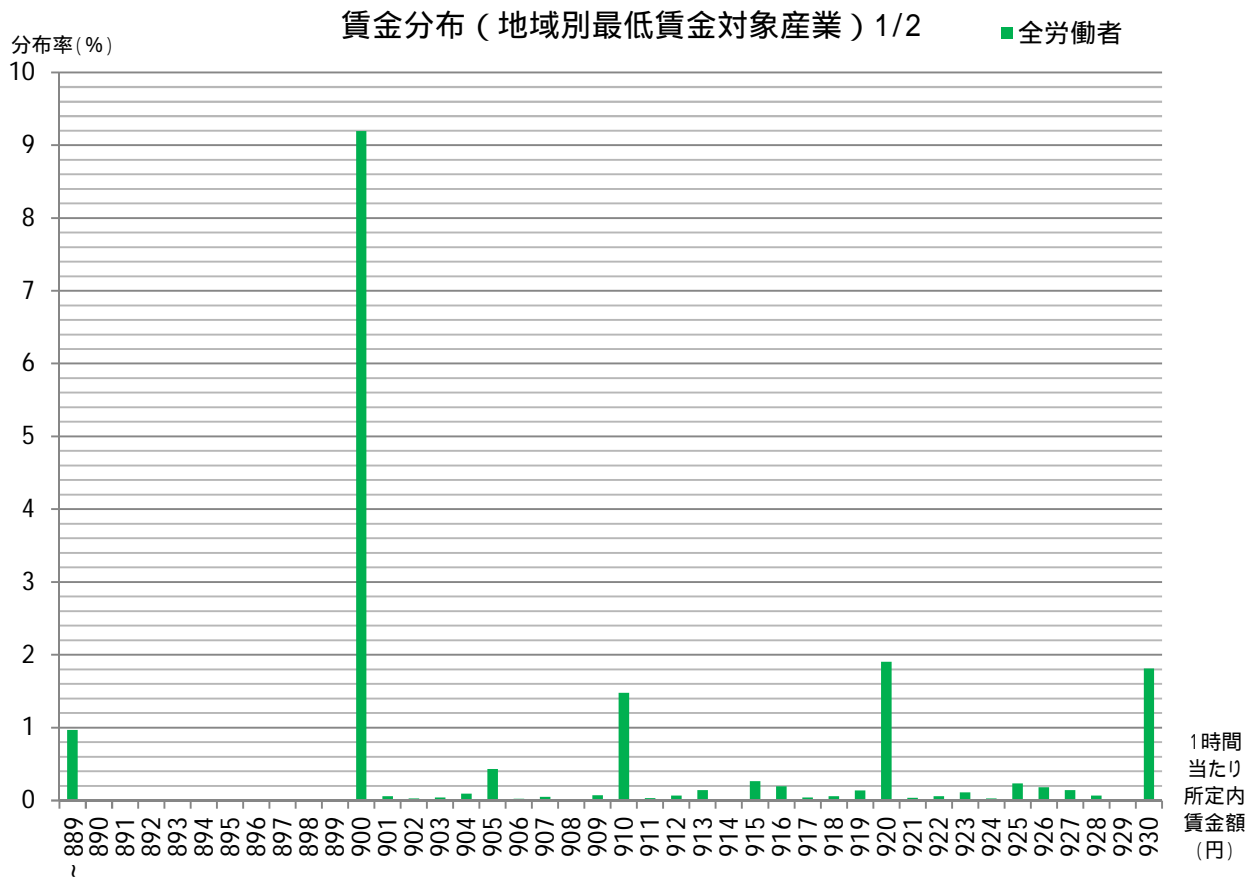
令和5年 地域別最低賃金対象産業 就業形態別、全地区

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～ 889	6,401	1.0	1.0	5,238	1.3	1.3	1,163	0.5	0.5
890	85	0.0	1.0	0	0.0	1.3	85	0.0	0.5
891	78	0.0	1.0	78	0.0	1.3	0	0.0	0.5
892	0	0.0	1.0	0	0.0	1.3	0	0.0	0.5
893	0	0.0	1.0	0	0.0	1.3	0	0.0	0.5
894	0	0.0	1.0	0	0.0	1.3	0	0.0	0.5
895	0	0.0	1.0	0	0.0	1.3	0	0.0	0.5
896	0	0.0	1.0	0	0.0	1.3	0	0.0	0.5
897	128	0.0	1.0	128	0.0	1.3	0	0.0	0.5
898	134	0.0	1.0	134	0.0	1.3	0	0.0	0.5
899	0	0.0	1.0	0	0.0	1.3	0	0.0	0.5
900	60,734	9.2	10.2	11,653	2.8	4.1	49,081	20.0	20.5
901	375	0.1	10.3	375	0.1	4.2	0	0.0	20.5
902	192	0.0	10.3	192	0.0	4.3	0	0.0	20.5
903	277	0.0	10.4	85	0.0	4.3	192	0.1	20.6
904	612	0.1	10.4	509	0.1	4.4	103	0.0	20.6
905	2,866	0.4	10.9	430	0.1	4.5	2,436	1.0	21.6
906	163	0.0	10.9	163	0.0	4.6	0	0.0	21.6
907	320	0.0	11.0	81	0.0	4.6	239	0.1	21.7
908	97	0.0	11.0	0	0.0	4.6	97	0.0	21.8
909	464	0.1	11.0	228	0.1	4.6	236	0.1	21.8
910	9,767	1.5	12.5	1,150	0.3	4.9	8,617	3.5	25.4
911	198	0.0	12.5	198	0.0	5.0	0	0.0	25.4
912	437	0.1	12.6	340	0.1	5.1	97	0.0	25.4
913	942	0.1	12.8	0	0.0	5.1	942	0.4	25.8
914	0	0.0	12.8	0	0.0	5.1	0	0.0	25.8
915	1,739	0.3	13.0	0	0.0	5.1	1,739	0.7	26.5
916	1,286	0.2	13.2	441	0.1	5.2	845	0.3	26.8
917	275	0.0	13.3	121	0.0	5.2	155	0.1	26.9
918	392	0.1	13.3	54	0.0	5.2	338	0.1	27.0
919	913	0.1	13.5	837	0.2	5.4	76	0.0	27.1
920	12,591	1.9	15.4	2,339	0.6	6.0	10,252	4.2	31.2
921	238	0.0	15.4	141	0.0	6.0	97	0.0	31.3
922	385	0.1	15.5	231	0.1	6.1	155	0.1	31.3
923	742	0.1	15.6	218	0.1	6.1	524	0.2	31.6
924	182	0.0	15.6	85	0.0	6.1	97	0.0	31.6
925	1,559	0.2	15.8	637	0.2	6.3	922	0.4	32.0
926	1,206	0.2	16.0	199	0.0	6.3	1,007	0.4	32.4
927	934	0.1	16.2	934	0.2	6.6	0	0.0	32.4
928	433	0.1	16.2	294	0.1	6.6	139	0.1	32.4
929	129	0.0	16.2	129	0.0	6.7	0	0.0	32.4
930	11,973	1.8	18.0	1,462	0.4	7.0	10,511	4.3	36.7

賃金分布表(1)

令和5年 地域別最低賃金対象産業 就業形態別、全地区

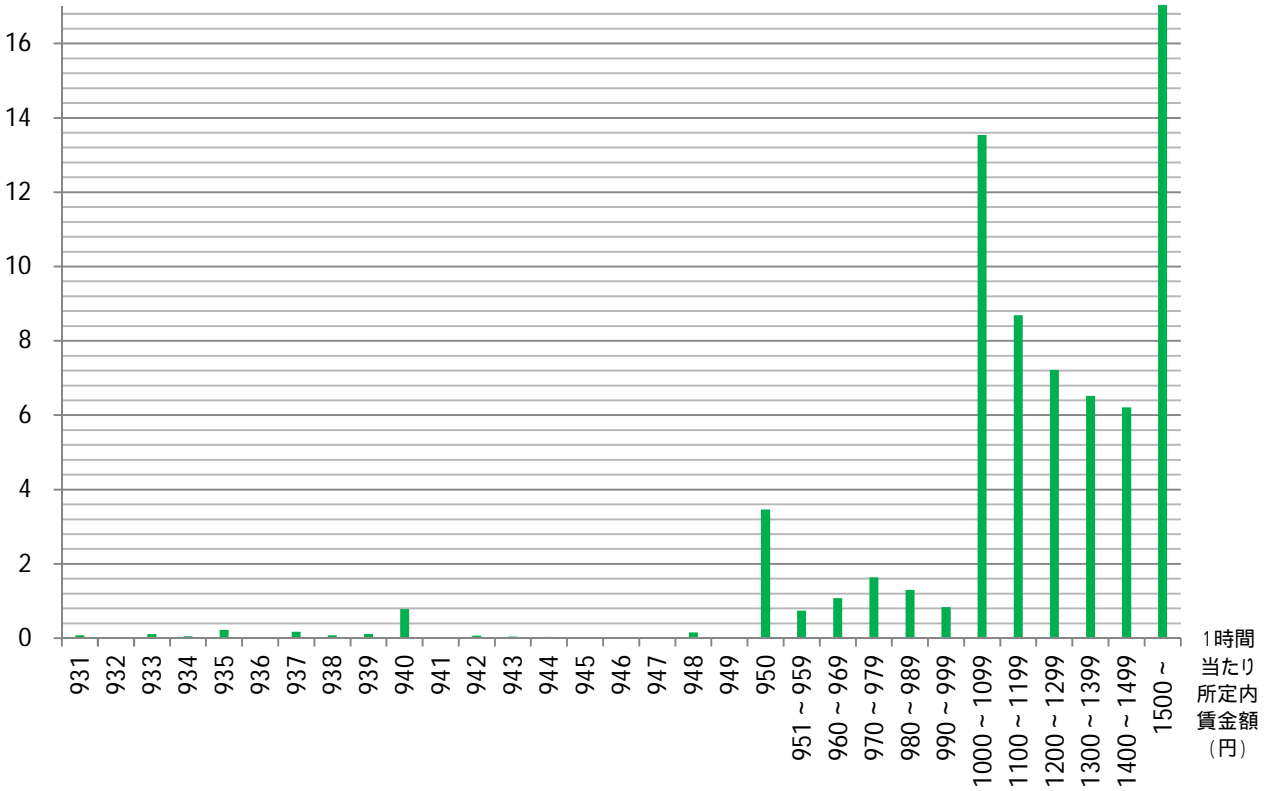
1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
931	513	0.1	18.1	416	0.1	7.1	97	0.0	36.8
932	0	0.0	18.1	0	0.0	7.1	0	0.0	36.8
933	761	0.1	18.2	121	0.0	7.1	640	0.3	37.0
934	348	0.1	18.3	108	0.0	7.2	239	0.1	37.1
935	1,505	0.2	18.5	141	0.0	7.2	1,364	0.6	37.7
936	128	0.0	18.5	128	0.0	7.2	0	0.0	37.7
937	1,136	0.2	18.7	938	0.2	7.5	198	0.1	37.8
938	495	0.1	18.8	495	0.1	7.6	0	0.0	37.8
939	718	0.1	18.9	392	0.1	7.7	326	0.1	37.9
940	5,175	0.8	19.7	1,405	0.3	8.0	3,770	1.5	39.4
941	121	0.0	19.7	0	0.0	8.0	121	0.0	39.5
942	441	0.1	19.8	441	0.1	8.1	0	0.0	39.5
943	277	0.0	19.8	78	0.0	8.1	199	0.1	39.6
944	239	0.0	19.8	85	0.0	8.2	155	0.1	39.6
945	121	0.0	19.9	0	0.0	8.2	121	0.0	39.7
946	134	0.0	19.9	134	0.0	8.2	0	0.0	39.7
947	0	0.0	19.9	0	0.0	8.2	0	0.0	39.7
948	1,015	0.2	20.0	0	0.0	8.2	1,015	0.4	40.1
949	76	0.0	20.0	0	0.0	8.2	76	0.0	40.1
950	22,883	3.5	23.5	1,444	0.3	8.5	21,439	8.7	48.8
951 ~ 959	4,925	0.7	24.3	2,514	0.6	9.1	2,411	1.0	49.8
960 ~ 969	7,128	1.1	25.3	3,385	0.8	10.0	3,743	1.5	51.4
970 ~ 979	10,789	1.6	27.0	4,778	1.2	11.1	6,011	2.4	53.8
980 ~ 989	8,569	1.3	28.3	2,988	0.7	11.8	5,581	2.3	56.1
990 ~ 999	5,531	0.8	29.1	3,376	0.8	12.6	2,155	0.9	57.0
1,000 ~ 1,099	89,456	13.5	42.6	41,637	10.0	22.7	47,819	19.5	76.4
1,100 ~ 1,199	57,441	8.7	51.3	40,656	9.8	32.5	16,785	6.8	83.3
1,200 ~ 1,299	47,699	7.2	58.6	37,836	9.1	41.6	9,863	4.0	87.3
1,300 ~ 1,399	43,072	6.5	65.1	36,648	8.8	50.4	6,424	2.6	89.9
1,400 ~ 1,499	41,024	6.2	71.3	36,951	8.9	59.3	4,073	1.7	91.6
1,500 ~	189,740	28.7	100.0	169,032	40.7	100.0	20,709	8.4	100.0
計	660,704	100.0		415,227	100.0		245,477	100.0	
月平均賃金額	195,739			259,408			88,043		
月一人当たり労働時間数	135			168			81		
第1・20分位数	900			912			900		
第1・10分位数	900			970			900		
第1・4分位数	963			1,120			910		
中位数	1,181			1,395			960		
時間当たり平均額	1,391			1,544			1,131		



賃金分布（地域別最低賃金対象産業）2/2

分布率 (%)

■全労働者

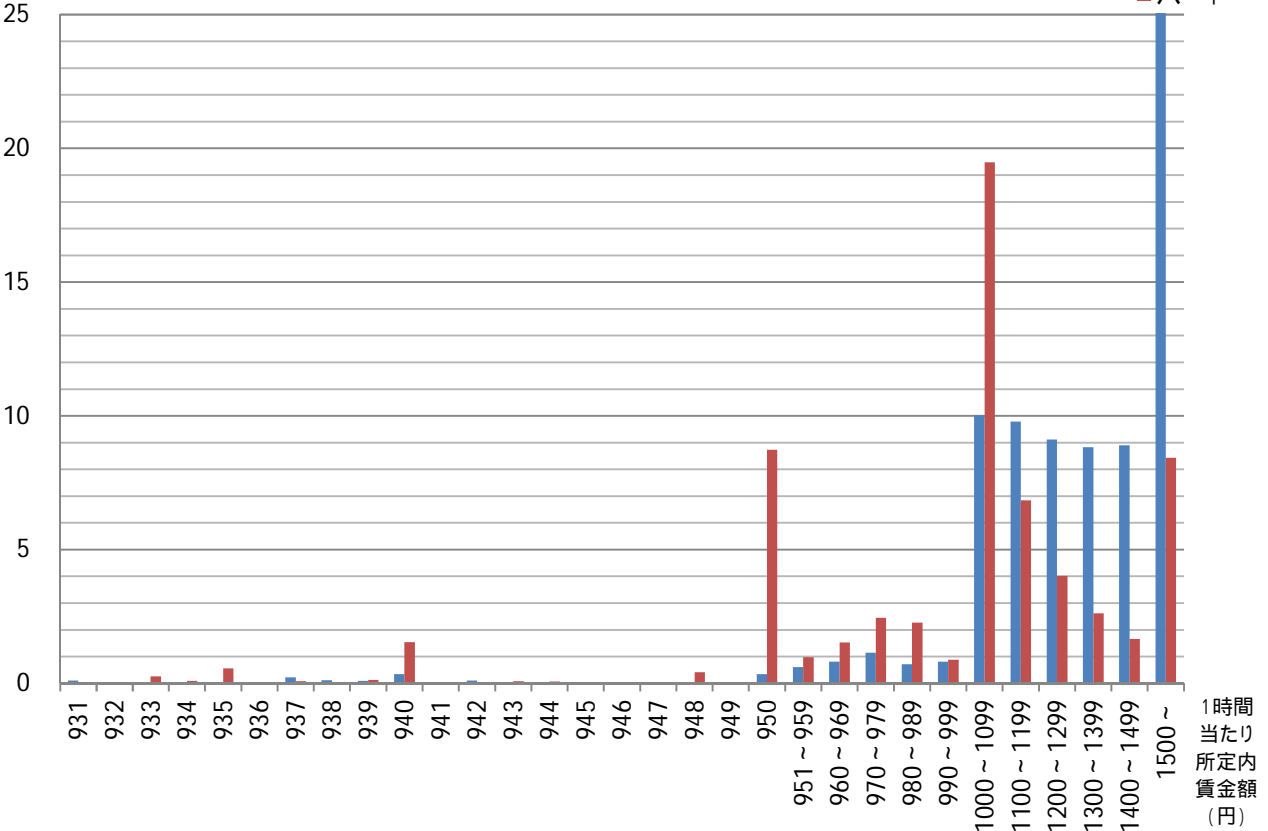


賃金分布（地域別最低賃金対象産業：一般・パート別）2/2

分布率 (%)

■一般

■パート



賃金分布表(2)

令和5年 地域別最低賃金対象産業 規模別、全地区

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～889	4,356	1.6	1.6	1,889	0.5	0.5	156	0.3	0.3
890	0	0.0	1.6	85	0.0	0.6	0	0.0	0.3
891	0	0.0	1.6	0	0.0	0.6	78	0.2	0.5
892	0	0.0	1.6	0	0.0	0.6	0	0.0	0.5
893	0	0.0	1.6	0	0.0	0.6	0	0.0	0.5
894	0	0.0	1.6	0	0.0	0.6	0	0.0	0.5
895	0	0.0	1.6	0	0.0	0.6	0	0.0	0.5
896	0	0.0	1.6	0	0.0	0.6	0	0.0	0.5
897	128	0.0	1.7	0	0.0	0.6	0	0.0	0.5
898	134	0.0	1.7	0	0.0	0.6	0	0.0	0.5
899	0	0.0	1.7	0	0.0	0.6	0	0.0	0.5
900	23,411	8.7	10.4	37,047	10.8	11.3	276	0.6	1.1
901	277	0.1	10.5	97	0.0	11.4	0	0.0	1.1
902	192	0.1	10.6	0	0.0	11.4	0	0.0	1.1
903	192	0.1	10.6	85	0.0	11.4	0	0.0	1.1
904	103	0.0	10.7	509	0.1	11.5	0	0.0	1.1
905	377	0.1	10.8	2,489	0.7	12.3	0	0.0	1.1
906	0	0.0	10.8	85	0.0	12.3	78	0.2	1.3
907	202	0.1	10.9	118	0.0	12.3	0	0.0	1.3
908	0	0.0	10.9	97	0.0	12.3	0	0.0	1.3
909	228	0.1	11.0	236	0.1	12.4	0	0.0	1.3
910	3,467	1.3	12.2	6,300	1.8	14.2	0	0.0	1.3
911	198	0.1	12.3	0	0.0	14.2	0	0.0	1.3
912	0	0.0	12.3	437	0.1	14.4	0	0.0	1.3
913	845	0.3	12.6	97	0.0	14.4	0	0.0	1.3
914	0	0.0	12.6	0	0.0	14.4	0	0.0	1.3
915	0	0.0	12.6	1,739	0.5	14.9	0	0.0	1.3
916	1,146	0.4	13.1	139	0.0	14.9	0	0.0	1.3
917	121	0.0	13.1	155	0.0	15.0	0	0.0	1.3
918	199	0.1	13.2	193	0.1	15.0	0	0.0	1.3
919	130	0.0	13.2	783	0.2	15.3	0	0.0	1.3
920	5,096	1.9	15.1	4,975	1.4	16.7	2,519	5.4	6.7
921	0	0.0	15.1	238	0.1	16.8	0	0.0	6.7
922	134	0.0	15.2	155	0.0	16.8	97	0.2	6.9
923	505	0.2	15.3	139	0.0	16.9	97	0.2	7.1
924	0	0.0	15.3	182	0.1	16.9	0	0.0	7.1
925	440	0.2	15.5	1,119	0.3	17.3	0	0.0	7.1
926	199	0.1	15.6	1,007	0.3	17.5	0	0.0	7.1
927	0	0.0	15.6	934	0.3	17.8	0	0.0	7.1
928	0	0.0	15.6	433	0.1	17.9	0	0.0	7.1
929	0	0.0	15.6	129	0.0	18.0	0	0.0	7.1
930	2,374	0.9	16.5	9,194	2.7	20.7	405	0.9	8.0

賃金分布表(2)

令和5年 地域別最低賃金対象産業 規模別、全地区

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
931	105	0.0	16.5	408	0.1	20.8	0	0.0	8.0
932	0	0.0	16.5	0	0.0	20.8	0	0.0	8.0
933	121	0.0	16.5	640	0.2	21.0	0	0.0	8.0
934	0	0.0	16.5	348	0.1	21.1	0	0.0	8.0
935	0	0.0	16.5	1,505	0.4	21.5	0	0.0	8.0
936	128	0.0	16.6	0	0.0	21.5	0	0.0	8.0
937	530	0.2	16.8	524	0.2	21.6	82	0.2	8.2
938	81	0.0	16.8	413	0.1	21.8	0	0.0	8.2
939	241	0.1	16.9	477	0.1	21.9	0	0.0	8.2
940	1,735	0.6	17.6	3,113	0.9	22.8	328	0.7	8.9
941	121	0.0	17.6	0	0.0	22.8	0	0.0	8.9
942	300	0.1	17.7	141	0.0	22.9	0	0.0	8.9
943	199	0.1	17.8	0	0.0	22.9	78	0.2	9.0
944	0	0.0	17.8	239	0.1	22.9	0	0.0	9.0
945	121	0.0	17.8	0	0.0	22.9	0	0.0	9.0
946	134	0.0	17.9	0	0.0	22.9	0	0.0	9.0
947	0	0.0	17.9	0	0.0	22.9	0	0.0	9.0
948	0	0.0	17.9	1,015	0.3	23.2	0	0.0	9.0
949	0	0.0	17.9	76	0.0	23.2	0	0.0	9.0
950	9,326	3.5	21.3	12,843	3.7	27.0	715	1.5	10.6
951～959	1,157	0.4	21.8	3,273	1.0	27.9	495	1.1	11.6
960～969	3,964	1.5	23.2	2,714	0.8	28.7	450	1.0	12.6
970～979	2,705	1.0	24.2	7,089	2.1	30.8	995	2.1	14.7
980～989	3,577	1.3	25.6	4,828	1.4	32.2	164	0.4	15.1
990～999	2,124	0.8	26.3	3,325	1.0	33.1	82	0.2	15.3
1,000～1,099	33,479	12.4	38.7	49,664	14.4	47.6	6,312	13.6	28.9
1,100～1,199	24,311	9.0	47.7	28,215	8.2	55.8	4,915	10.6	39.5
1,200～1,299	19,387	7.2	54.9	23,706	6.9	62.6	4,607	9.9	49.4
1,300～1,399	18,521	6.9	61.8	21,050	6.1	68.8	3,500	7.5	56.9
1,400～1,499	16,678	6.2	68.0	19,433	5.6	74.4	4,912	10.6	67.5
1,500～	86,549	32.0	100.0	88,091	25.6	100.0	15,100	32.5	100.0
計	270,047	100.0		344,217	100.0		46,440	100.0	
月平均賃金額	203,262			184,063			238,534		
月一人当たり労働時間数	136			131			164		
第1・20分位数	900			900			920		
第1・10分位数	900			900			950		
第1・4分位数	981			950			1,062		
中位数	1,220			1,119			1,306		
時間当たり平均額	1,456			1,334			1,434		

賃金分布表(3) 令和5年 地域別最低賃金対象産業 規模別、全地区(パートのみ)

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～889	610	0.6	0.6	553	0.4	0.4	0	0.0	0.0
890	0	0.0	0.6	85	0.1	0.4	0	0.0	0.0
891	0	0.0	0.6	0	0.0	0.4	0	0.0	0.0
892	0	0.0	0.6	0	0.0	0.4	0	0.0	0.0
893	0	0.0	0.6	0	0.0	0.4	0	0.0	0.0
894	0	0.0	0.6	0	0.0	0.4	0	0.0	0.0
895	0	0.0	0.6	0	0.0	0.4	0	0.0	0.0
896	0	0.0	0.6	0	0.0	0.4	0	0.0	0.0
897	0	0.0	0.6	0	0.0	0.4	0	0.0	0.0
898	0	0.0	0.6	0	0.0	0.4	0	0.0	0.0
899	0	0.0	0.6	0	0.0	0.4	0	0.0	0.0
900	16,102	17.1	17.8	32,897	22.8	23.2	82	1.1	1.1
901	0	0.0	17.8	0	0.0	23.2	0	0.0	1.1
902	0	0.0	17.8	0	0.0	23.2	0	0.0	1.1
903	192	0.2	18.0	0	0.0	23.2	0	0.0	1.1
904	103	0.1	18.1	0	0.0	23.2	0	0.0	1.1
905	256	0.3	18.3	2,180	1.5	24.8	0	0.0	1.1
906	0	0.0	18.3	0	0.0	24.8	0	0.0	1.1
907	121	0.1	18.5	118	0.1	24.8	0	0.0	1.1
908	0	0.0	18.5	97	0.1	24.9	0	0.0	1.1
909	0	0.0	18.5	236	0.2	25.1	0	0.0	1.1
910	3,138	3.3	21.8	5,479	3.8	28.9	0	0.0	1.1
911	0	0.0	21.8	0	0.0	28.9	0	0.0	1.1
912	0	0.0	21.8	97	0.1	28.9	0	0.0	1.1
913	845	0.9	22.7	97	0.1	29.0	0	0.0	1.1
914	0	0.0	22.7	0	0.0	29.0	0	0.0	1.1
915	0	0.0	22.7	1,739	1.2	30.2	0	0.0	1.1
916	845	0.9	23.6	0	0.0	30.2	0	0.0	1.1
917	0	0.0	23.6	155	0.1	30.3	0	0.0	1.1
918	199	0.2	23.8	139	0.1	30.4	0	0.0	1.1
919	0	0.0	23.8	76	0.1	30.5	0	0.0	1.1
920	3,900	4.1	28.0	4,611	3.2	33.7	1,741	24.4	25.6
921	0	0.0	28.0	97	0.1	33.7	0	0.0	25.6
922	0	0.0	28.0	155	0.1	33.8	0	0.0	25.6
923	384	0.4	28.4	139	0.1	33.9	0	0.0	25.6
924	0	0.0	28.4	97	0.1	34.0	0	0.0	25.6
925	0	0.0	28.4	922	0.6	34.6	0	0.0	25.6
926	0	0.0	28.4	1,007	0.7	35.3	0	0.0	25.6
927	0	0.0	28.4	0	0.0	35.3	0	0.0	25.6
928	0	0.0	28.4	139	0.1	35.4	0	0.0	25.6
929	0	0.0	28.4	0	0.0	35.4	0	0.0	25.6
930	1,822	1.9	30.3	8,284	5.7	41.2	405	5.7	31.3

賃金分布表(3) 令和5年 地域別最低賃金対象産業 規模別、全地区(パートのみ)

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
931	0	0.0	30.3	97	0.1	41.2	0	0.0	31.3
932	0	0.0	30.3	0	0.0	41.2	0	0.0	31.3
933	0	0.0	30.3	640	0.4	41.7	0	0.0	31.3
934	0	0.0	30.3	239	0.2	41.9	0	0.0	31.3
935	0	0.0	30.3	1,364	0.9	42.8	0	0.0	31.3
936	0	0.0	30.3	0	0.0	42.8	0	0.0	31.3
937	198	0.2	30.5	0	0.0	42.8	0	0.0	31.3
938	0	0.0	30.5	0	0.0	42.8	0	0.0	31.3
939	241	0.3	30.8	85	0.1	42.9	0	0.0	31.3
940	1,654	1.8	32.5	1,789	1.2	44.1	328	4.6	35.9
941	121	0.1	32.7	0	0.0	44.1	0	0.0	35.9
942	0	0.0	32.7	0	0.0	44.1	0	0.0	35.9
943	199	0.2	32.9	0	0.0	44.1	0	0.0	35.9
944	0	0.0	32.9	155	0.1	44.2	0	0.0	35.9
945	121	0.1	33.0	0	0.0	44.2	0	0.0	35.9
946	0	0.0	33.0	0	0.0	44.2	0	0.0	35.9
947	0	0.0	33.0	0	0.0	44.2	0	0.0	35.9
948	0	0.0	33.0	1,015	0.7	44.9	0	0.0	35.9
949	0	0.0	33.0	76	0.1	45.0	0	0.0	35.9
950	8,981	9.5	42.5	12,263	8.5	53.5	195	2.7	38.6
951～959	367	0.4	42.9	2,044	1.4	54.9	0	0.0	38.6
960～969	2,465	2.6	45.6	1,154	0.8	55.7	124	1.7	40.4
970～979	964	1.0	46.6	4,496	3.1	58.8	551	7.7	48.1
980～989	1,938	2.1	48.6	3,643	2.5	61.3	0	0.0	48.1
990～999	254	0.3	48.9	1,900	1.3	62.6	0	0.0	48.1
1,000～1,099	17,444	18.5	67.4	29,502	20.5	83.1	872	12.2	60.3
1,100～1,199	9,483	10.1	77.5	6,651	4.6	87.7	651	9.1	69.5
1,200～1,299	3,830	4.1	81.6	5,386	3.7	91.4	647	9.1	78.6
1,300～1,399	3,858	4.1	85.7	2,333	1.6	93.0	233	3.3	81.8
1,400～1,499	1,820	1.9	87.6	1,434	1.0	94.0	818	11.5	93.3
1,500～	11,642	12.4	100.0	8,592	6.0	100.0	475	6.7	100.0
計	94,097	100.0		144,257	100.0		7,123	100.0	
月平均賃金額	92,014			83,598			125,605		
月一人当たり労働時間数	80			80			110		
第1・20分位数	900			900			920		
第1・10分位数	900			900			920		
第1・4分位数	920			909			920		
中位数	1,000			950			1,000		
時間当たり平均額	1,240			1,060			1,133		

賃金分布表(4)

令和5年 地域別最低賃金対象産業 地区別、全規模

1時間当たり 所定内賃金額	福 岡			北 九 州			筑 後			筑 豊		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～ 889	3,369	1.0	1.0	793	0.5	0.5	1,977	1.7	1.7	261	0.5	0.5
890	0	0.0	1.0	0	0.0	0.5	85	0.1	1.8	0	0.0	0.5
891	78	0.0	1.0	0	0.0	0.5	0	0.0	1.8	0	0.0	0.5
892	0	0.0	1.0	0	0.0	0.5	0	0.0	1.8	0	0.0	0.5
893	0	0.0	1.0	0	0.0	0.5	0	0.0	1.8	0	0.0	0.5
894	0	0.0	1.0	0	0.0	0.5	0	0.0	1.8	0	0.0	0.5
895	0	0.0	1.0	0	0.0	0.5	0	0.0	1.8	0	0.0	0.5
896	0	0.0	1.0	0	0.0	0.5	0	0.0	1.8	0	0.0	0.5
897	128	0.0	1.1	0	0.0	0.5	0	0.0	1.8	0	0.0	0.5
898	0	0.0	1.1	0	0.0	0.5	134	0.1	1.9	0	0.0	0.5
899	0	0.0	1.1	0	0.0	0.5	0	0.0	1.9	0	0.0	0.5
900	28,302	8.5	9.6	17,780	11.1	11.6	7,942	6.8	8.7	6,710	13.1	13.6
901	0	0.0	9.6	97	0.1	11.7	121	0.1	8.8	157	0.3	13.9
902	192	0.1	9.6	0	0.0	11.7	0	0.0	8.8	0	0.0	13.9
903	192	0.1	9.7	0	0.0	11.7	85	0.1	8.8	0	0.0	13.9
904	528	0.2	9.8	0	0.0	11.7	85	0.1	8.9	0	0.0	13.9
905	1,246	0.4	10.2	1,202	0.8	12.4	418	0.4	9.3	0	0.0	13.9
906	78	0.0	10.2	0	0.0	12.4	85	0.1	9.3	0	0.0	13.9
907	118	0.0	10.3	202	0.1	12.6	0	0.0	9.3	0	0.0	13.9
908	0	0.0	10.3	97	0.1	12.6	0	0.0	9.3	0	0.0	13.9
909	464	0.1	10.4	0	0.0	12.6	0	0.0	9.3	0	0.0	13.9
910	4,009	1.2	11.6	1,620	1.0	13.6	3,744	3.2	12.5	393	0.8	14.7
911	198	0.1	11.7	0	0.0	13.6	0	0.0	12.5	0	0.0	14.7
912	0	0.0	11.7	97	0.1	13.7	340	0.3	12.8	0	0.0	14.7
913	128	0.0	11.7	814	0.5	14.2	0	0.0	12.8	0	0.0	14.7
914	0	0.0	11.7	0	0.0	14.2	0	0.0	12.8	0	0.0	14.7
915	259	0.1	11.8	227	0.1	14.4	1,253	1.1	13.9	0	0.0	14.7
916	302	0.1	11.9	845	0.5	14.9	139	0.1	14.0	0	0.0	14.7
917	0	0.0	11.9	155	0.1	15.0	121	0.1	14.1	0	0.0	14.7
918	0	0.0	11.9	199	0.1	15.1	139	0.1	14.3	54	0.1	14.8
919	707	0.2	12.1	76	0.0	15.2	130	0.1	14.4	0	0.0	14.8
920	6,032	1.8	13.9	1,456	0.9	16.1	4,471	3.8	18.2	632	1.2	16.0
921	141	0.0	14.0	97	0.1	16.1	0	0.0	18.2	0	0.0	16.0
922	0	0.0	14.0	155	0.1	16.2	231	0.2	18.4	0	0.0	16.0
923	384	0.1	14.1	0	0.0	16.2	357	0.3	18.7	0	0.0	16.0
924	0	0.0	14.1	97	0.1	16.3	85	0.1	18.8	0	0.0	16.0
925	0	0.0	14.1	440	0.3	16.6	922	0.8	19.6	196	0.4	16.4
926	0	0.0	14.1	1,206	0.8	17.3	0	0.0	19.6	0	0.0	16.4
927	259	0.1	14.2	0	0.0	17.3	85	0.1	19.6	589	1.2	17.6
928	0	0.0	14.2	155	0.1	17.4	278	0.2	19.9	0	0.0	17.6
929	129	0.0	14.2	0	0.0	17.4	0	0.0	19.9	0	0.0	17.6
930	7,259	2.2	16.4	2,114	1.3	18.7	1,888	1.6	21.5	712	1.4	19.0

賃金分布表(4)

令和5年 地域別最低賃金対象産業 地区別、全規模

1時間当たり 所定内賃金額	福 岡			北 九 州			筑 後			筑 豊		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
931	141	0.0	16.4	97	0.1	18.8	170	0.1	21.6	105	0.2	19.2
932	0	0.0	16.4	0	0.0	18.8	0	0.0	21.6	0	0.0	19.2
933	0	0.0	16.4	761	0.5	19.3	0	0.0	21.6	0	0.0	19.2
934	0	0.0	16.4	263	0.2	19.4	85	0.1	21.7	0	0.0	19.2
935	1,505	0.5	16.9	0	0.0	19.4	0	0.0	21.7	0	0.0	19.2
936	128	0.0	16.9	0	0.0	19.4	0	0.0	21.7	0	0.0	19.2
937	766	0.2	17.1	236	0.1	19.6	134	0.1	21.8	0	0.0	19.2
938	328	0.1	17.2	81	0.1	19.6	85	0.1	21.9	0	0.0	19.2
939	0	0.0	17.2	241	0.2	19.8	477	0.4	22.3	0	0.0	19.2
940	1,077	0.3	17.6	1,758	1.1	20.9	1,060	0.9	23.2	1,280	2.5	21.7
941	0	0.0	17.6	121	0.1	21.0	0	0.0	23.2	0	0.0	21.7
942	333	0.1	17.7	0	0.0	21.0	0	0.0	23.2	108	0.2	21.9
943	78	0.0	17.7	199	0.1	21.1	0	0.0	23.2	0	0.0	21.9
944	0	0.0	17.7	155	0.1	21.2	85	0.1	23.3	0	0.0	21.9
945	0	0.0	17.7	121	0.1	21.3	0	0.0	23.3	0	0.0	21.9
946	0	0.0	17.7	0	0.0	21.3	134	0.1	23.4	0	0.0	21.9
947	0	0.0	17.7	0	0.0	21.3	0	0.0	23.4	0	0.0	21.9
948	778	0.2	17.9	97	0.1	21.3	139	0.1	23.5	0	0.0	21.9
949	0	0.0	17.9	76	0.0	21.4	0	0.0	23.5	0	0.0	21.9
950	17,333	5.2	23.1	1,653	1.0	22.4	2,781	2.4	25.9	1,116	2.2	24.0
951 ~ 959	2,018	0.6	23.7	1,425	0.9	23.3	1,372	1.2	27.1	110	0.2	24.3
960 ~ 969	1,906	0.6	24.3	2,796	1.8	25.1	1,033	0.9	27.9	1,393	2.7	27.0
970 ~ 979	3,707	1.1	25.4	3,616	2.3	27.3	2,326	2.0	29.9	1,140	2.2	29.2
980 ~ 989	3,404	1.0	26.4	3,446	2.2	29.5	1,339	1.1	31.1	380	0.7	29.9
990 ~ 999	1,248	0.4	26.8	2,983	1.9	31.3	1,135	1.0	32.0	165	0.3	30.3
1,000 ~ 1,099	43,249	13.0	39.8	25,820	16.2	47.5	14,144	12.1	44.1	6,243	12.2	42.5
1,100 ~ 1,199	28,623	8.6	48.4	13,324	8.3	55.9	10,309	8.8	53.0	5,185	10.1	52.6
1,200 ~ 1,299	22,366	6.7	55.1	11,581	7.3	63.1	9,525	8.1	61.1	4,227	8.3	60.8
1,300 ~ 1,399	22,460	6.7	61.9	9,755	6.1	69.2	8,090	6.9	68.0	2,768	5.4	66.2
1,400 ~ 1,499	19,680	5.9	67.8	10,870	6.8	76.0	7,405	6.3	74.3	3,068	6.0	72.2
1,500 ~	107,259	32.2	100.0	38,260	24.0	100.0	30,002	25.7	100.0	14,220	27.8	100.0
計	332,892	100.0		159,655	100.0		116,945	100.0		51,212	100.0	
月平均賃金額	203,408			178,862			197,505			194,471		
月一人当たり労働時間数	135			130			143			141		
第1・20分位数	900			900			900			900		
第1・10分位数	905			900			910			900		
第1・4分位数	970			969			950			960		
中位数	1,212			1,111			1,153			1,175		
時間当たり平均額	1,452			1,315			1,348			1,331		

賃金分布表(5)

令和5年 地域別最低賃金対象産業 地区別、全規模(パートのみ)

1時間当たり 所定内賃金額	福 岡			北 九 州			筑 後			筑 豊		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
~ 889	665	0.5	0.5	0	0.0	0.0	342	0.9	0.9	157	1.0	1.0
890	0	0.0	0.5	0	0.0	0.0	85	0.2	1.2	0	0.0	1.0
891	0	0.0	0.5	0	0.0	0.0	0	0.0	1.2	0	0.0	1.0
892	0	0.0	0.5	0	0.0	0.0	0	0.0	1.2	0	0.0	1.0
893	0	0.0	0.5	0	0.0	0.0	0	0.0	1.2	0	0.0	1.0
894	0	0.0	0.5	0	0.0	0.0	0	0.0	1.2	0	0.0	1.0
895	0	0.0	0.5	0	0.0	0.0	0	0.0	1.2	0	0.0	1.0
896	0	0.0	0.5	0	0.0	0.0	0	0.0	1.2	0	0.0	1.0
897	0	0.0	0.5	0	0.0	0.0	0	0.0	1.2	0	0.0	1.0
898	0	0.0	0.5	0	0.0	0.0	0	0.0	1.2	0	0.0	1.0
899	0	0.0	0.5	0	0.0	0.0	0	0.0	1.2	0	0.0	1.0
900	23,144	18.4	18.9	15,599	23.1	23.1	5,069	13.8	14.9	5,268	34.1	35.1
901	0	0.0	18.9	0	0.0	23.1	0	0.0	14.9	0	0.0	35.1
902	0	0.0	18.9	0	0.0	23.1	0	0.0	14.9	0	0.0	35.1
903	192	0.2	19.1	0	0.0	23.1	0	0.0	14.9	0	0.0	35.1
904	103	0.1	19.2	0	0.0	23.1	0	0.0	14.9	0	0.0	35.1
905	1,246	1.0	20.2	773	1.1	24.3	418	1.1	16.1	0	0.0	35.1
906	0	0.0	20.2	0	0.0	24.3	0	0.0	16.1	0	0.0	35.1
907	118	0.1	20.2	121	0.2	24.5	0	0.0	16.1	0	0.0	35.1
908	0	0.0	20.2	97	0.1	24.6	0	0.0	16.1	0	0.0	35.1
909	236	0.2	20.4	0	0.0	24.6	0	0.0	16.1	0	0.0	35.1
910	3,539	2.8	23.2	1,345	2.0	26.6	3,536	9.6	25.7	196	1.3	36.3
911	0	0.0	23.2	0	0.0	26.6	0	0.0	25.7	0	0.0	36.3
912	0	0.0	23.2	97	0.1	26.7	0	0.0	25.7	0	0.0	36.3
913	128	0.1	23.3	814	1.2	27.9	0	0.0	25.7	0	0.0	36.3
914	0	0.0	23.3	0	0.0	27.9	0	0.0	25.7	0	0.0	36.3
915	259	0.2	23.6	227	0.3	28.3	1,253	3.4	29.1	0	0.0	36.3
916	0	0.0	23.6	845	1.3	29.5	0	0.0	29.1	0	0.0	36.3
917	0	0.0	23.6	155	0.2	29.8	0	0.0	29.1	0	0.0	36.3
918	0	0.0	23.6	199	0.3	30.1	139	0.4	29.5	0	0.0	36.3
919	0	0.0	23.6	76	0.1	30.2	0	0.0	29.5	0	0.0	36.3
920	5,390	4.3	27.8	1,301	1.9	32.1	2,929	8.0	37.4	632	4.1	40.4
921	0	0.0	27.8	97	0.1	32.2	0	0.0	37.4	0	0.0	40.4
922	0	0.0	27.8	155	0.2	32.5	0	0.0	37.4	0	0.0	40.4
923	384	0.3	28.1	0	0.0	32.5	139	0.4	37.8	0	0.0	40.4
924	0	0.0	28.1	97	0.1	32.6	0	0.0	37.8	0	0.0	40.4
925	0	0.0	28.1	0	0.0	32.6	922	2.5	40.3	0	0.0	40.4
926	0	0.0	28.1	1,007	1.5	34.1	0	0.0	40.3	0	0.0	40.4
927	0	0.0	28.1	0	0.0	34.1	0	0.0	40.3	0	0.0	40.4
928	0	0.0	28.1	0	0.0	34.1	139	0.4	40.7	0	0.0	40.4
929	0	0.0	28.1	0	0.0	34.1	0	0.0	40.7	0	0.0	40.4
930	6,808	5.4	33.6	1,873	2.8	36.9	1,315	3.6	44.3	516	3.3	43.8

賃金分布表(5)

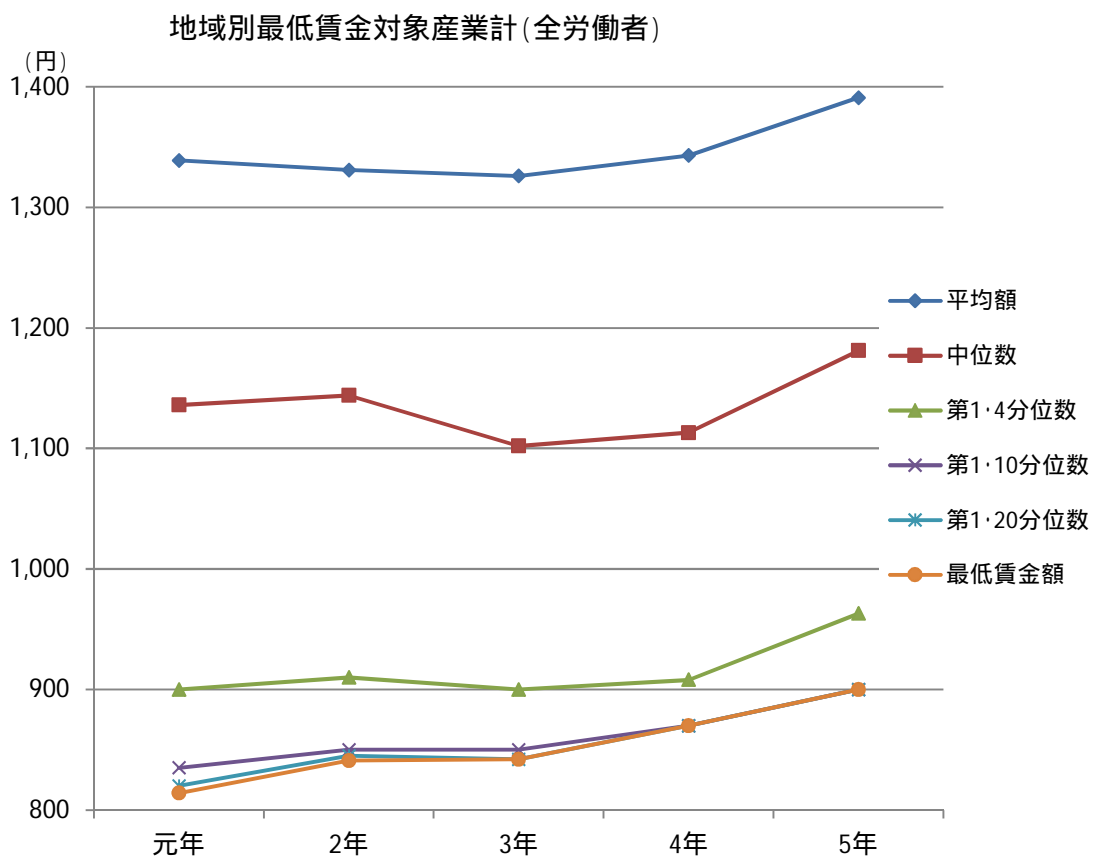
令和5年 地域別最低賃金対象産業 地区別、全規模(パートのみ)

1時間当たり 所定内賃金額	福 岡			北 九 州			筑 後			筑 豊		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
931	0	0.0	33.6	97	0.1	37.0	0	0.0	44.3	0	0.0	43.8
932	0	0.0	33.6	0	0.0	37.0	0	0.0	44.3	0	0.0	43.8
933	0	0.0	33.6	640	0.9	38.0	0	0.0	44.3	0	0.0	43.8
934	0	0.0	33.6	155	0.2	38.2	85	0.2	44.5	0	0.0	43.8
935	1,364	1.1	34.6	0	0.0	38.2	0	0.0	44.5	0	0.0	43.8
936	0	0.0	34.6	0	0.0	38.2	0	0.0	44.5	0	0.0	43.8
937	198	0.2	34.8	0	0.0	38.2	0	0.0	44.5	0	0.0	43.8
938	0	0.0	34.8	0	0.0	38.2	0	0.0	44.5	0	0.0	43.8
939	0	0.0	34.8	241	0.4	38.6	85	0.2	44.8	0	0.0	43.8
940	1,077	0.9	35.7	1,210	1.8	40.4	975	2.7	47.4	508	3.3	47.0
941	0	0.0	35.7	121	0.2	40.5	0	0.0	47.4	0	0.0	47.0
942	0	0.0	35.7	0	0.0	40.5	0	0.0	47.4	0	0.0	47.0
943	0	0.0	35.7	199	0.3	40.8	0	0.0	47.4	0	0.0	47.0
944	0	0.0	35.7	155	0.2	41.1	0	0.0	47.4	0	0.0	47.0
945	0	0.0	35.7	121	0.2	41.2	0	0.0	47.4	0	0.0	47.0
946	0	0.0	35.7	0	0.0	41.2	0	0.0	47.4	0	0.0	47.0
947	0	0.0	35.7	0	0.0	41.2	0	0.0	47.4	0	0.0	47.0
948	778	0.6	36.3	97	0.1	41.4	139	0.4	47.8	0	0.0	47.0
949	0	0.0	36.3	76	0.1	41.5	0	0.0	47.8	0	0.0	47.0
950	17,032	13.5	49.8	1,438	2.1	43.6	2,433	6.6	54.4	537	3.5	50.5
951 ~ 959	1,257	1.0	50.8	248	0.4	44.0	906	2.5	56.9	0	0.0	50.5
960 ~ 969	1,044	0.8	51.6	2,084	3.1	47.1	491	1.3	58.2	124	0.8	51.3
970 ~ 979	2,486	2.0	53.6	1,859	2.8	49.8	1,097	3.0	61.2	568	3.7	55.0
980 ~ 989	2,582	2.1	55.7	2,084	3.1	52.9	915	2.5	63.7	0	0.0	55.0
990 ~ 999	447	0.4	56.0	1,092	1.6	54.6	617	1.7	65.3	0	0.0	55.0
1,000 ~ 1,099	25,483	20.3	76.3	14,924	22.1	76.7	5,200	14.1	79.5	2,211	14.3	69.3
1,100 ~ 1,199	9,004	7.2	83.4	4,368	6.5	83.2	2,315	6.3	85.8	1,098	7.1	76.4
1,200 ~ 1,299	3,626	2.9	86.3	3,597	5.3	88.5	1,229	3.3	89.1	1,411	9.1	85.5
1,300 ~ 1,399	3,095	2.5	88.8	1,491	2.2	90.7	959	2.6	91.7	879	5.7	91.2
1,400 ~ 1,499	2,210	1.8	90.5	1,137	1.7	92.4	401	1.1	92.8	326	2.1	93.3
1,500 ~	11,905	9.5	100.0	5,129	7.6	100.0	2,640	7.2	100.0	1,035	6.7	100.0
計	125,799	100.0		67,436	100.0		36,774	100.0		15,467	100.0	
月平均賃金額	88,154			85,042			91,117			92,909		
月一人当たり労働時間数	79			80			85			84		
第1・20分位数	900			900			900			900		
第1・10分位数	900			900			900			900		
第1・4分位数	920			910			910			900		
中 位 数	955			980			950			950		
時間当たり平均額	1,164			1,084			1,126			1,080		

福岡県最低賃金額と1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

地域別最低賃金対象産業計(全労働者)

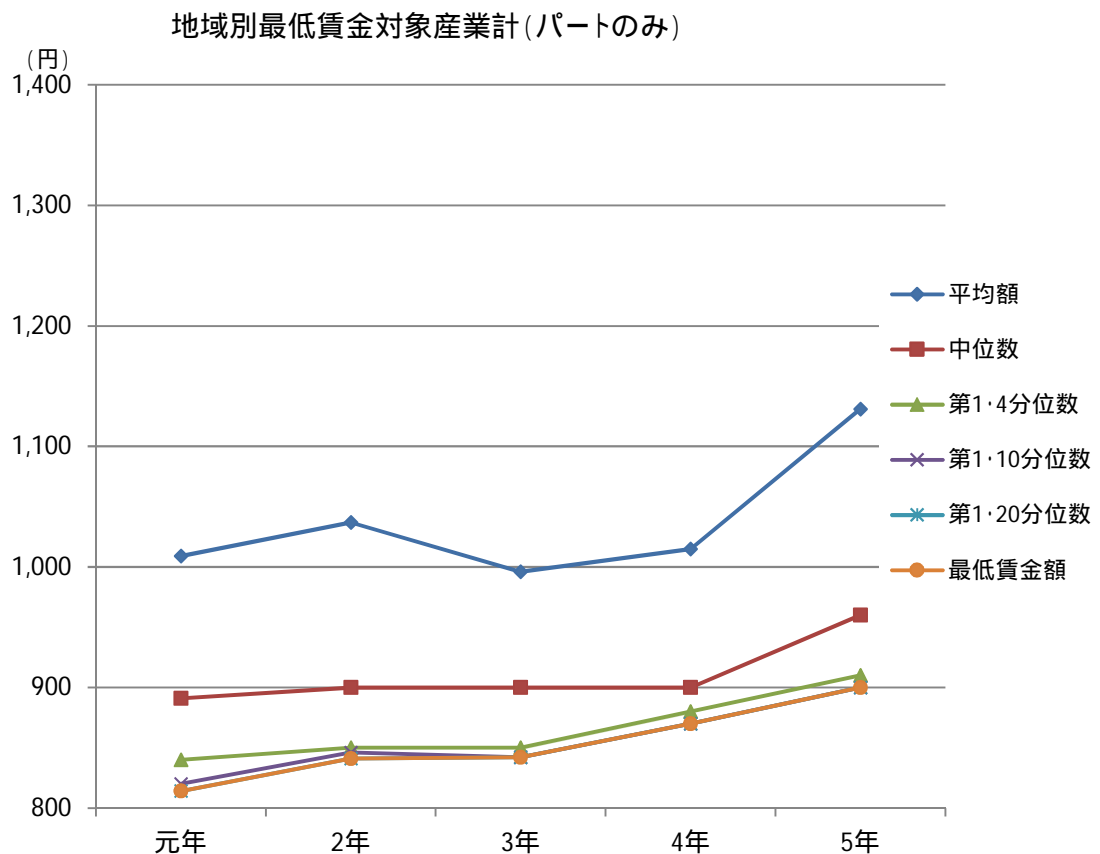
	元年	2年	3年	4年	5年	対前年比
平均額	1,339	1,331	1,326	1,343	1,391	+48
中位数	1,136	1,144	1,102	1,113	1,181	+68
第1・4分位数	900	910	900	908	963	+55
第1・10分位数	835	850	850	870	900	+30
第1・20分位数	820	845	842	870	900	+30
最低賃金額	814	841	842	870	900	+30
未満率	1.2%	1.9%	1.3%	1.3%	1.0%	-0.3
影響率	11.4%	4.3%	16.0%	17.7%		



福岡県最低賃金額と1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

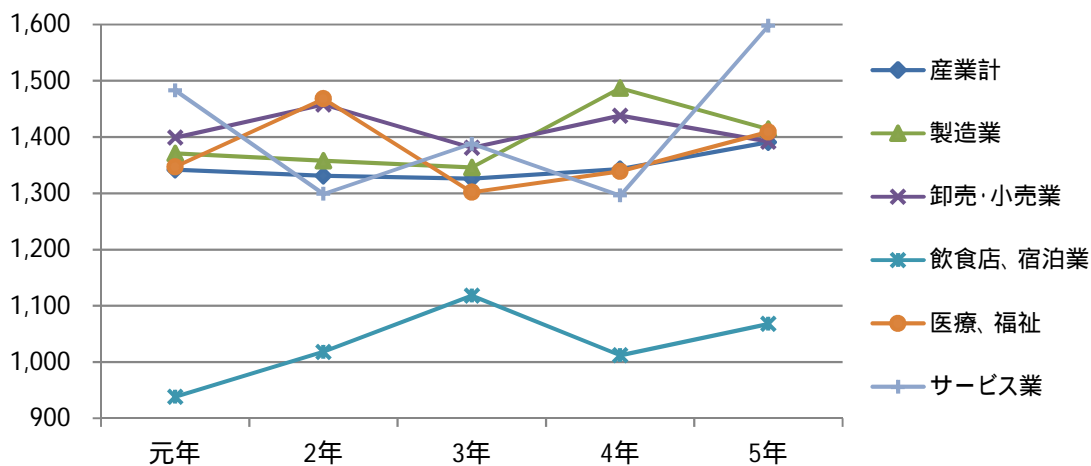
地域別最低賃金対象産業計(パートのみ)

	元年	2年	3年	4年	5年	対前年比
平均額	1,009	1,037	996	1,015	1,131	+116
中位数	891	900	900	900	960	+60
第1・4分位数	840	850	850	880	910	+30
第1・10分位数	820	846	842	870	900	+30
第1・20分位数	814	841	842	870	900	+30
最低賃金額	814	841	842	870	900	+30
未満率	1.3%	2.4%	1.4%	1.3%	0.5%	-0.8
影響率	25.3%	8.7%	34.2%	36.9%		

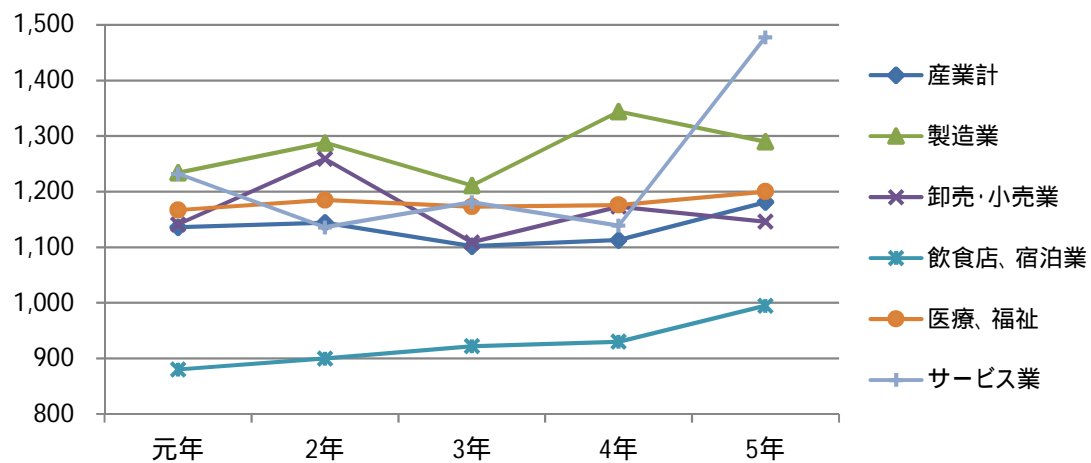


1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間) 地域別最低賃金該当産業別

	平均額 (円)					対前年比
	元年	2年	3年	4年	5年	
産業計	1,342	1,331	1,326	1,343	1,391	+48
製造業	1,371	1,358	1,346	1,487	1,414	-73
卸売・小売業	1,399	1,458	1,381	1,438	1,392	-46
飲食店、宿泊業	938	1,018	1,118	1,012	1,068	+56
医療、福祉	1,347	1,468	1,302	1,339	1,409	+70
サービス業	1,483	1,299	1,388	1,296	1,598	+302

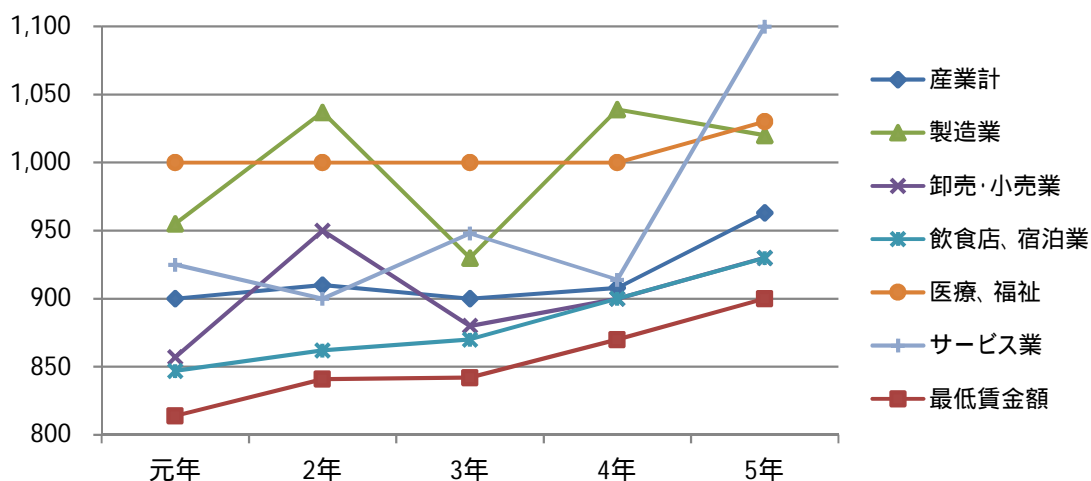


	中位数 (円)					対前年比
	元年	2年	3年	4年	5年	
産業計	1,136	1,144	1,102	1,113	1,181	+68
製造業	1,234	1,288	1,211	1,344	1,290	-54
卸売・小売業	1,141	1,259	1,109	1,173	1,146	-27
飲食店、宿泊業	880	900	922	930	995	+65
医療、福祉	1,167	1,185	1,173	1,176	1,200	+24
サービス業	1,232	1,136	1,181	1,139	1,478	339

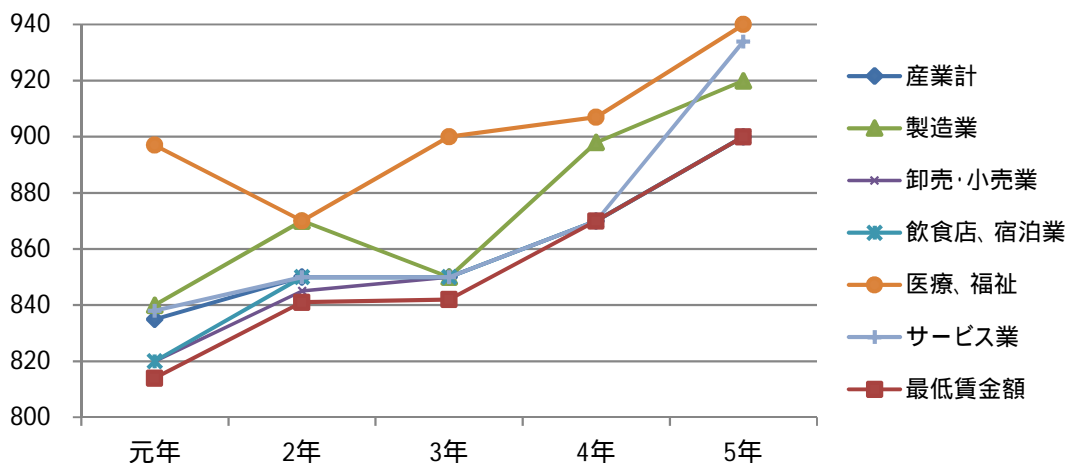


1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間) 地域別最低賃金該当産業別

	第1・4分位数(円)					対前年比
	元年	2年	3年	4年	5年	
産業計	900	910	900	908	963	+55
製造業	955	1,037	930	1,039	1,020	-19
卸売・小売業	857	950	880	900	930	+30
飲食店、宿泊業	847	862	870	900	930	+30
医療、福祉	1,000	1,000	1,000	1,000	1,030	+30
サービス業	925	900	948	914	1,100	+186
最低賃金額	814	841	842	870	900	+30

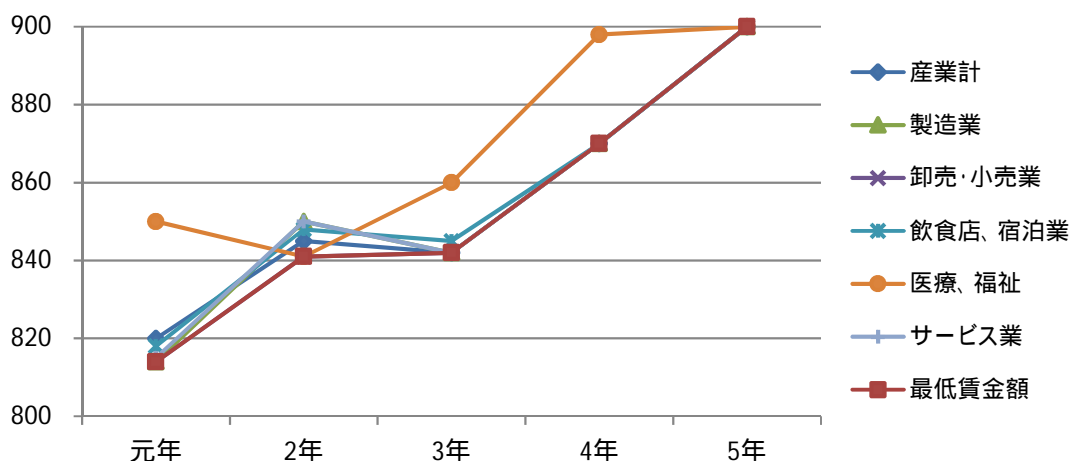


	第1・10分位数(円)					対前年比
	元年	2年	3年	4年	5年	
産業計	835	850	850	870	900	+30
製造業	840	870	850	898	920	+22
卸売・小売業	820	845	850	870	900	+30
飲食店、宿泊業	820	850	850	870	900	+30
医療、福祉	897	870	900	907	940	+33
サービス業	838	850	850	870	934	+64
最低賃金額	814	841	842	870	900	+30

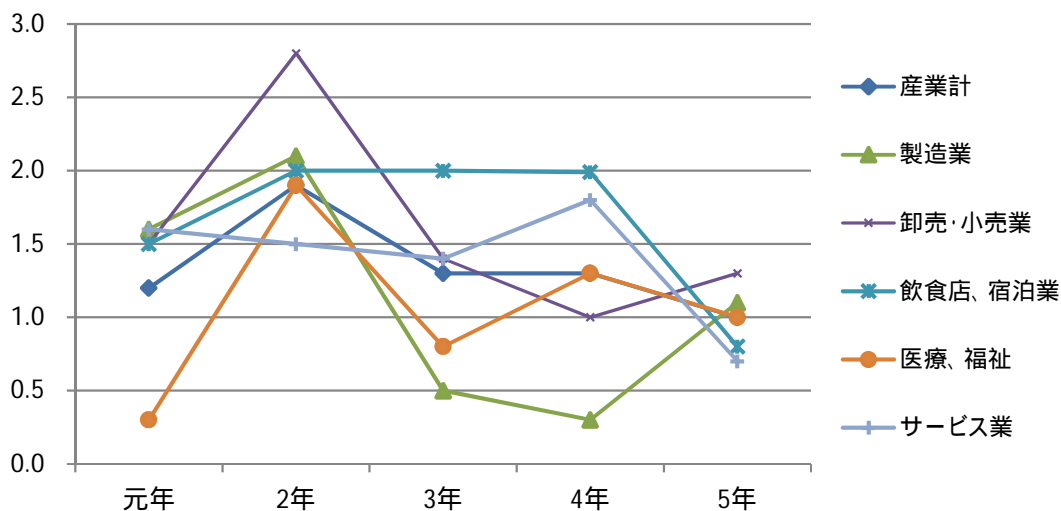


1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間) 地域別最低賃金該当産業別

	第1・20分位数の推移(円)					対前年比
	元年	2年	3年	4年	5年	
産業計	820	845	842	870	900	+30
製造業	814	850	842	870	900	+30
卸売・小売業	814	841	842	870	900	+30
飲食店、宿泊業	818	848	845	870	900	+30
医療、福祉	850	841	860	898	900	+2
サービス業	815	850	842	870	900	+30
最低賃金額	814	841	842	870	900	+30



	未満率(%)					対前年比
	元年	2年	3年	4年	5年	
産業計	1.2	1.9	1.3	1.3	1.0	-0.3
製造業	1.6	2.1	0.5	0.3	1.1	+0.8
卸売・小売業	1.5	2.8	1.4	1.0	1.3	+0.3
飲食店、宿泊業	1.5	2.0	2.0	2.0	0.8	-1.2
医療、福祉	0.3	1.9	0.8	1.3	1.0	-0.3
サービス業	1.6	1.5	1.4	1.8	0.7	-1.1



令和5年 産業別 規模別・地区別 未満率

	未		満		規 模 計	率 (参 考) 令和4年規模計
	1 ~ 9 人	10 ~ 29 人	30 ~ 99 人			
産 業 計	1.7%	0.6%	0.5%		1.0%	1.3%
製 造 業	1.9%	1.4%	0.5%		1.1%	0.3%
卸売・小売業	1.8%	0.9%			1.3%	1.0%
飲 食 店 業 宿 泊 業	1.8%	0.0%			0.8%	2.0%
医 療、福 祉	2.0%	0.3%			1.0%	1.3%
サ ー ビ ス 業	1.2%	0.2%			0.7%	1.8%

	未		満		地 区 計	率
	福 岡	北 九 州	筑 後	筑 豊		
産 業 計	1.1%	0.5%	1.9%	0.5%	1.0%	
製 造 業	2.6%	0.0%	0.8%	0.0%	1.1%	
卸売・小売業	1.1%	1.2%	2.7%	0.7%	1.3%	
飲 食 店 業 宿 泊 業	0.7%	0.0%	1.4%	5.9%	0.8%	
医 療、福 祉	1.2%	0.2%	2.1%	0.0%	1.0%	
サ ー ビ ス 業	0.6%	0.4%	2.0%	0.0%	0.7%	

最低賃金に関する基礎調査票 (令和5年6月)

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。



政府統計

【記入上の注意】

- 欄は記入しないでください。
- 令和5年6月1日現在(ただし、2の(8)~(14)については実績ではなく、令和5年6月分の見込みの状況)を記入して下さい。
- 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使って、() (太線) の中について記入して下さい。イ・数字はすべて1,2,3,.....の算用数字を使ってください。ロ・困む場合は、いずれか1つの数字を のように で困んでください。(注) 労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含めます。イ. 事業主、社長 ロ. 理事、取締役などの役員 ハ. 家族従業員 (注) 2の(13)について、例えば土曜日など1日の所定労働時間の半分だけ働く場合は0.5日と数えてください。

統計法に基づく一般統計調査

市町村番号

産業分類番号

事業所番号

対象区分

連絡先 TEL

主要な生産品の名称又は事業の内容(主要とは総売上高の最も多いものをいいます。)

記入担当者

法人番号

1. 事業所に関する事項(注)

事業所の労働者数(注)(臨時、パートを含む)令和5年6月1日現在	男	女	計
	人	人	人

2. 労働者に関する事項

上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等がたよらないように、1人おきに選んで、記入してください。

10人目以降は10の位を記入してください。	(1) 労働者番号 (番号、記号、氏名(イニシャル)等が、後に内容についてお尋ねすることがありますのでそのとくに分かるようにしてあいてください。)	(2) 性別	(3) 就業形態 (パート、アルバイトは一般の労働者に比べ所定労働時間外に勤務する労働者です。)	(4) 年齢 (6月1日現在)	(5) 勤続年数 (3月31日現在)	(6) 職種又は仕事の内容 (「対象区分」が2の事業所のみ記入してください。例えば、プレス工、溶接工、清掃工、金属検査工、清掃工、洗浄、選別、はんた付けなど具体的に記入してください。なお、技能習得中の場合は(技能習得中)と記入してください。)	(7) 基本給の賃金形態及び6月の基本給額 (賃金形態が月給なら月給を、日給なら日給を、時間給なら時間給を、記入してください。月給の場合、実績がなく、欠勤することなく働いた場合(出来高制の場合)は通常の能率で働いた場合に支払われるべき金額を記入してください。)	(8) 6月分の諸手当(月額)				(13) 1日の所定労働時間数 (注) 月間所定労働日数を記入してください。月の所定労働日数を記入してください。休業日労働は含まないで下さい。	(14) 事務処理欄	
								(9) 精皆勤手当 支給がない場合は0を記入してください。	(10) 通勤手当 支給がない場合は0を記入してください。	(11) 家族手当 支給がない場合は0を記入してください。	(12) その他の手当 ただし、賞与、退職手当、勤続手当、日直手当等は除きます。支給がない場合は0を記入してください。			時間
1		1	2	1	3	4	5	6	1	2	3			
2		1	2	1	3	4	5	6	1	2	3			
3		1	2	1	3	4	5	6	1	2	3			
4		1	2	1	3	4	5	6	1	2	3			
5		1	2	1	3	4	5	6	1	2	3			
6		1	2	1	3	4	5	6	1	2	3			
7		1	2	1	3	4	5	6	1	2	3			
8		1	2	1	3	4	5	6	1	2	3			
9		1	2	1	3	4	5	6	1	2	3			
0		1	2	1	3	4	5	6	1	2	3			

(注) 2枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。

賃金分布に関する資料

(都道府県別、ランク・総合指数順)

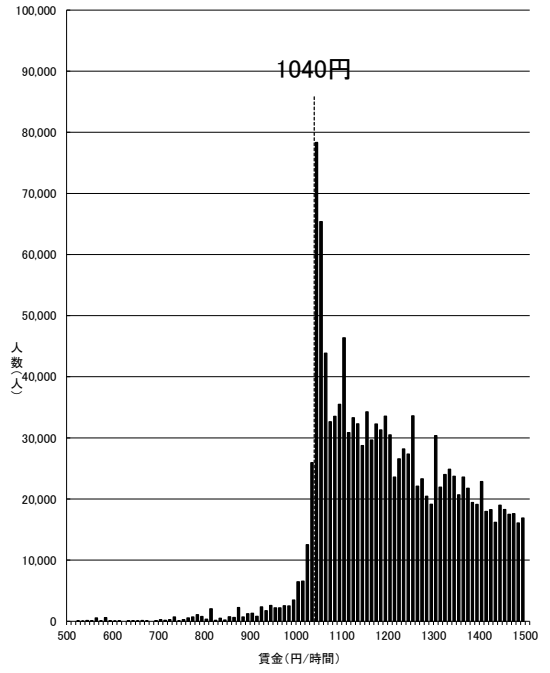
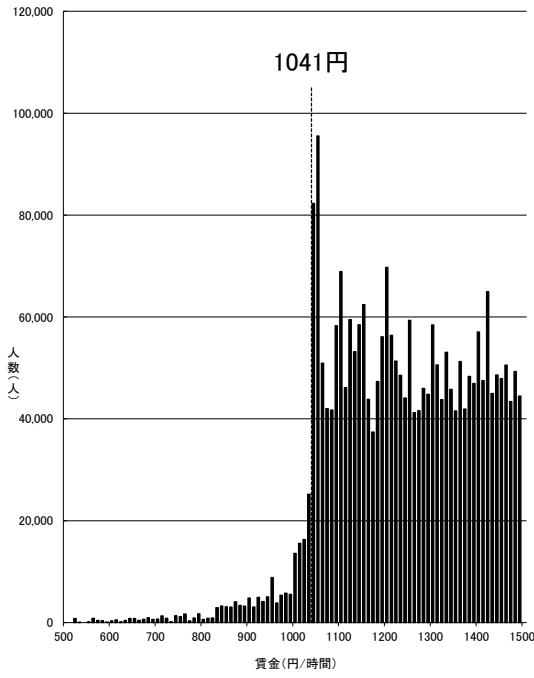
資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・ 1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	・・・・・・・・・・ 14
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	・・・・・・・・・・ 27

時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

資料No. 4-1

東京(A)

神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

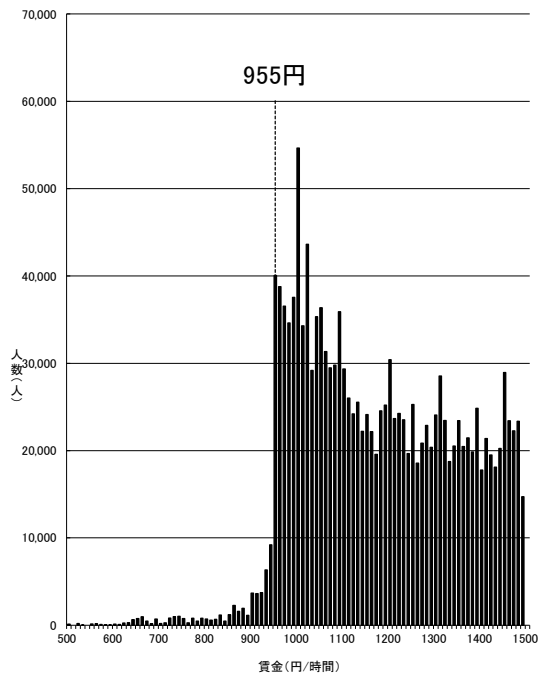
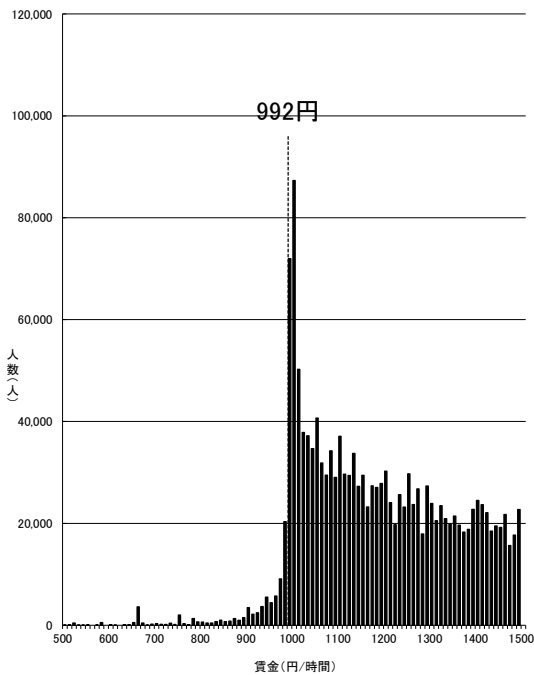
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

一般・短時間計

大阪(A)

愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

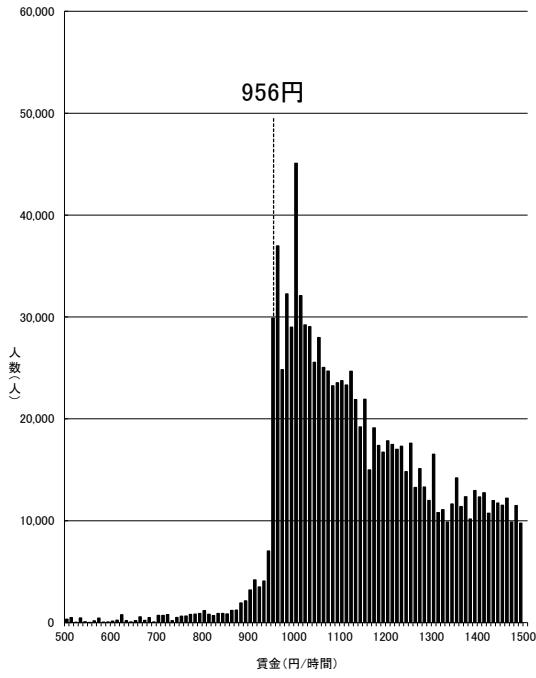
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

一般・短時間計

埼玉(A)

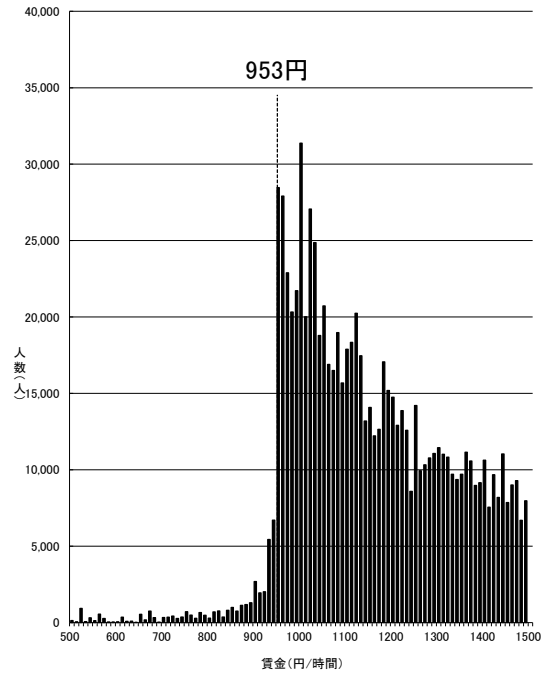


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)

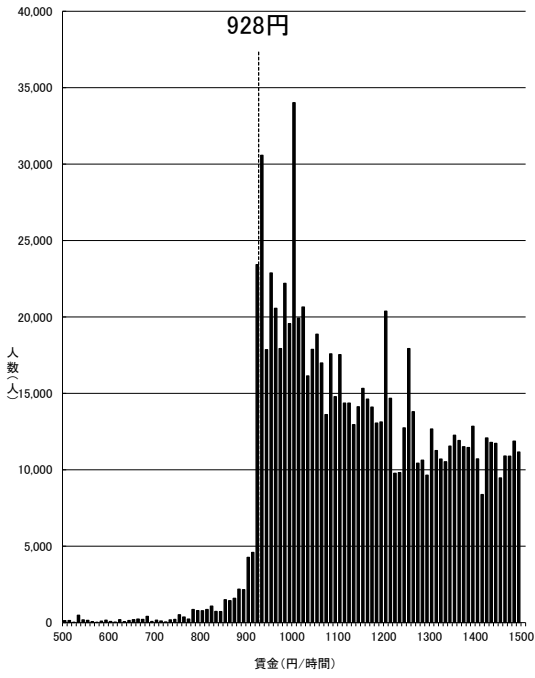


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

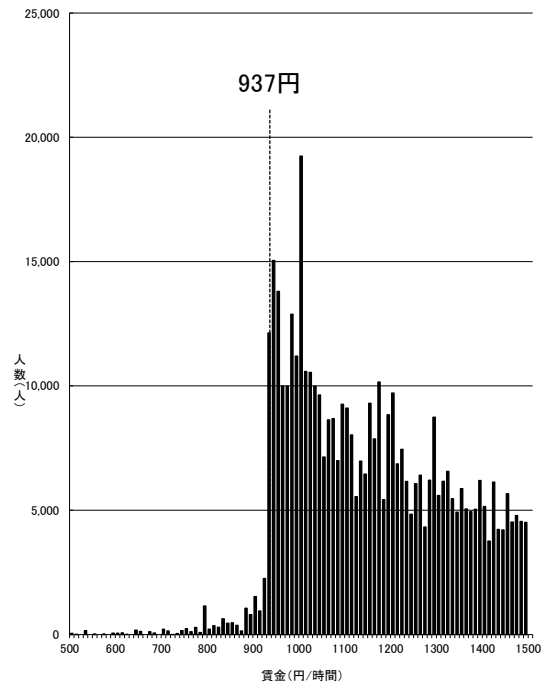


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

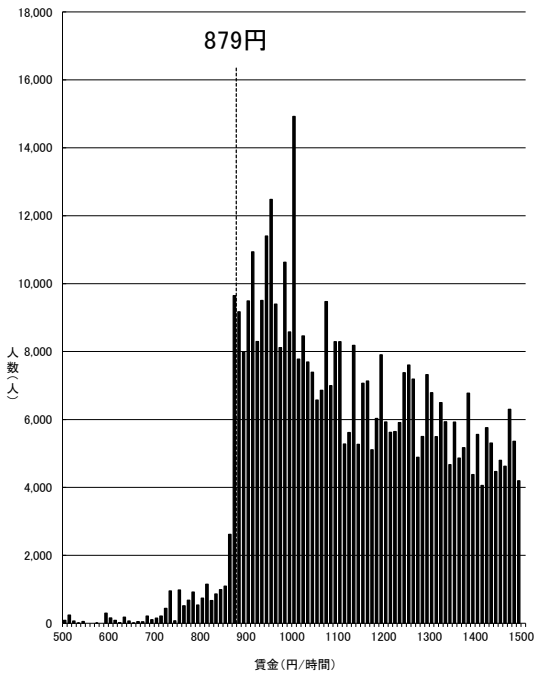


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

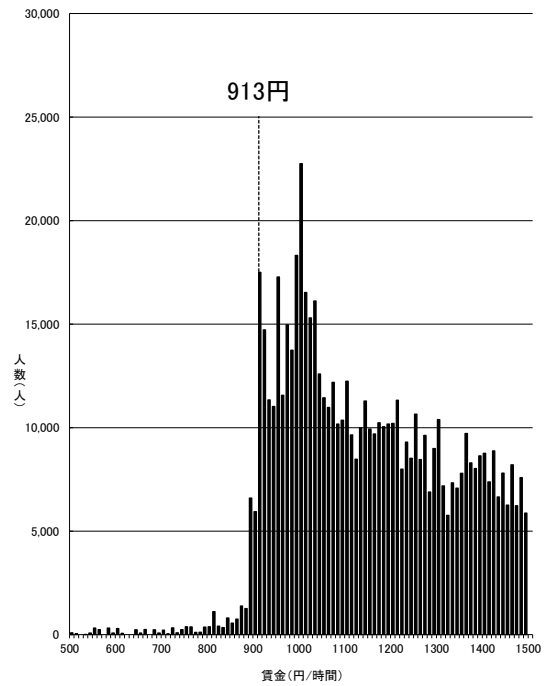


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

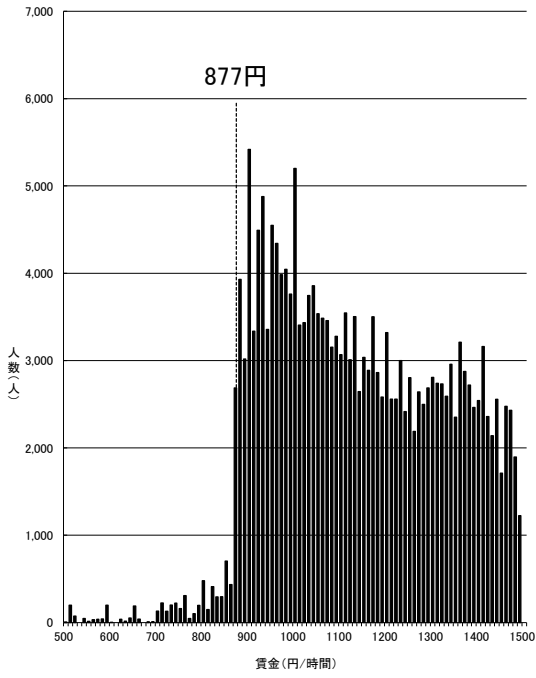


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

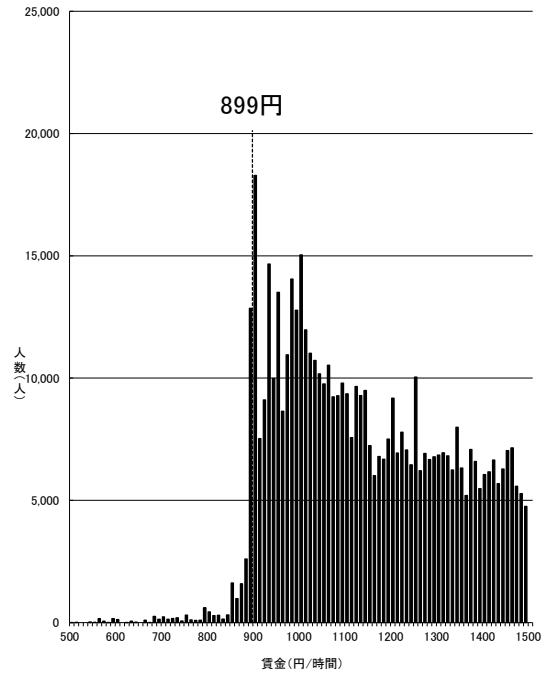


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

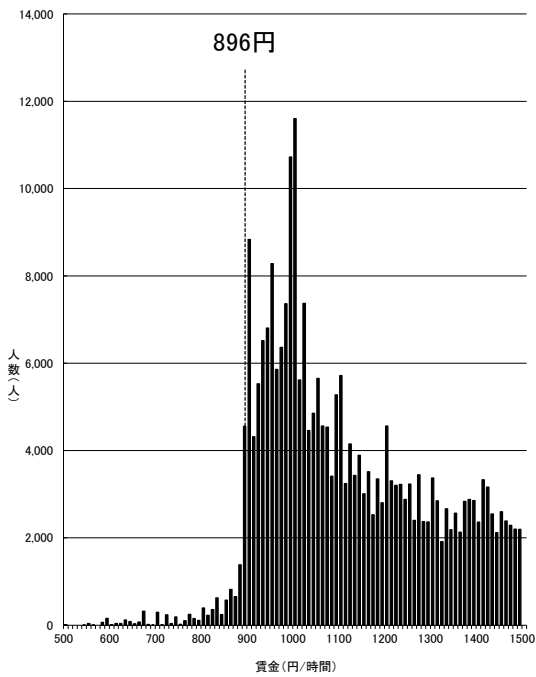


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

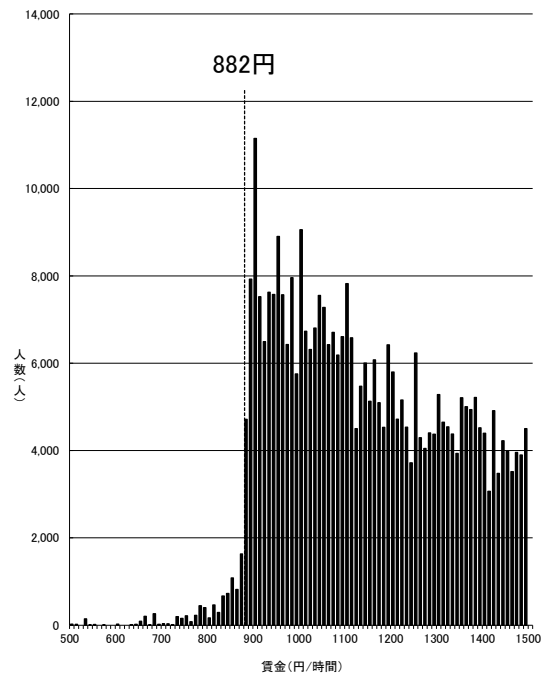


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

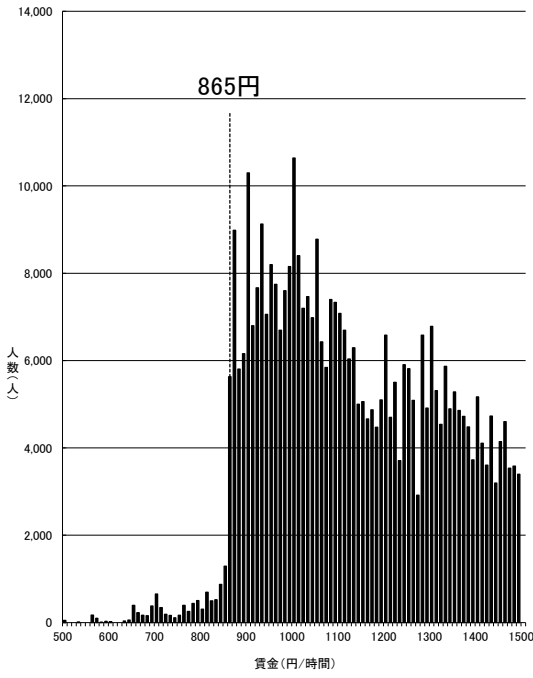


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

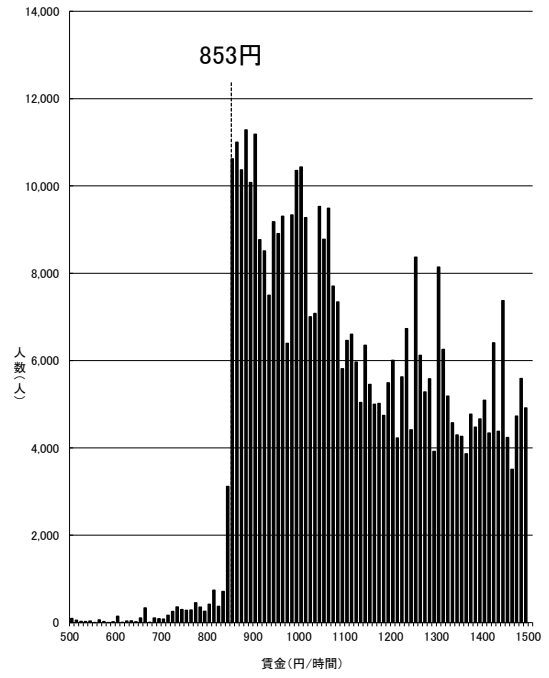


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

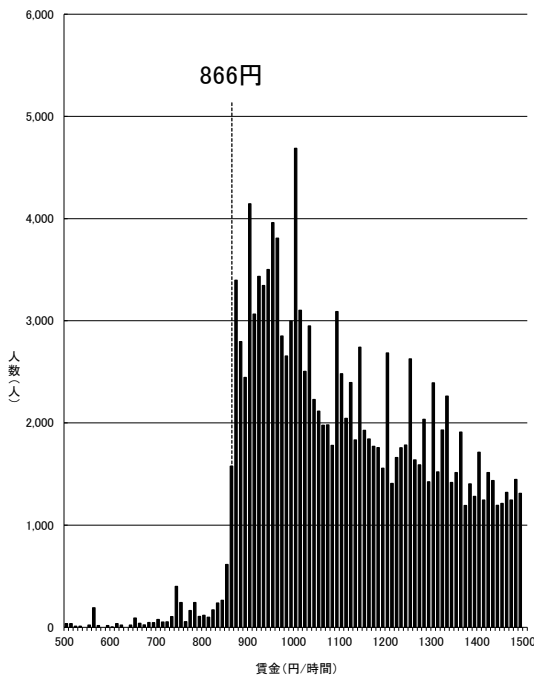


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

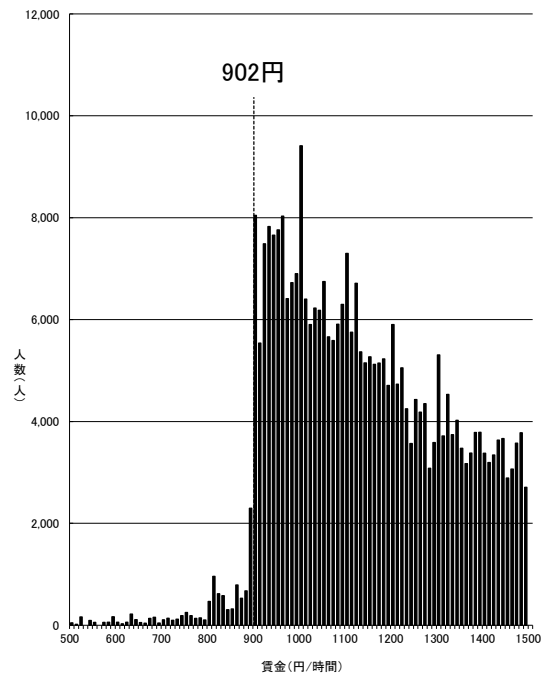


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

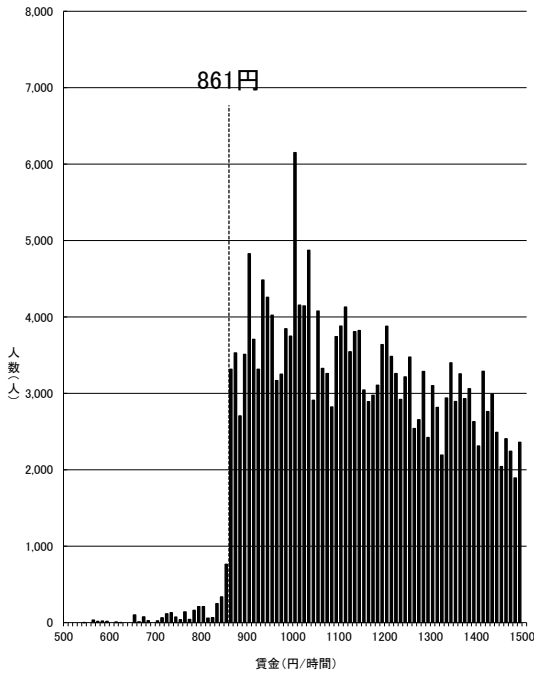


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(B)

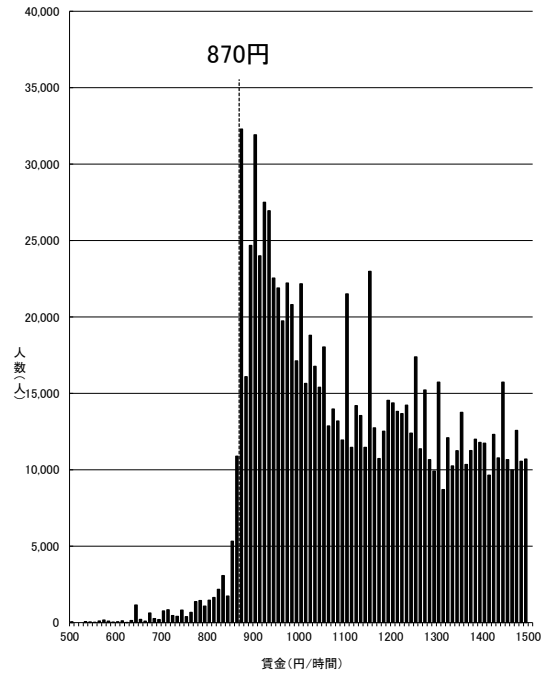


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(B)

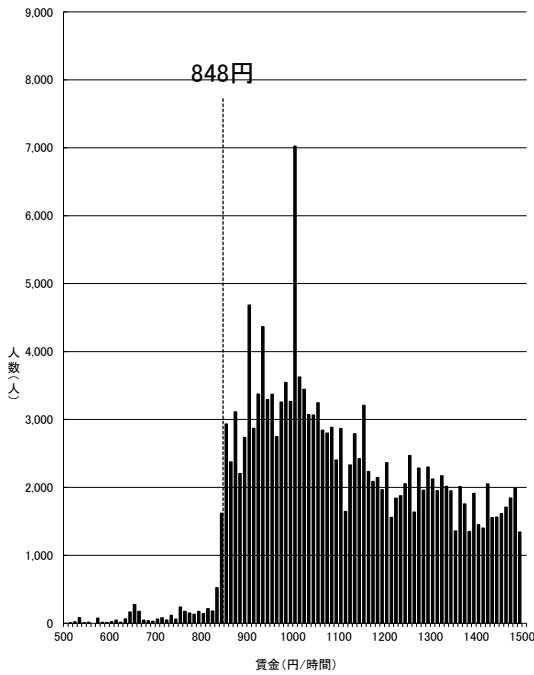


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(B)

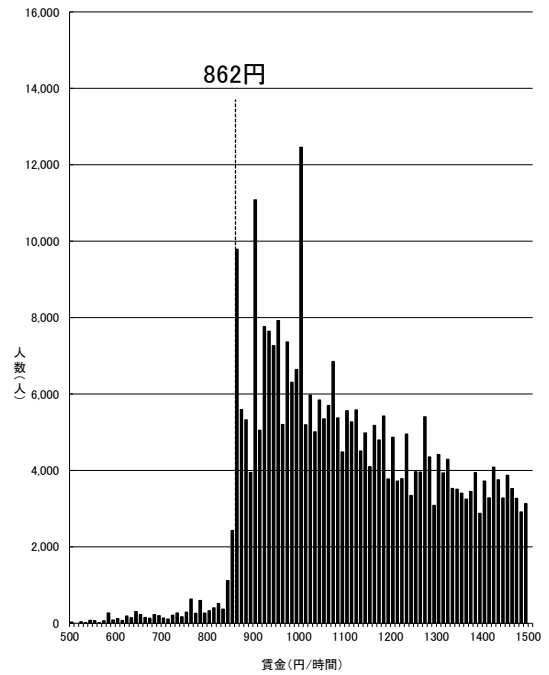


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(B)

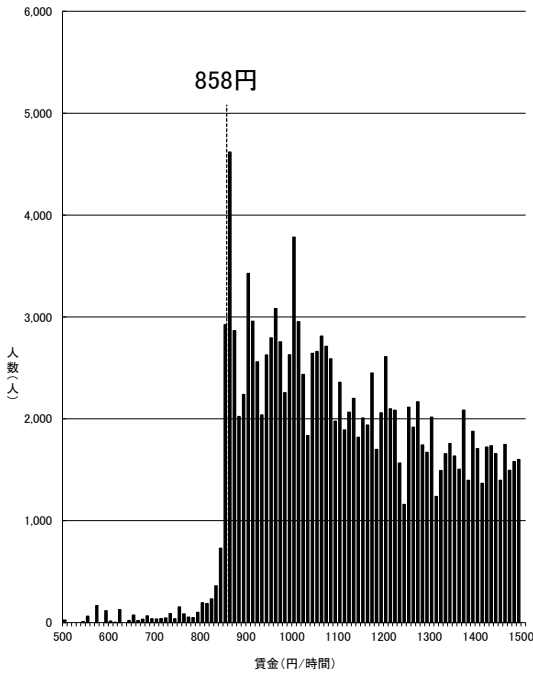


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(B)

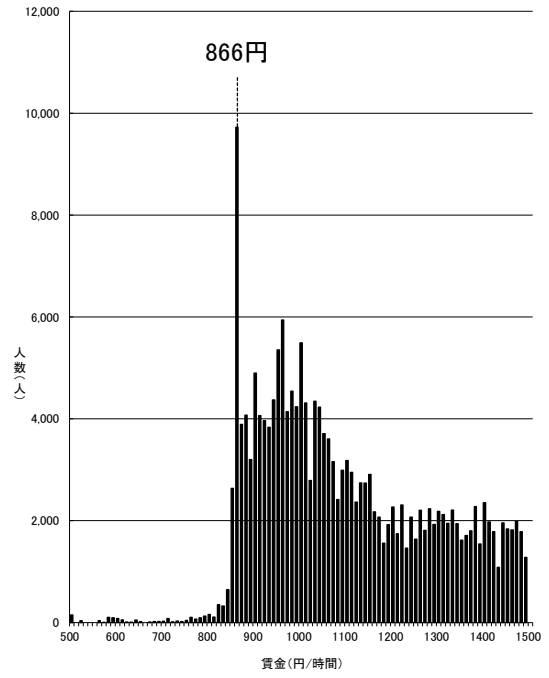


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(B)

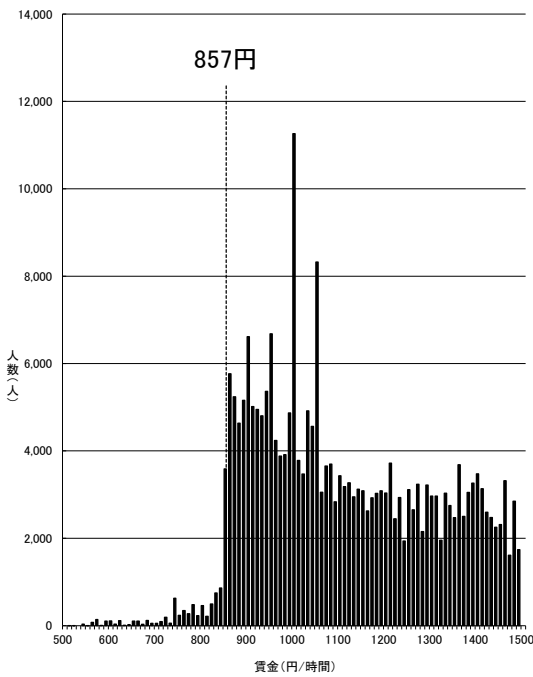


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(B)

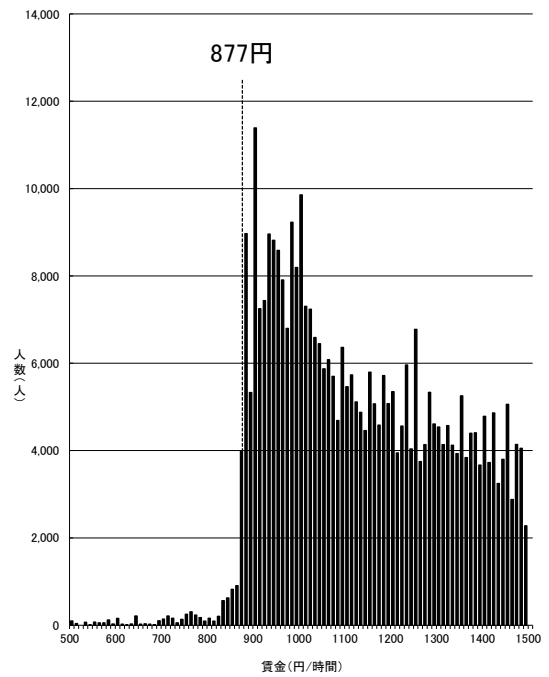


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

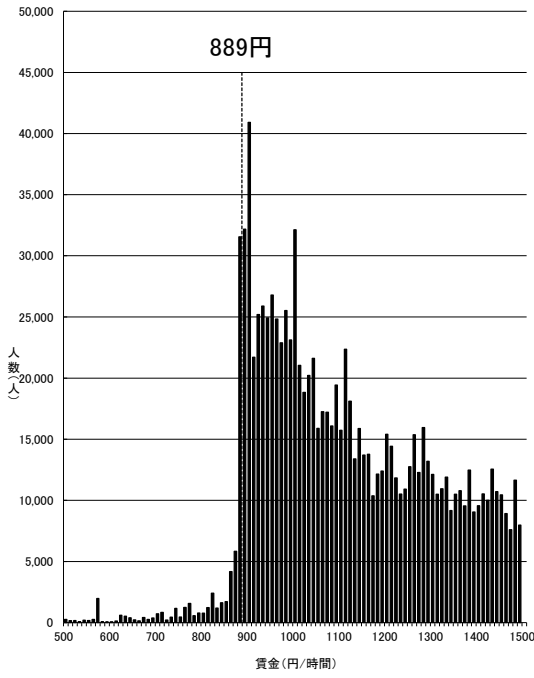


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(B)

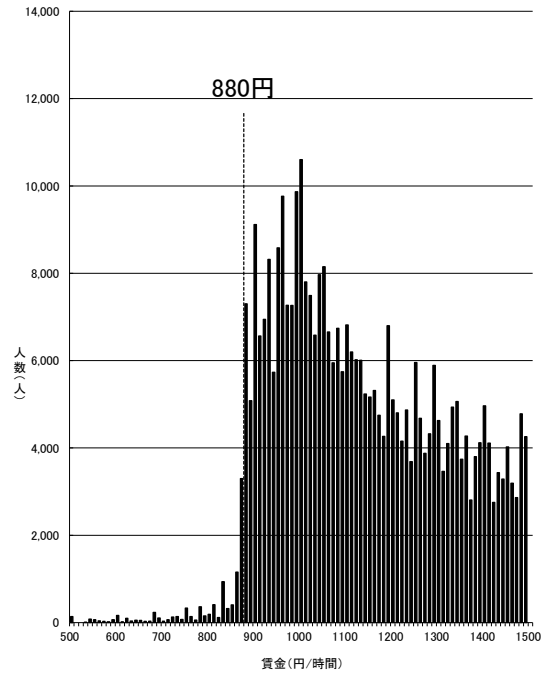


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(B)

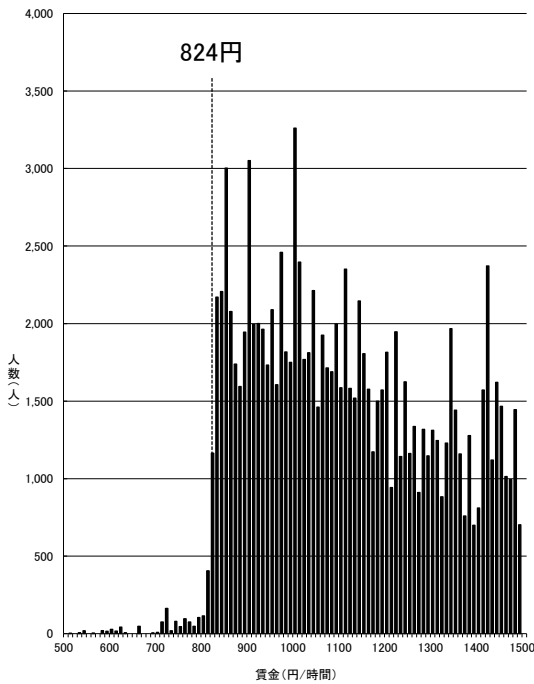


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(B)

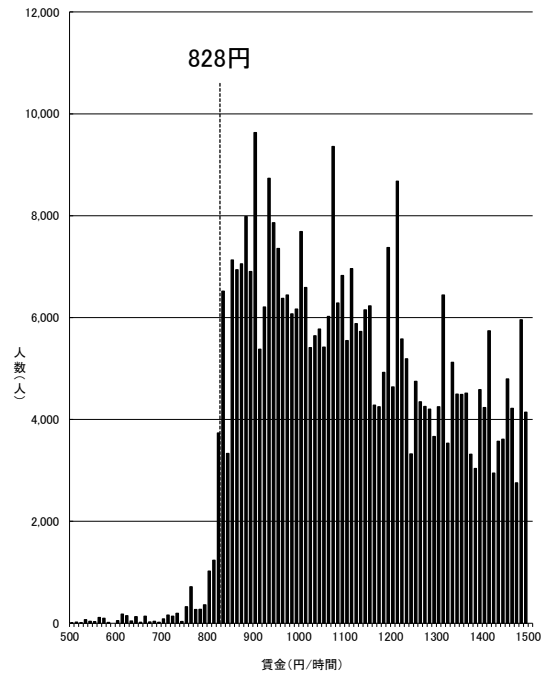


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(B)

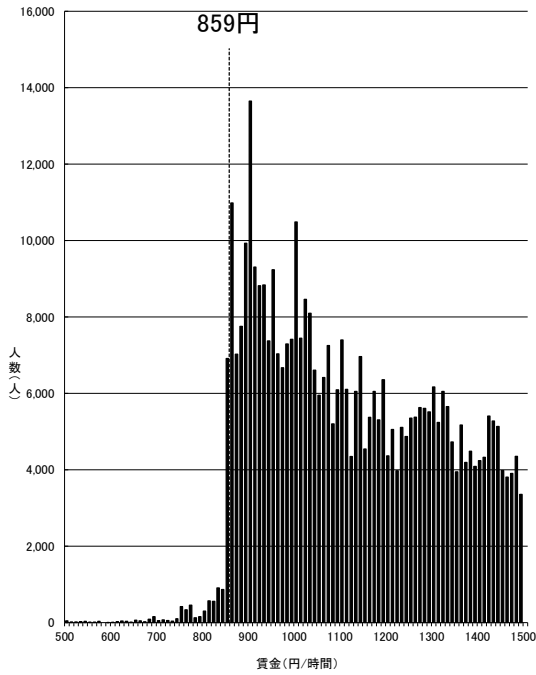


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(B)

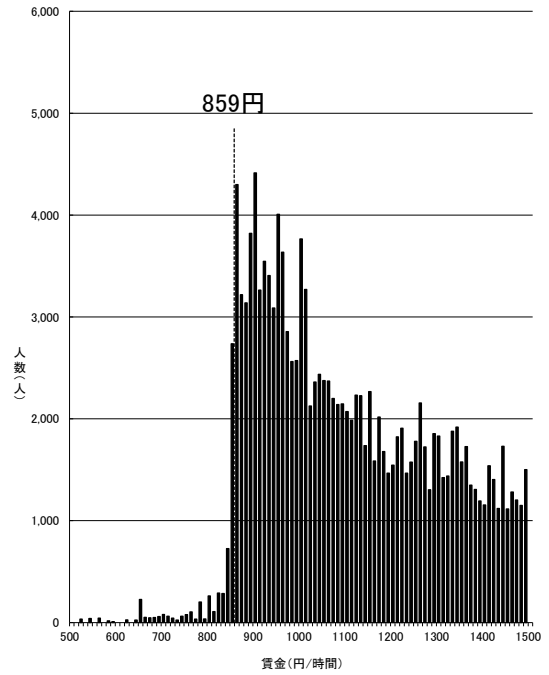


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(B)

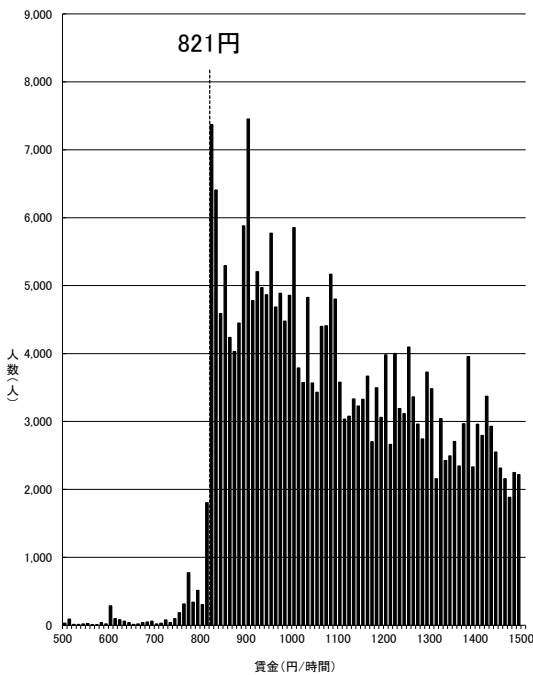


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(B)

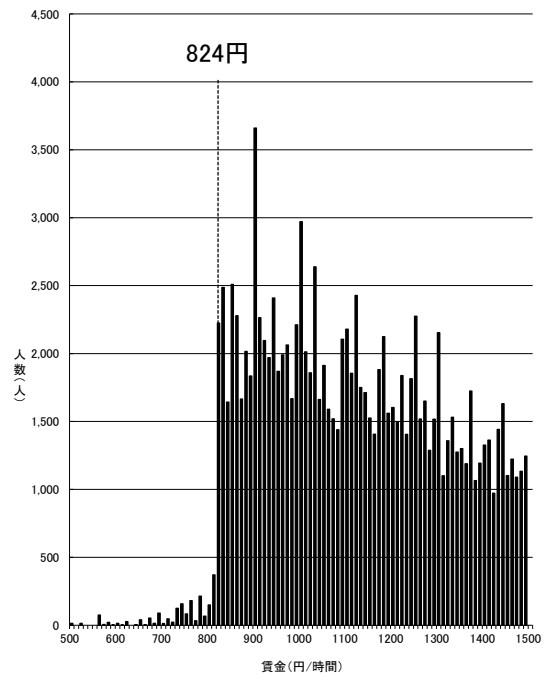


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(B)

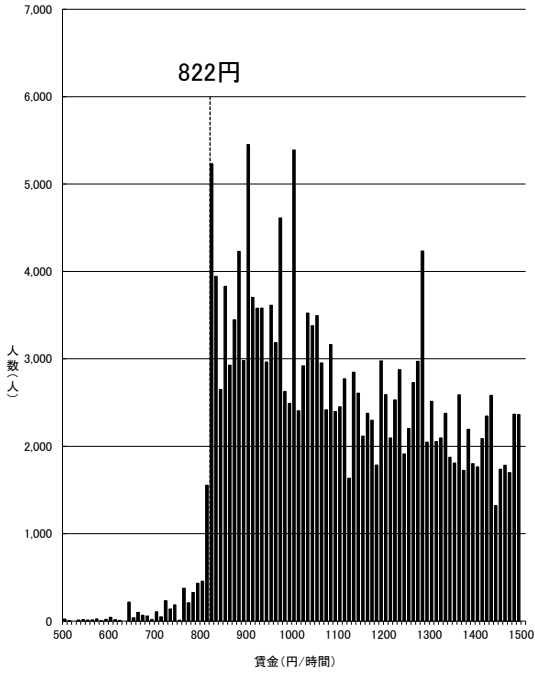


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(C)

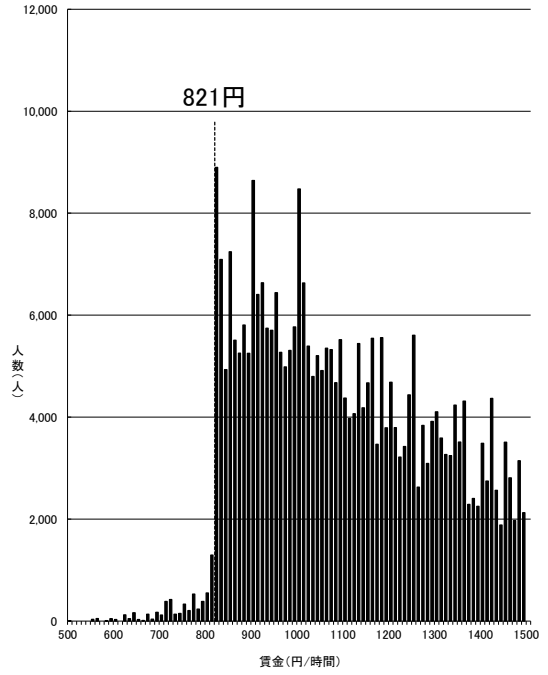


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

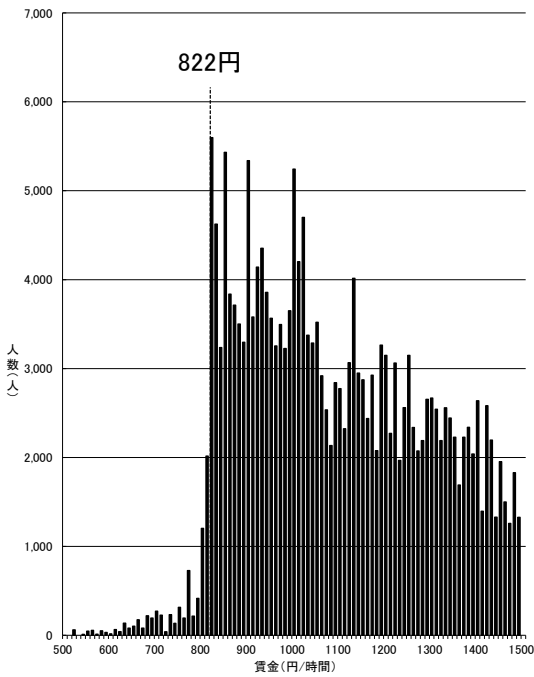


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

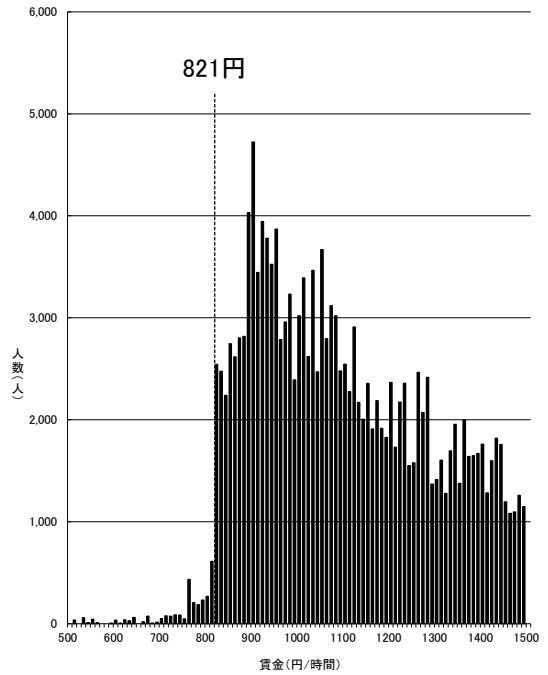


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

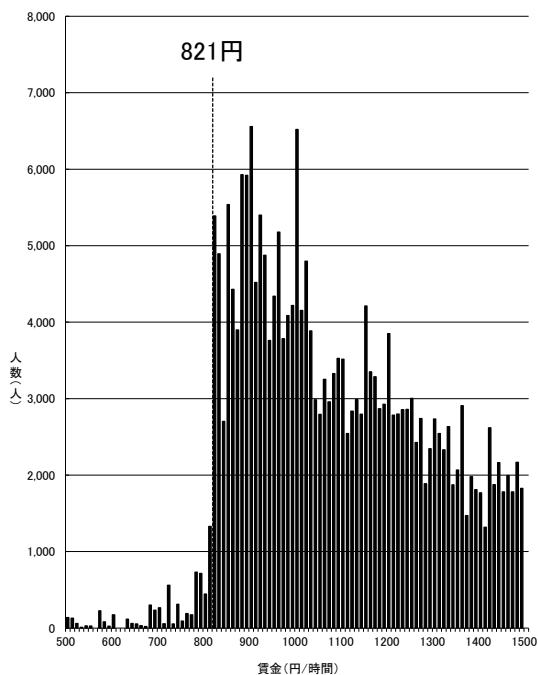


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

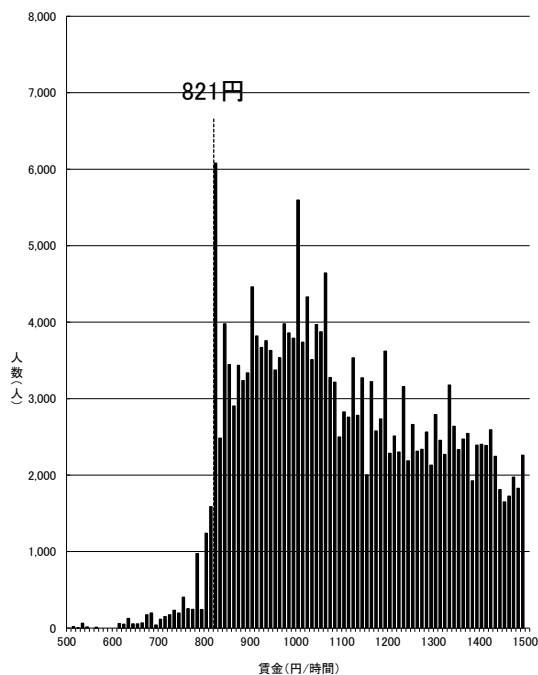


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

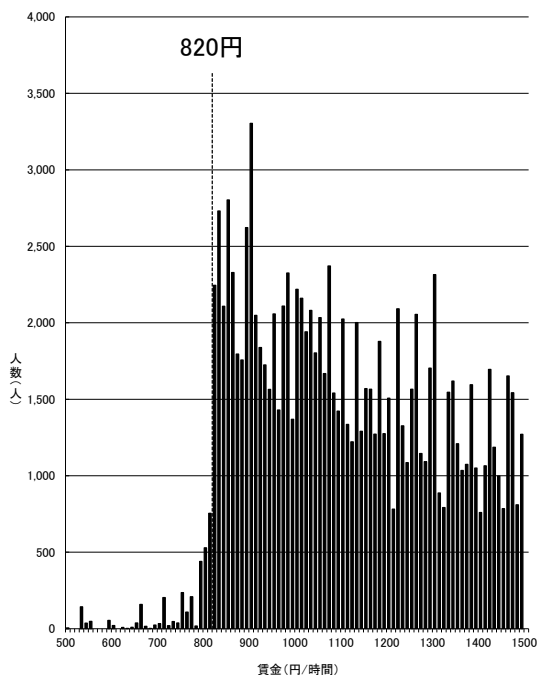


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

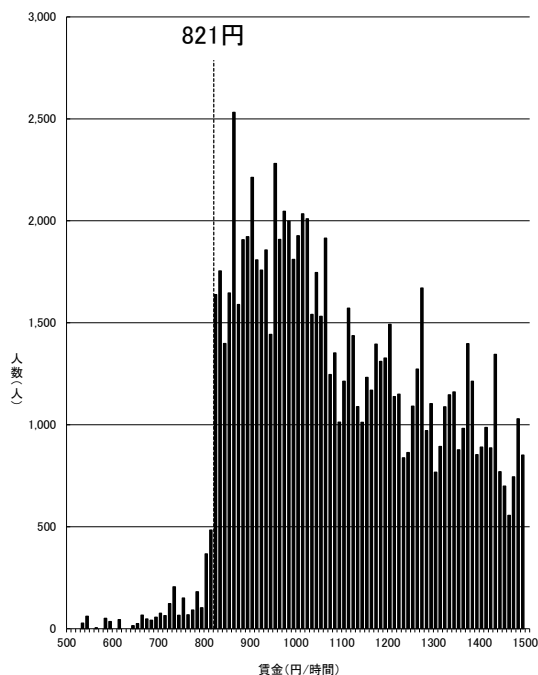


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

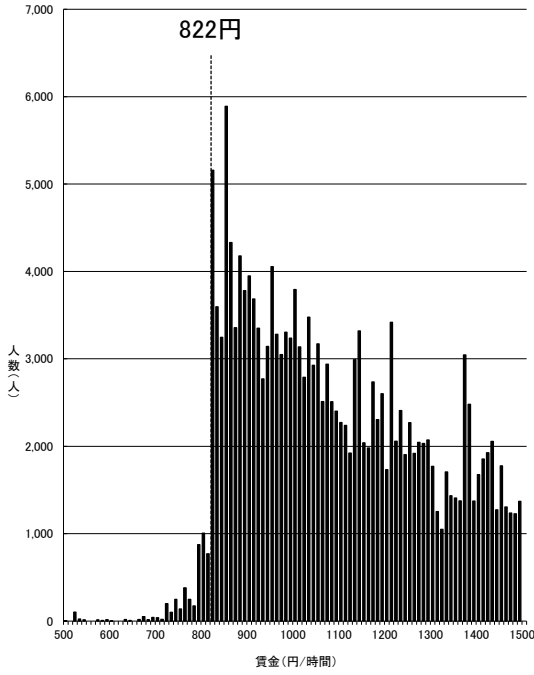


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

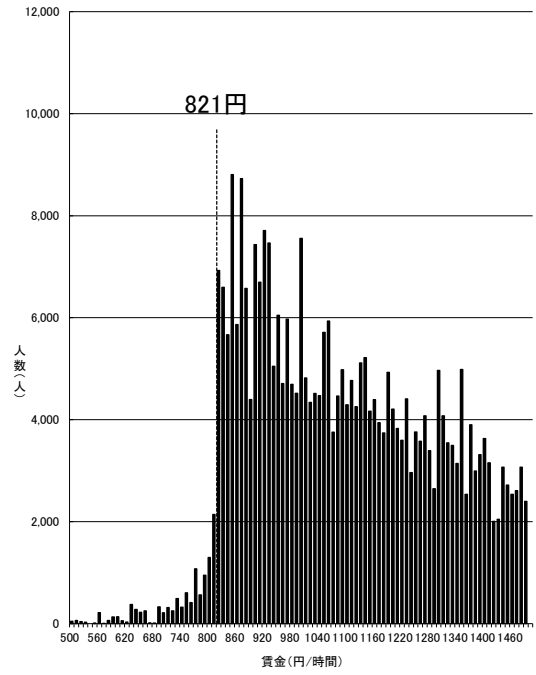


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

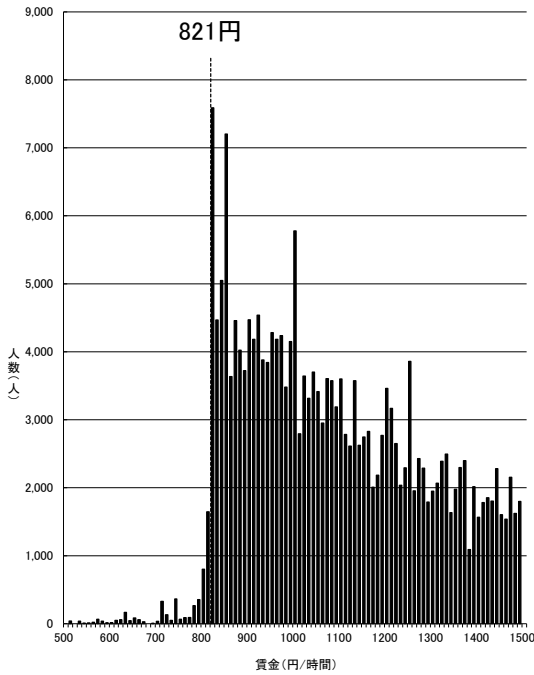


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

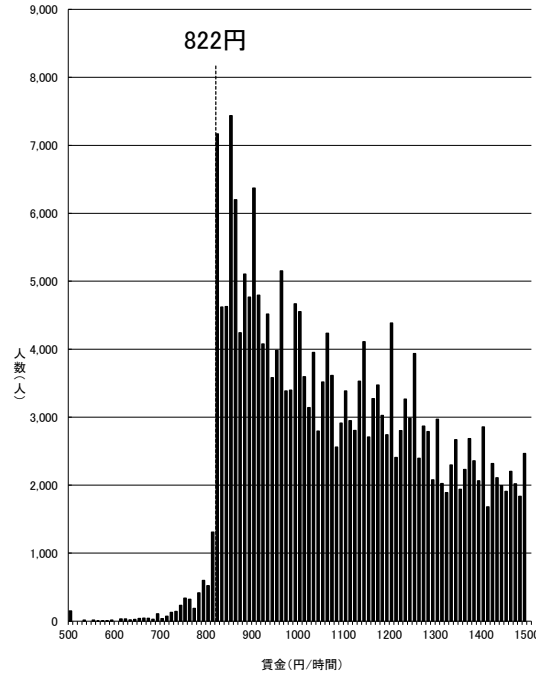


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

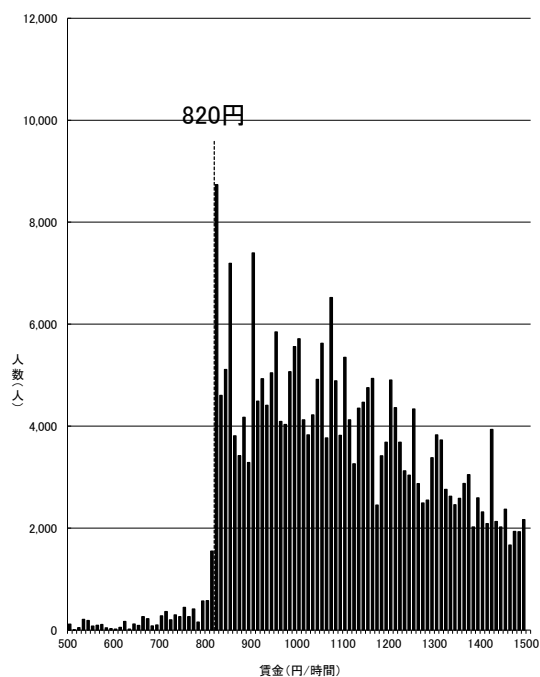


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

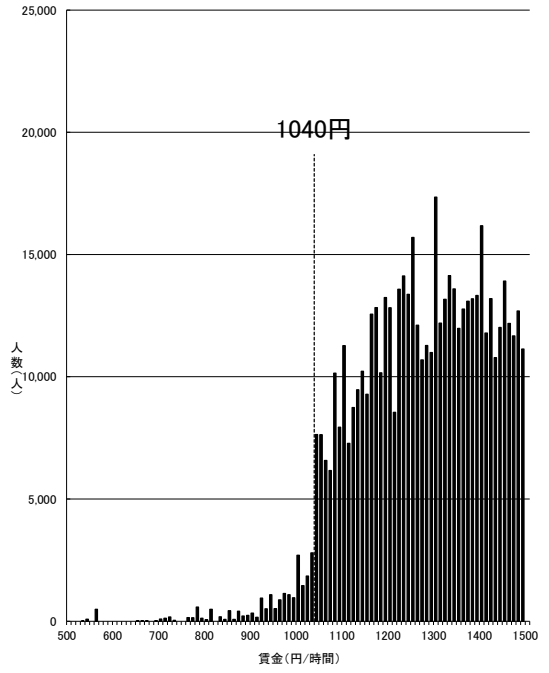
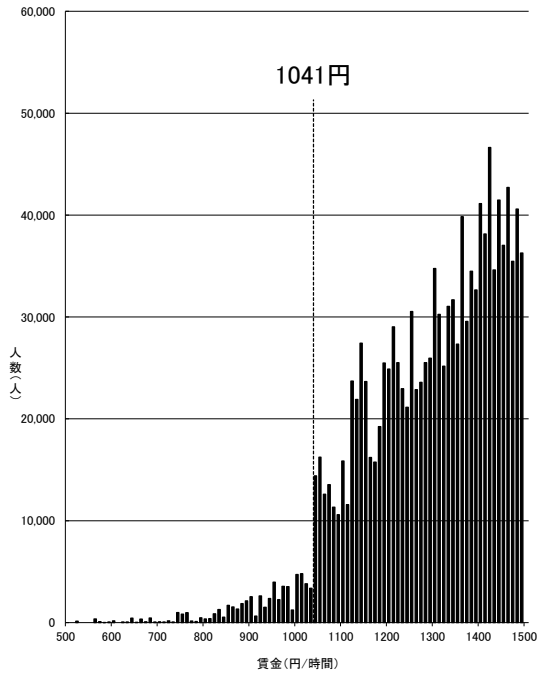
一般・短時間計

時間当たり賃金分布(一般労働者)

資料No. 4-2

東京(A)

神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

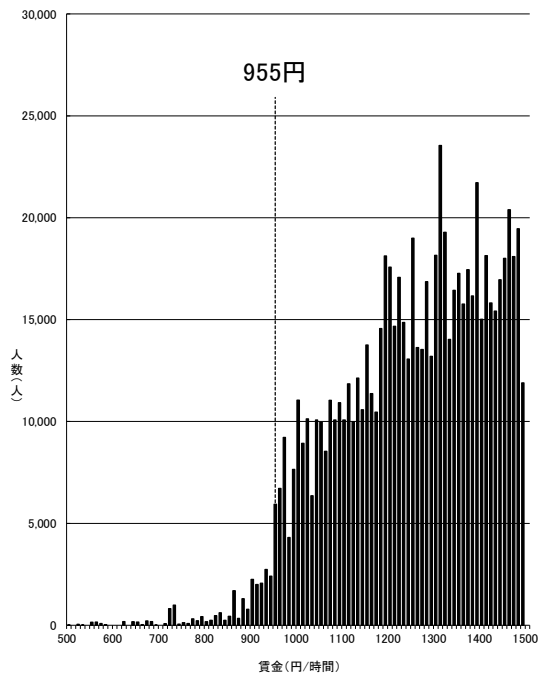
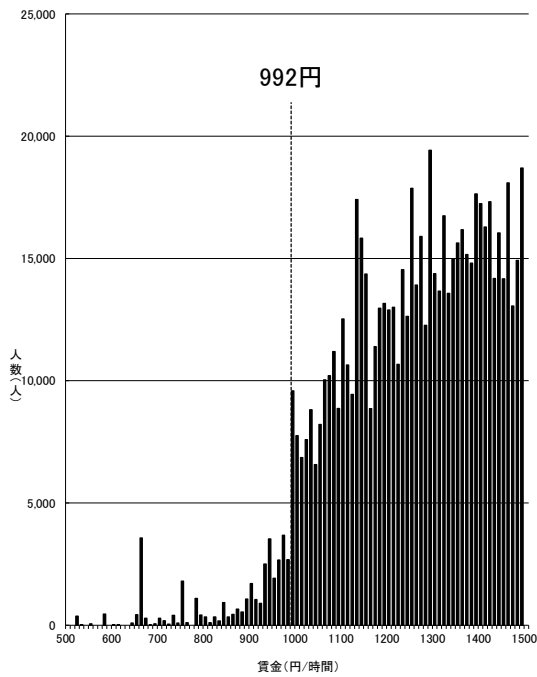
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

一般労働者

大阪(A)

愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

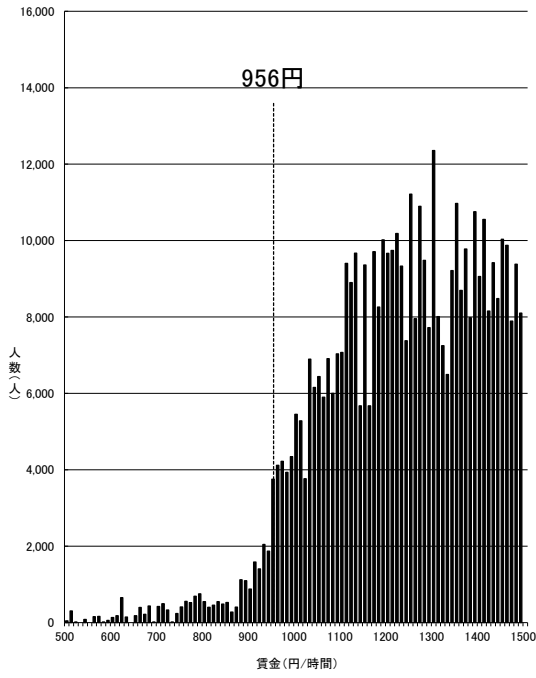
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

一般労働者

埼玉(A)

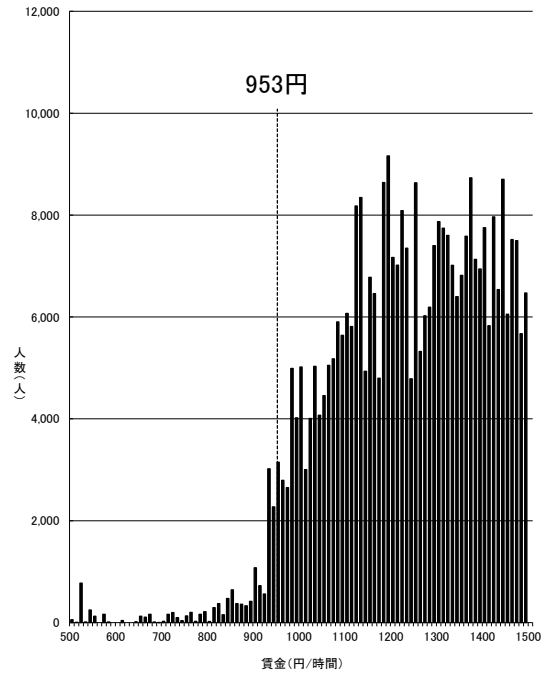


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)

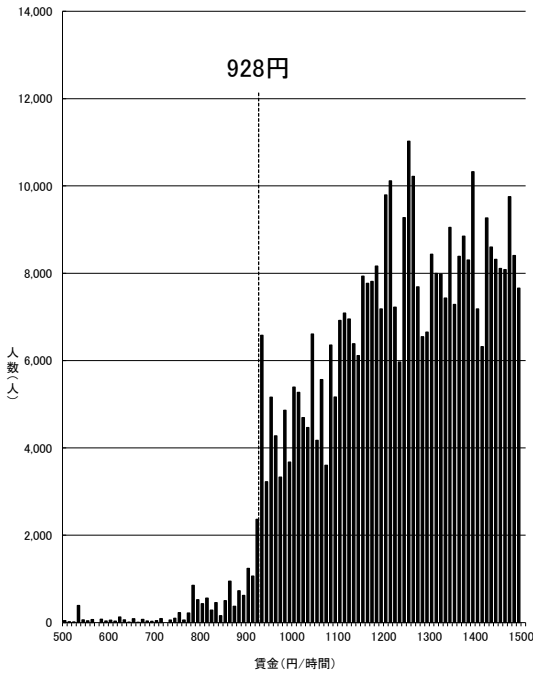


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)

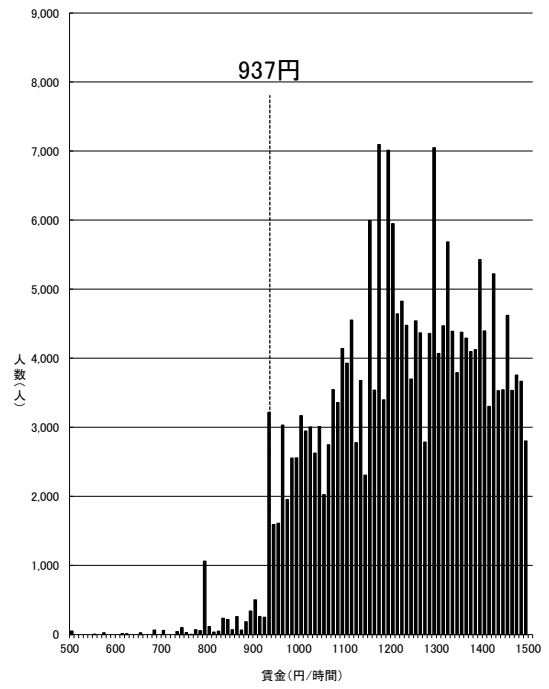


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)

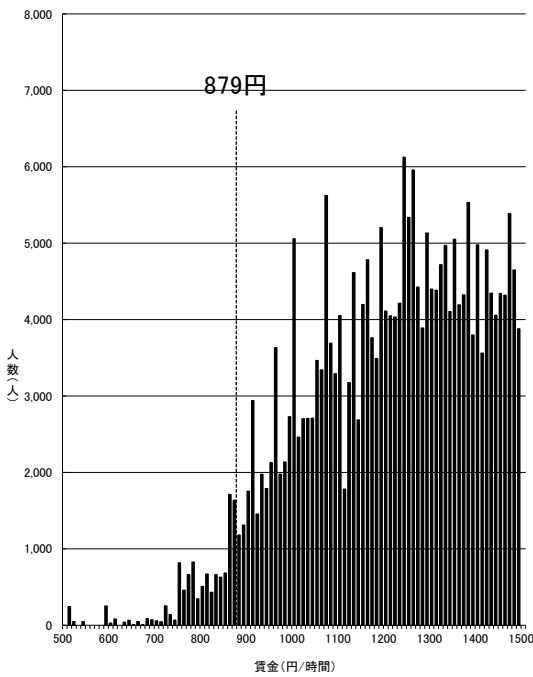


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

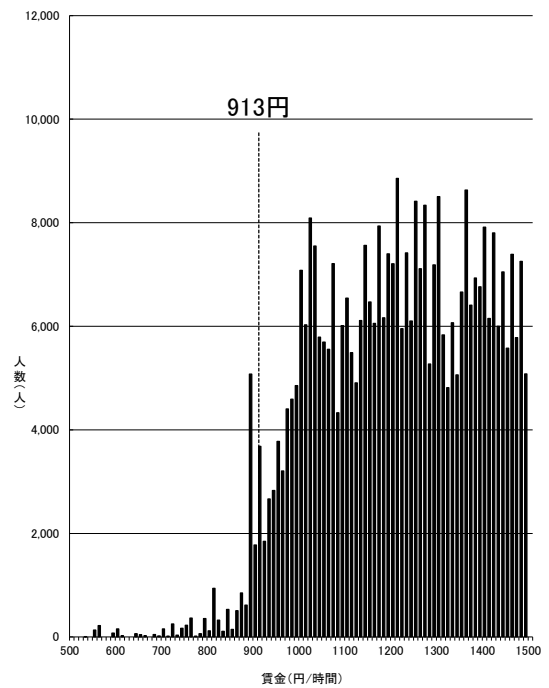


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)

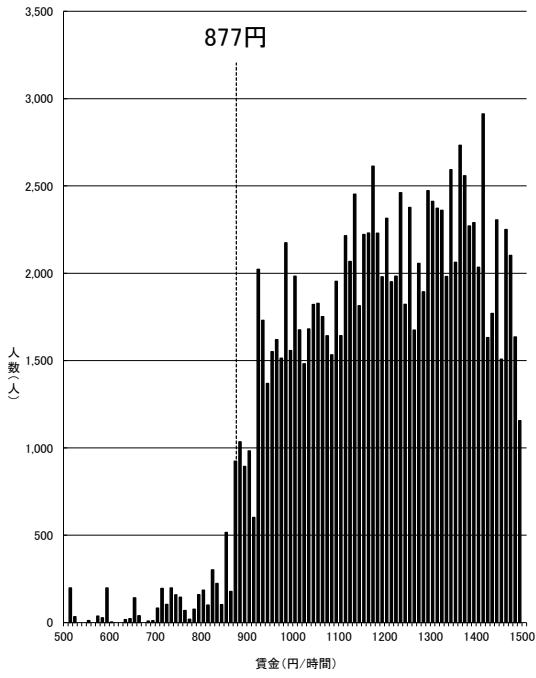


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

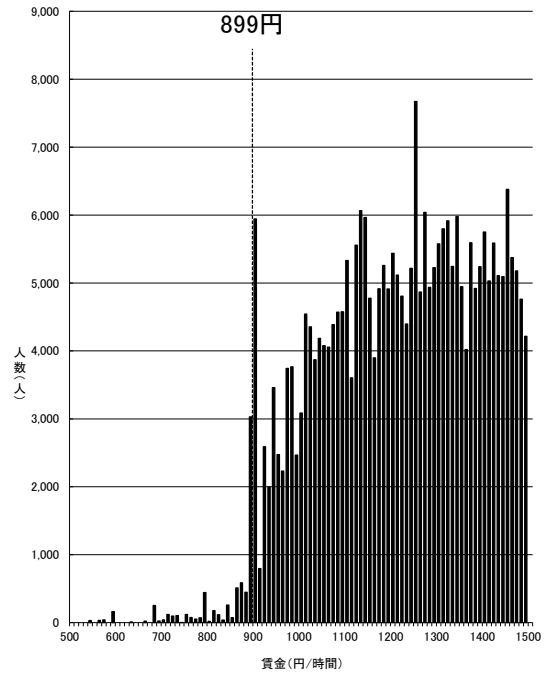


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

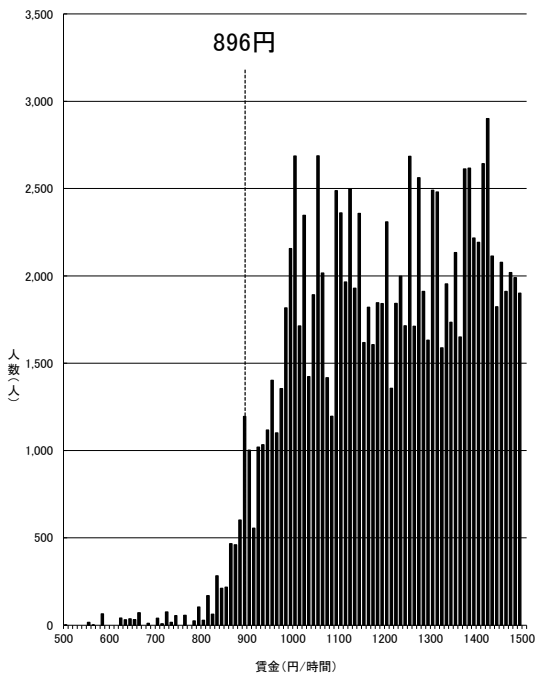


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)

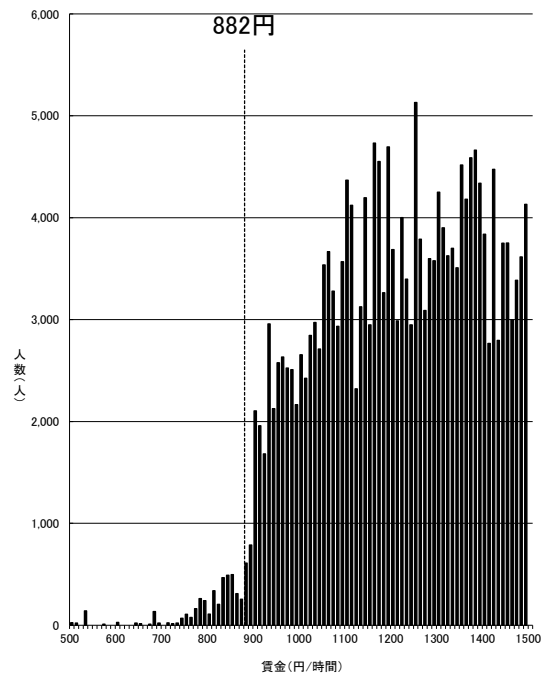


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

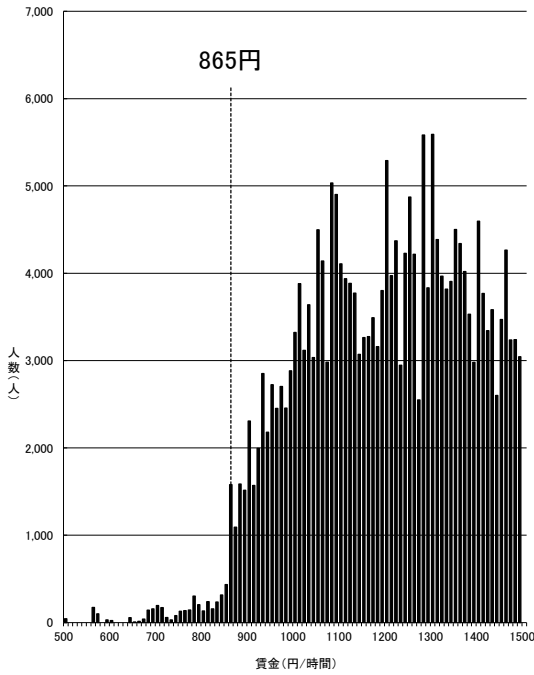


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(B)

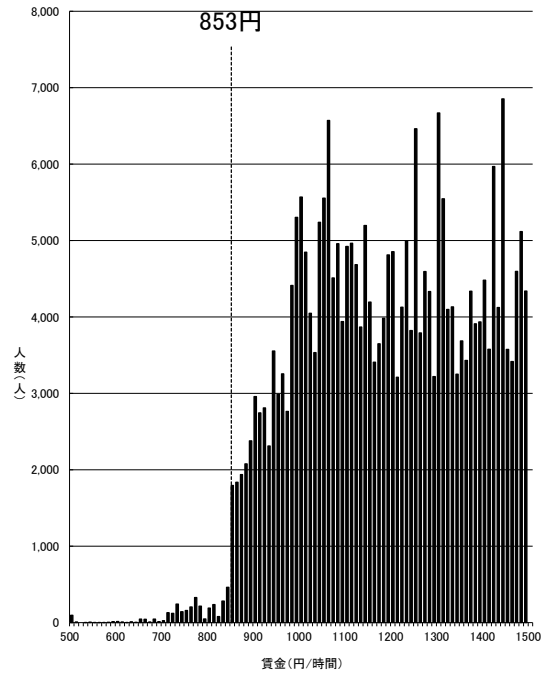


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(B)

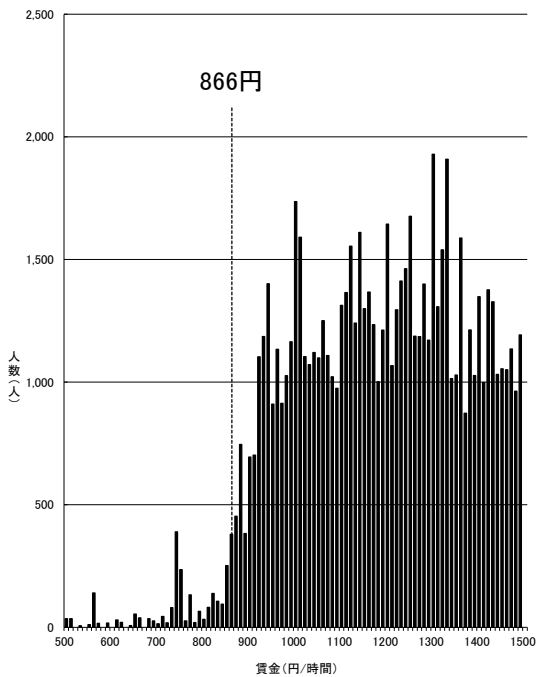


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

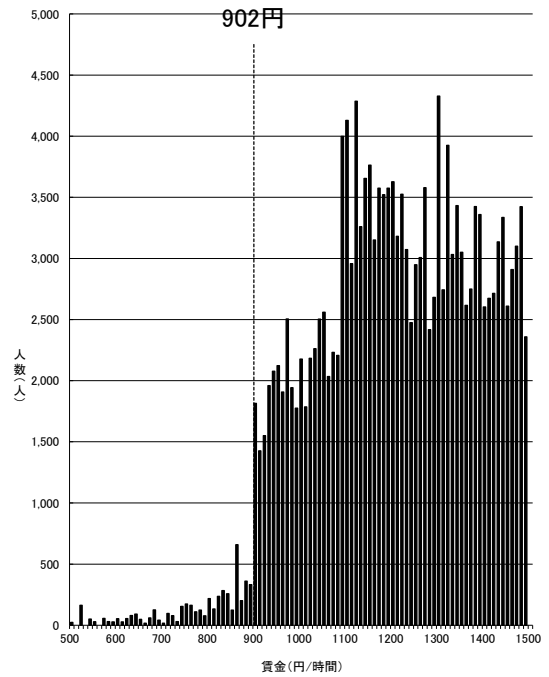


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

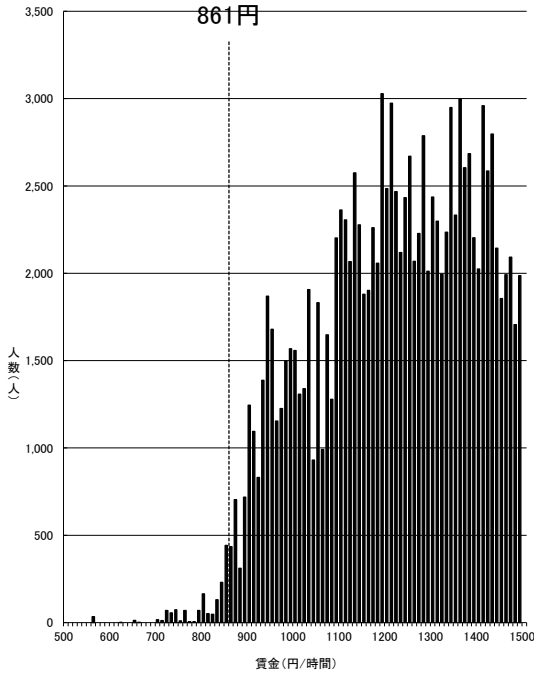


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(B)

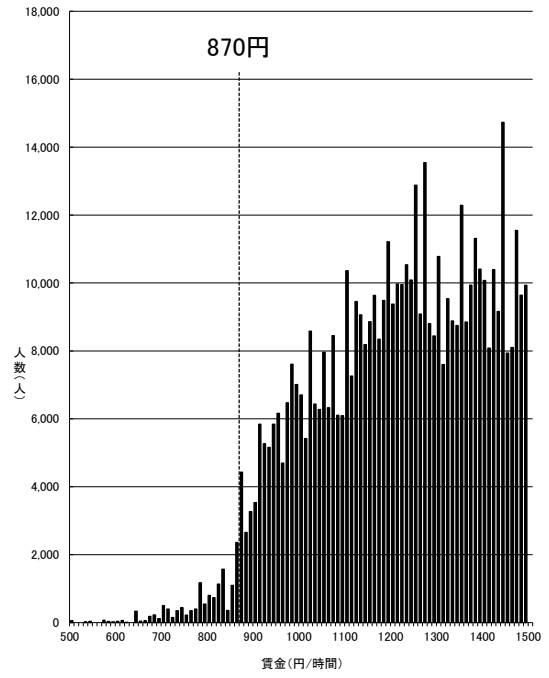


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(B)

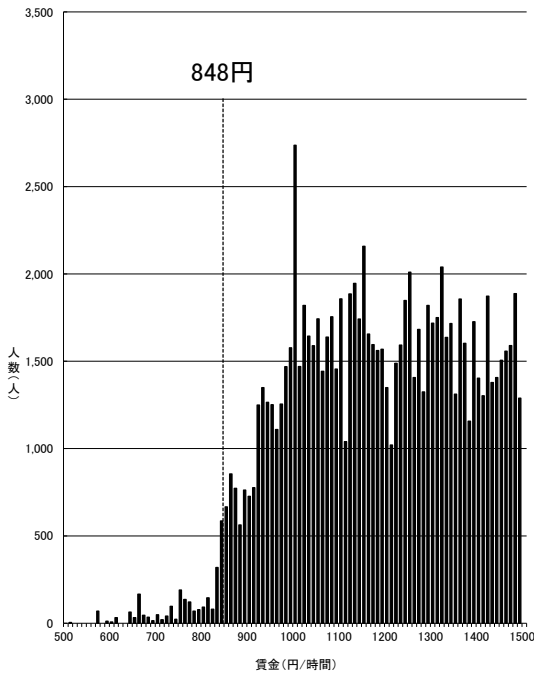


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(B)

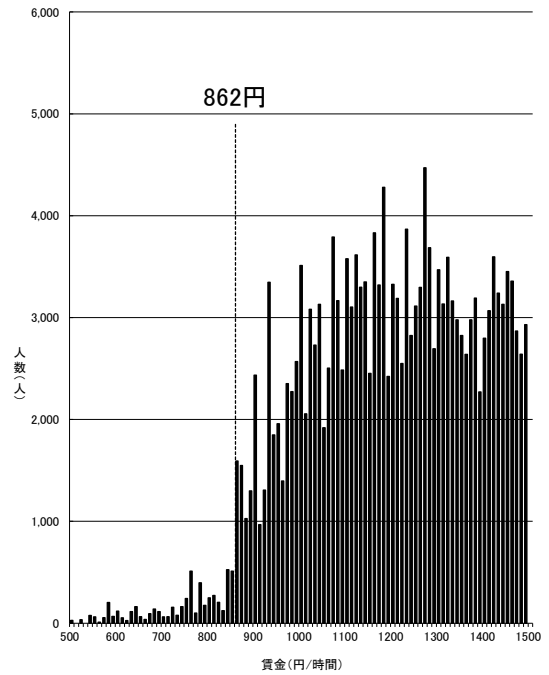


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(B)

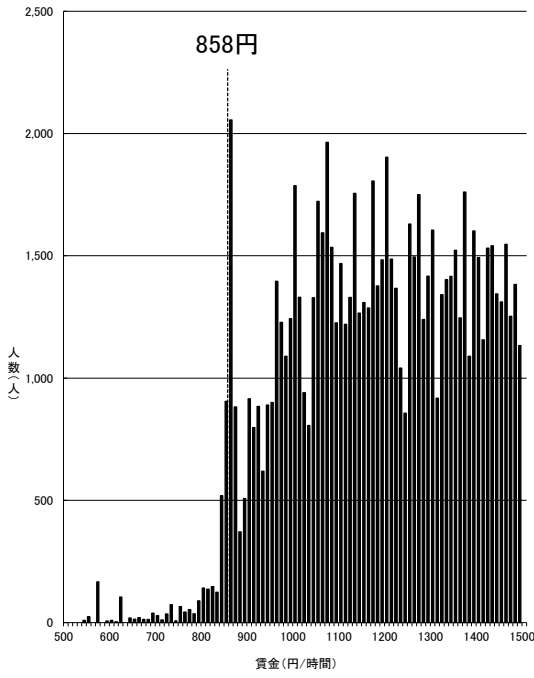


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(B)

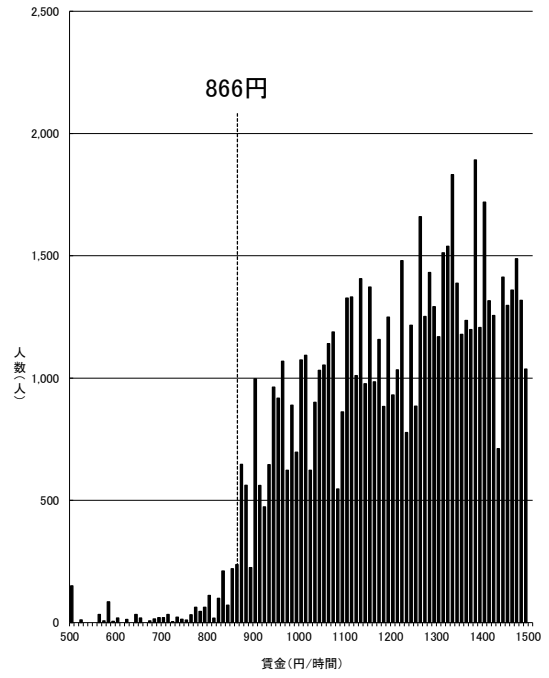


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(B)

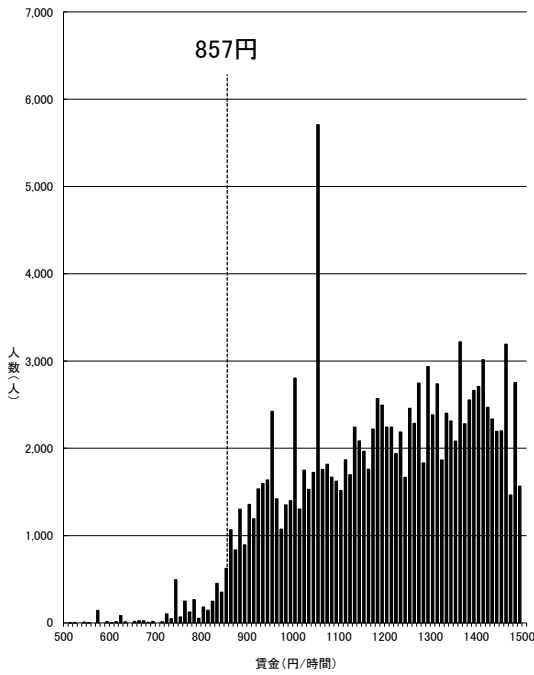


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(B)

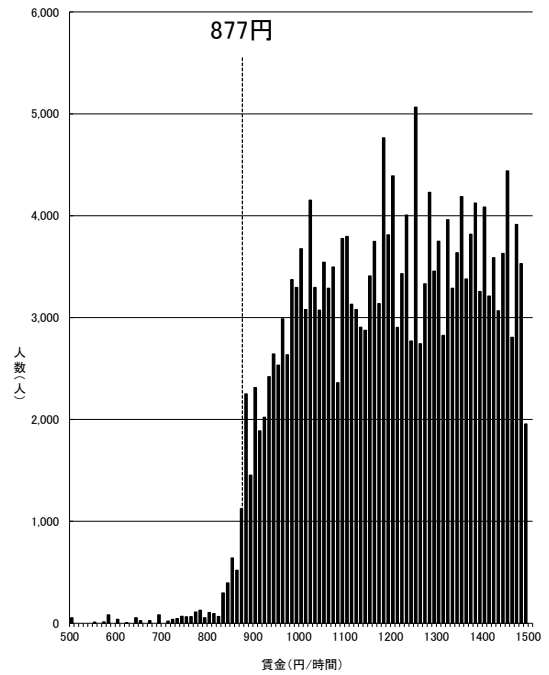


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

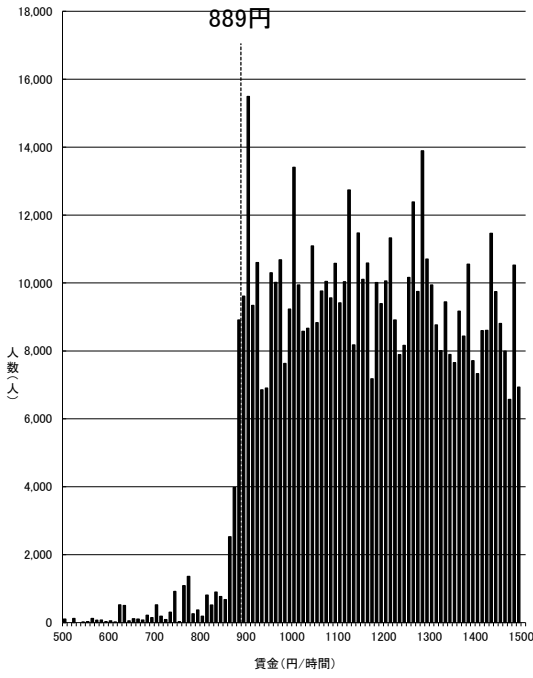


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(B)

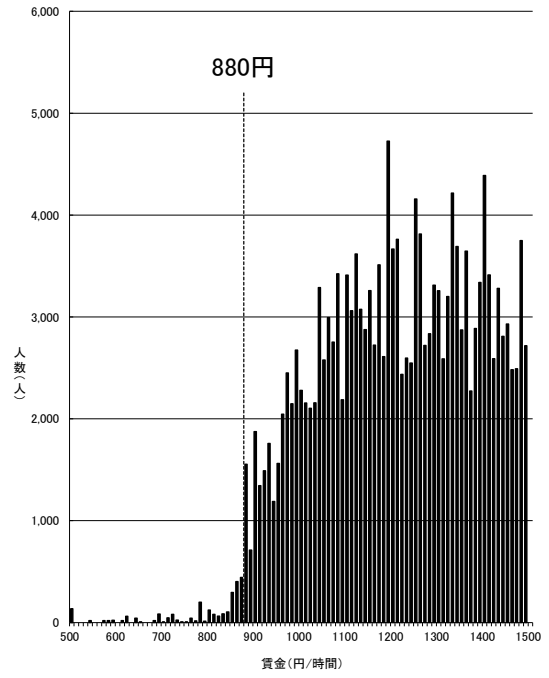


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(B)

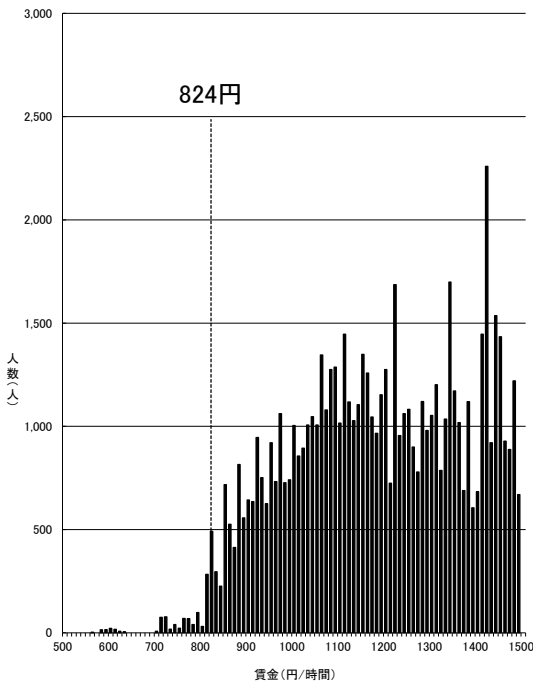


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(B)

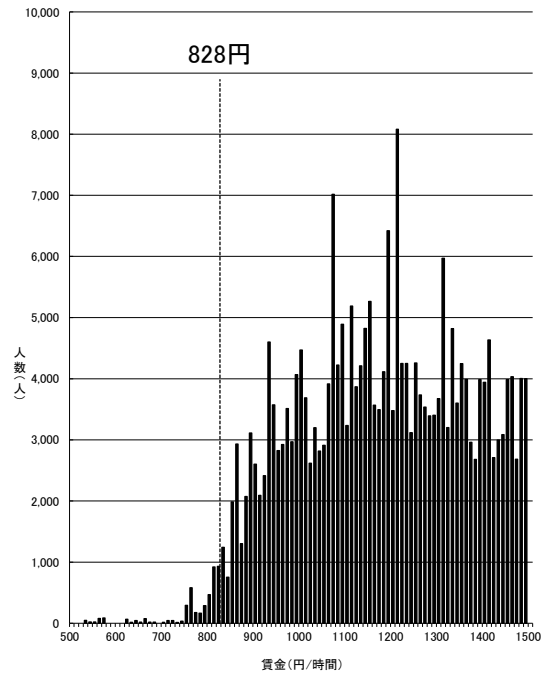


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(B)

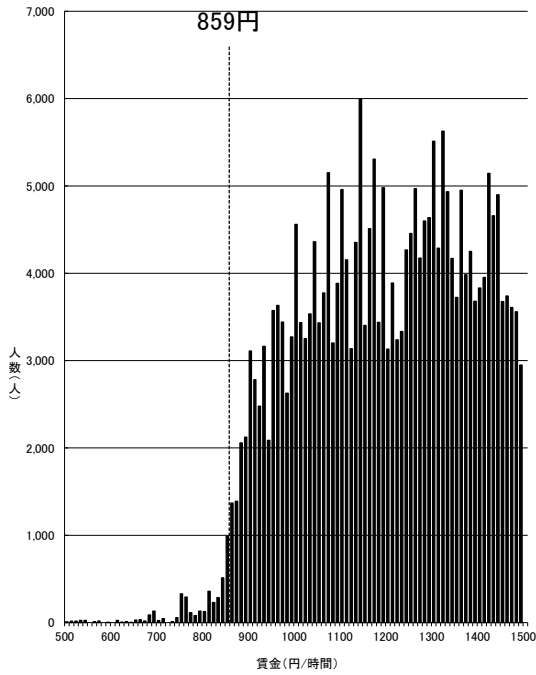


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(B)

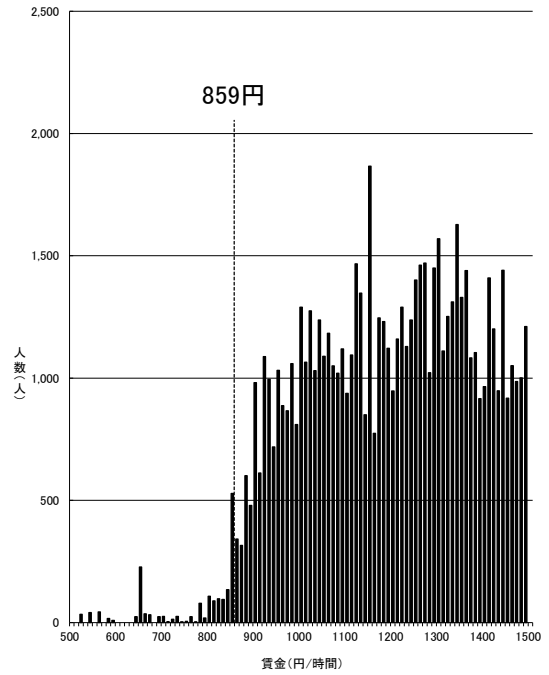


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(B)

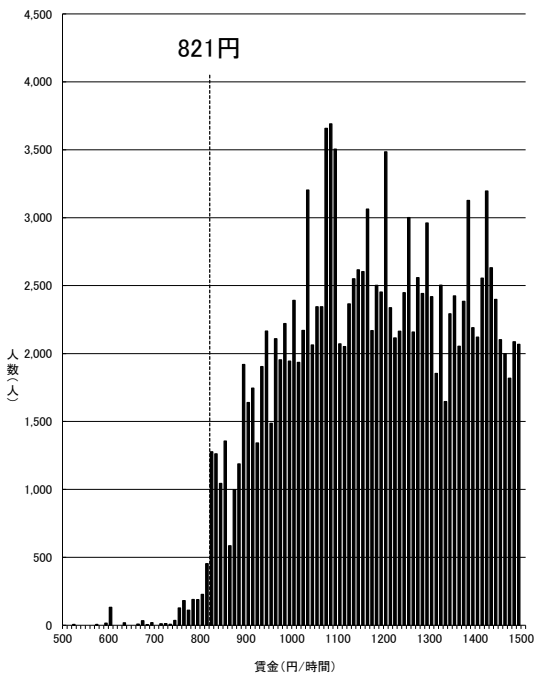


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(B)

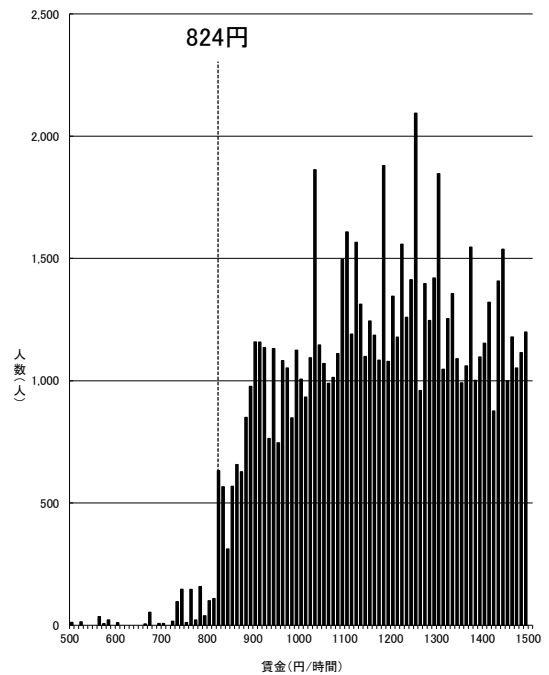


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(B)

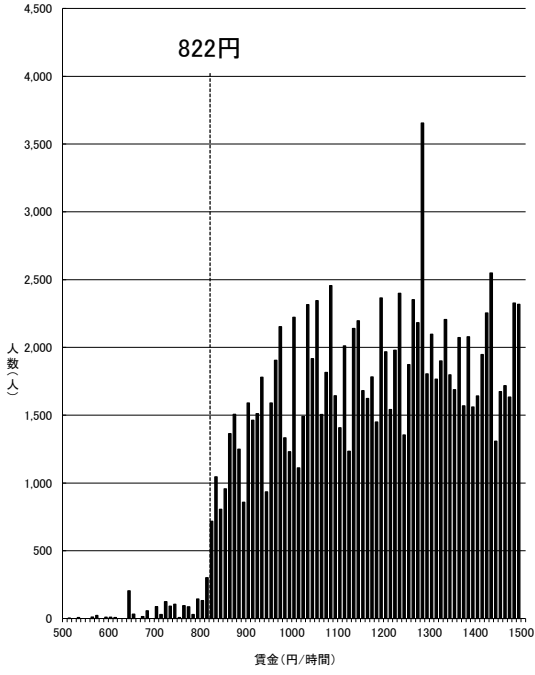


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(C)

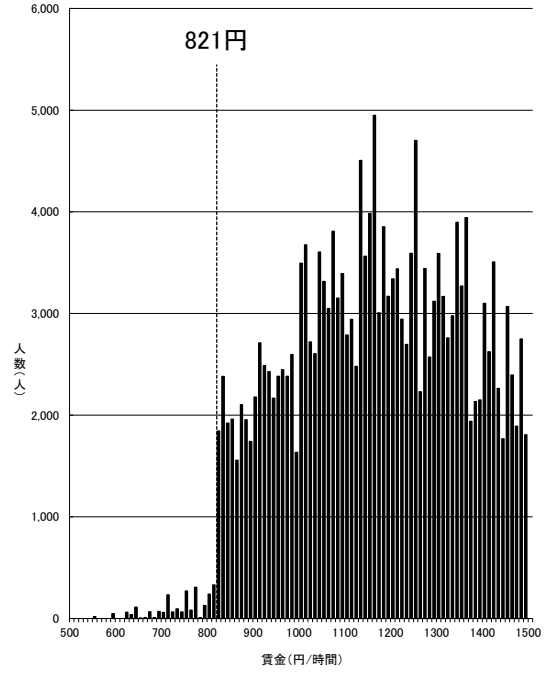


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

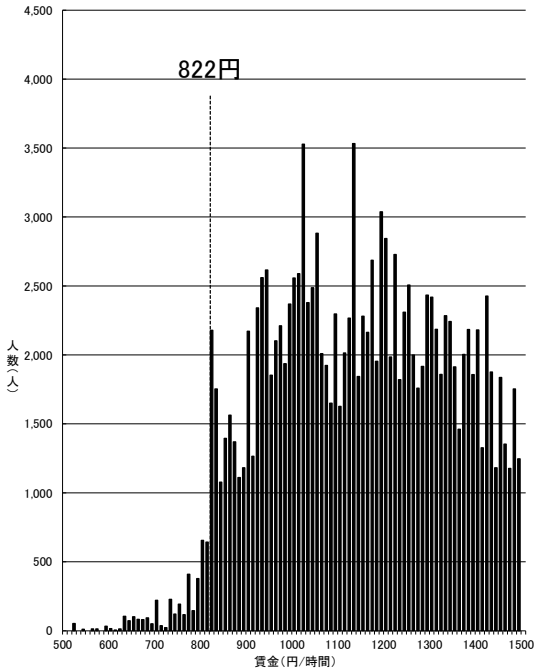


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

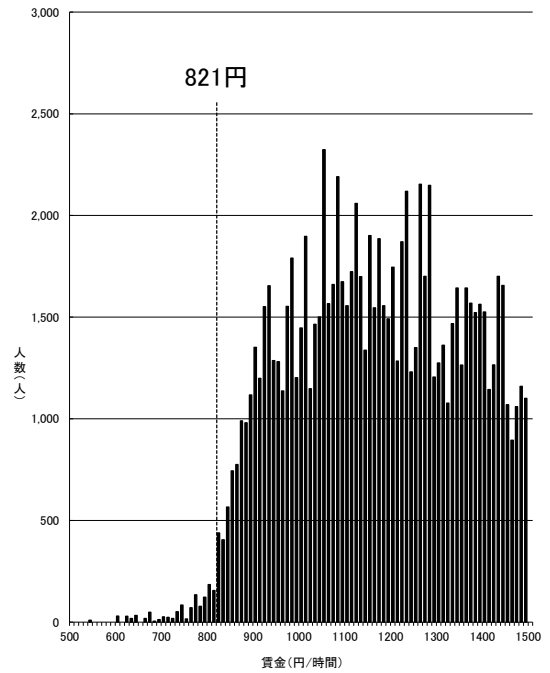


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

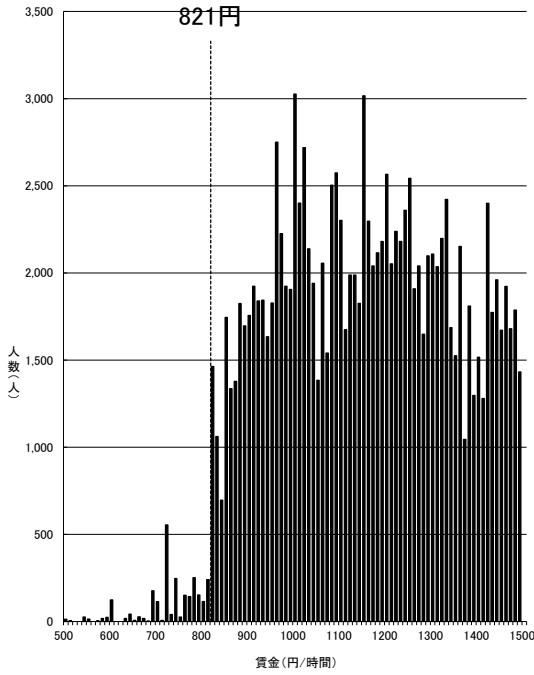


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

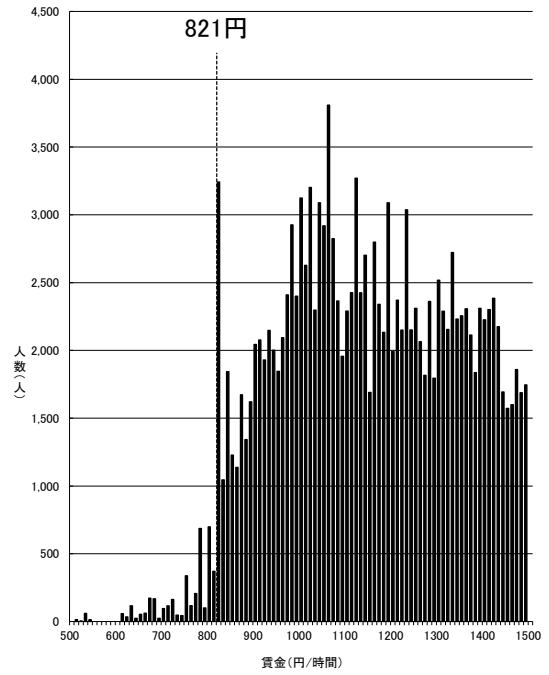


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

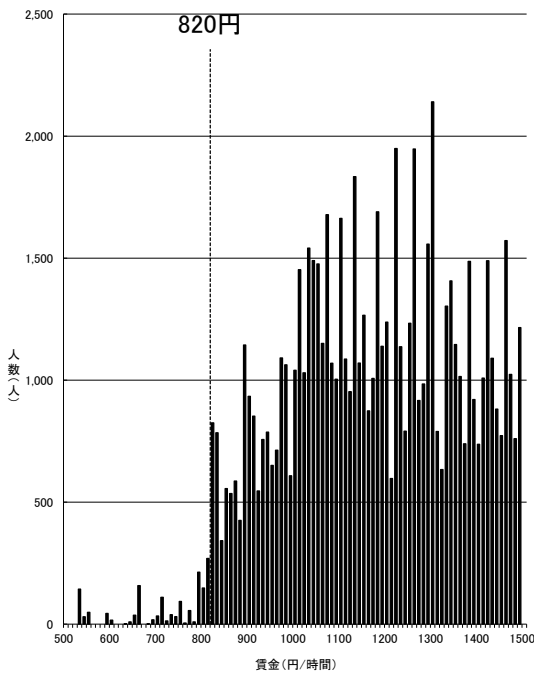


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

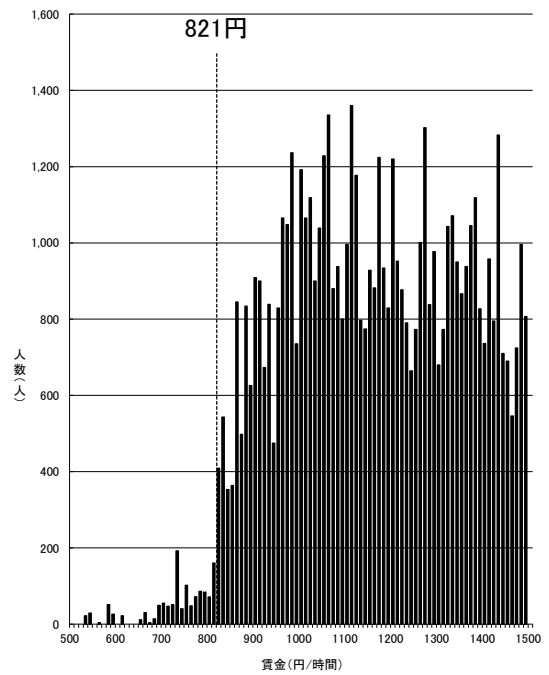


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)

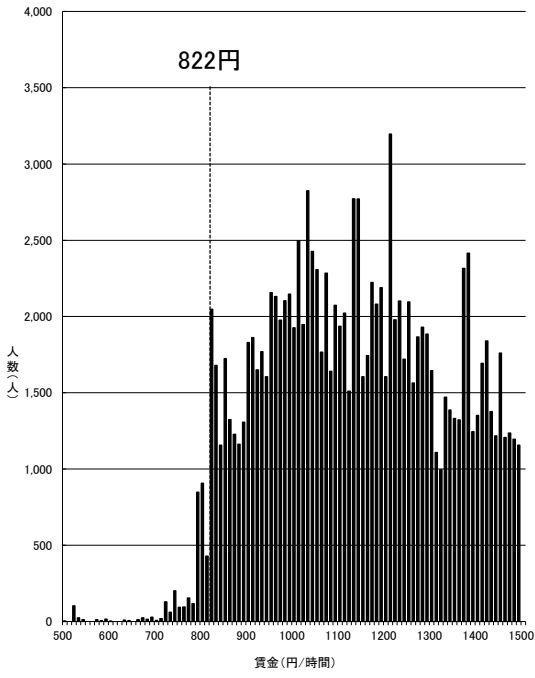


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(C)

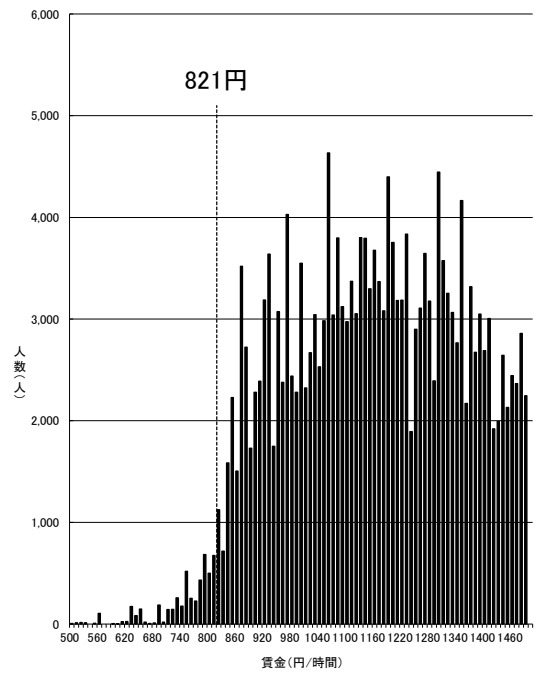


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

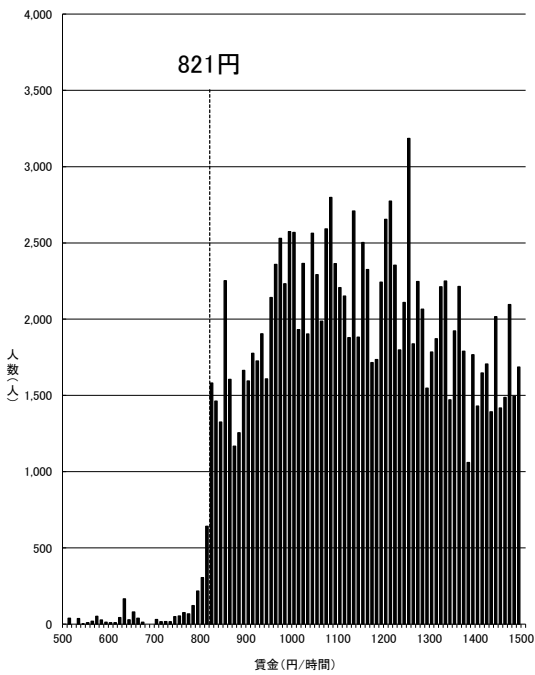


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

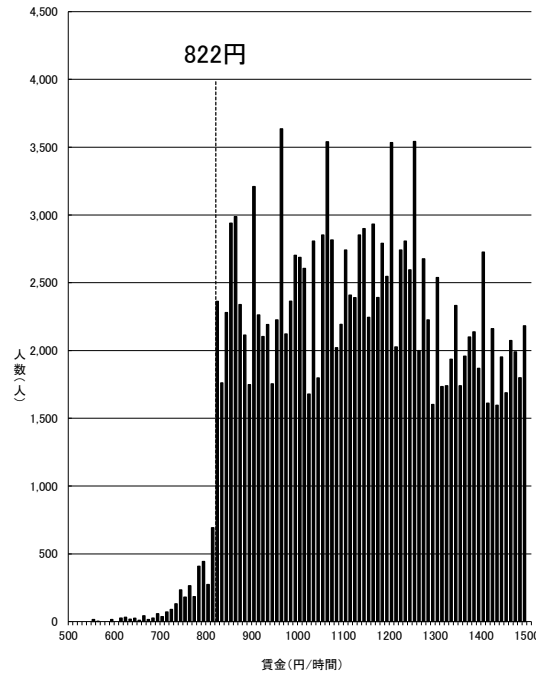


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

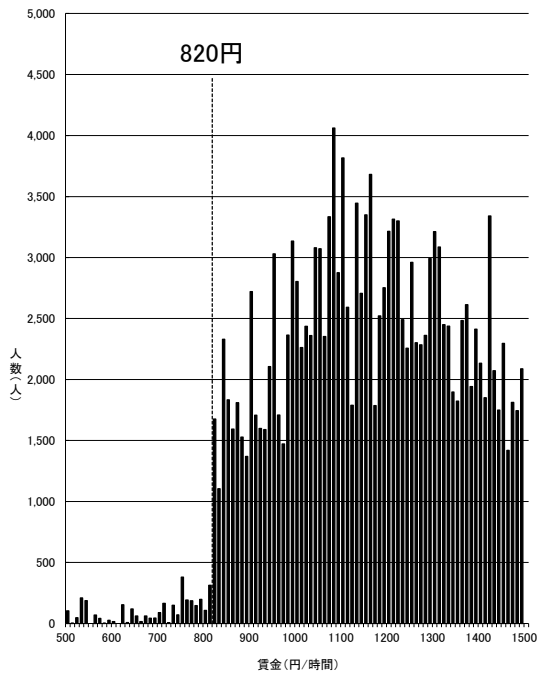


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)



資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

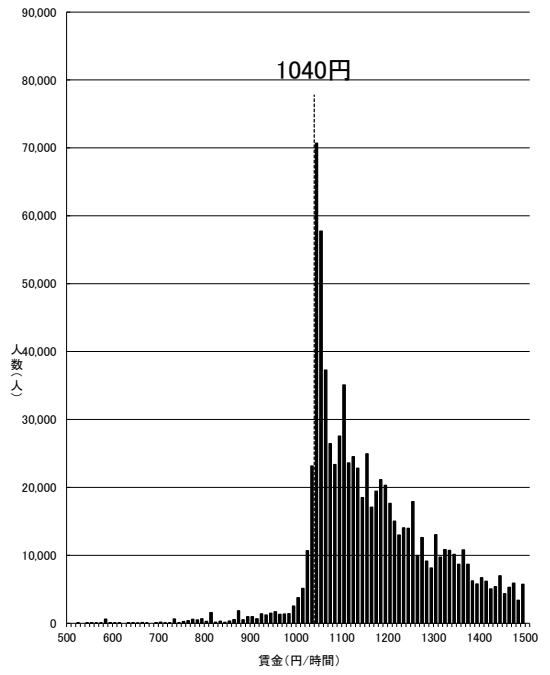
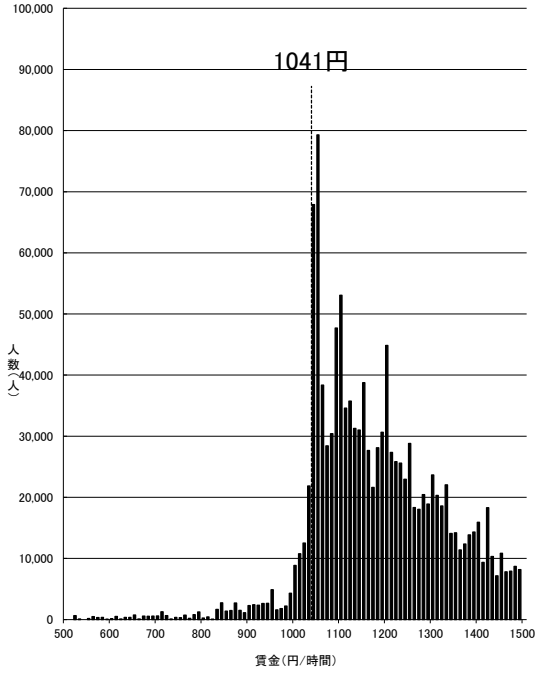
一般労働者

時間当たり賃金分布(短時間労働者)

資料No. 4-3

東京(A)

神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

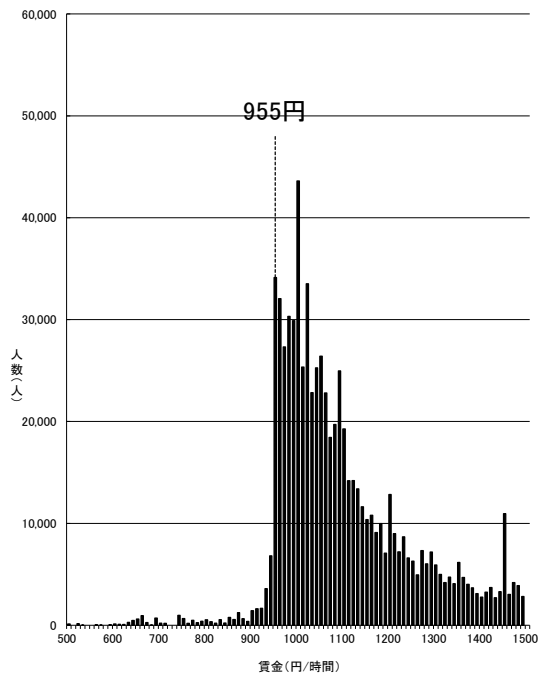
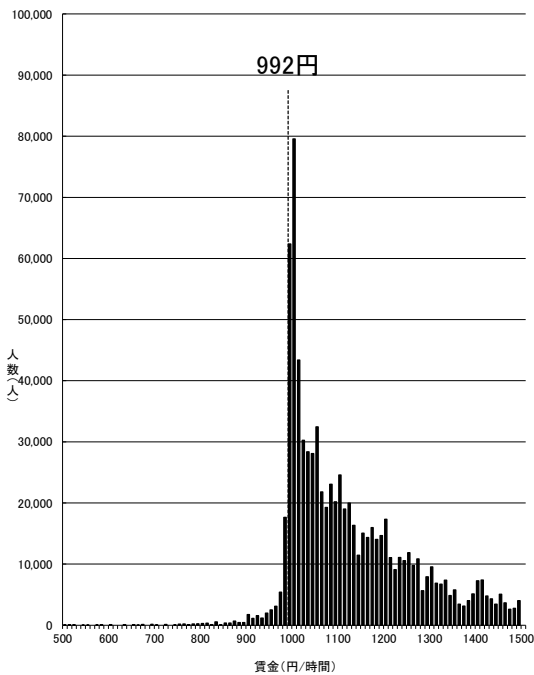
資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

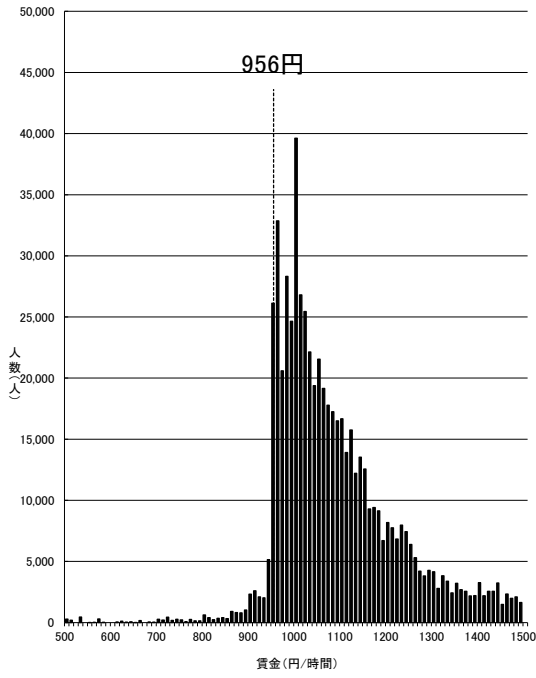
短時間労働者

資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

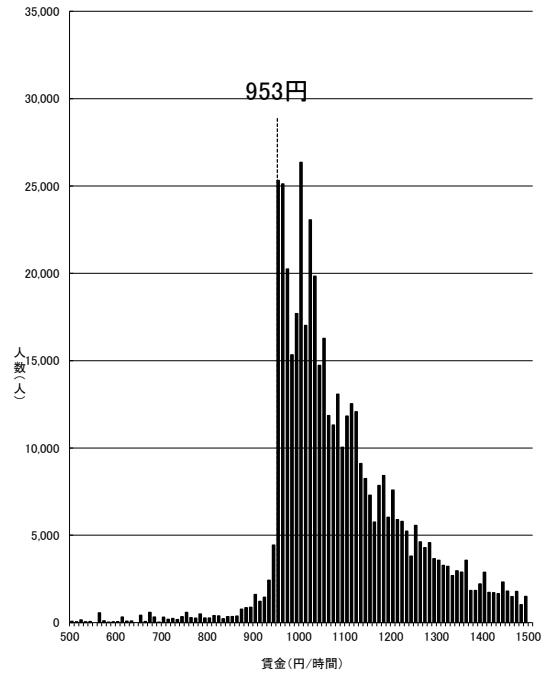


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

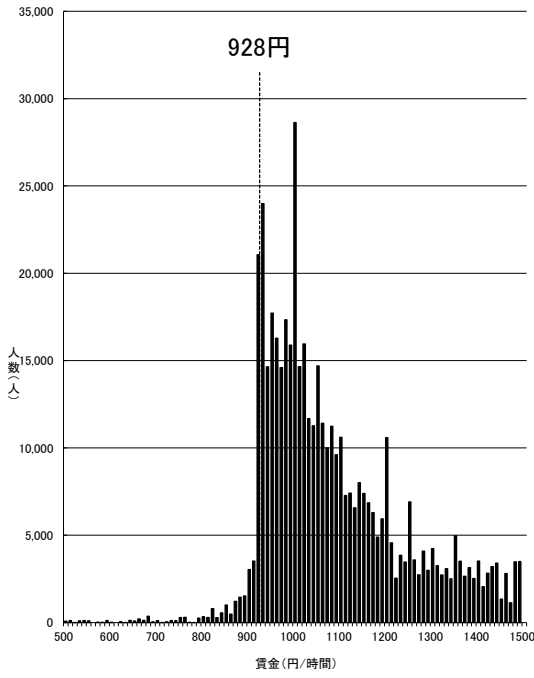


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

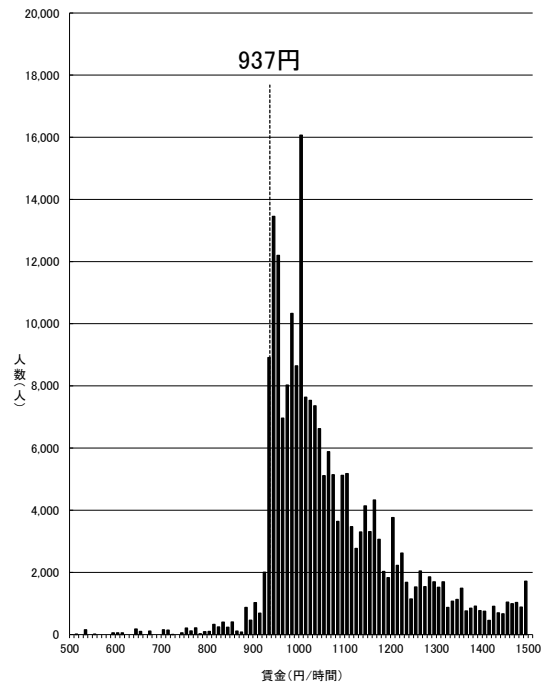


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

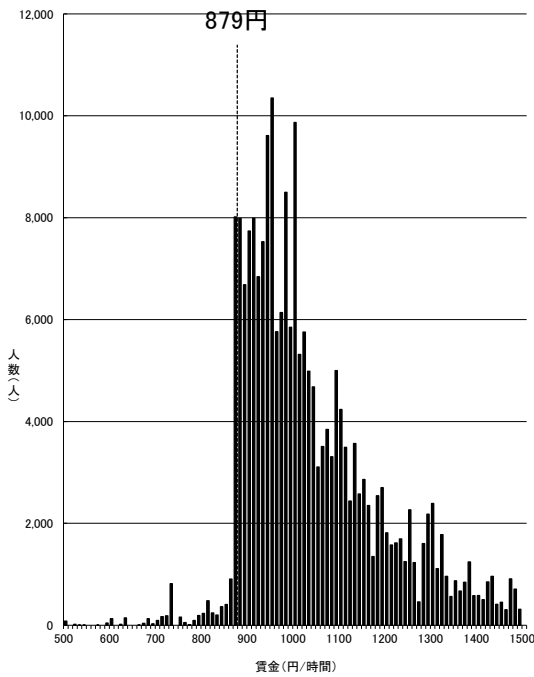


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

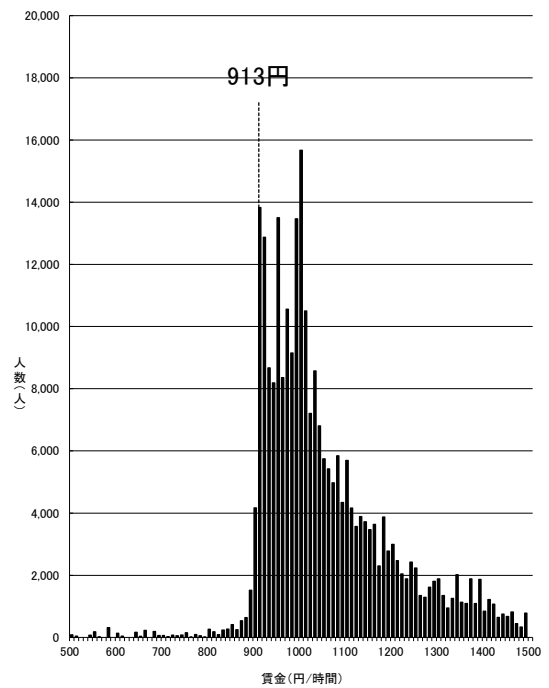


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

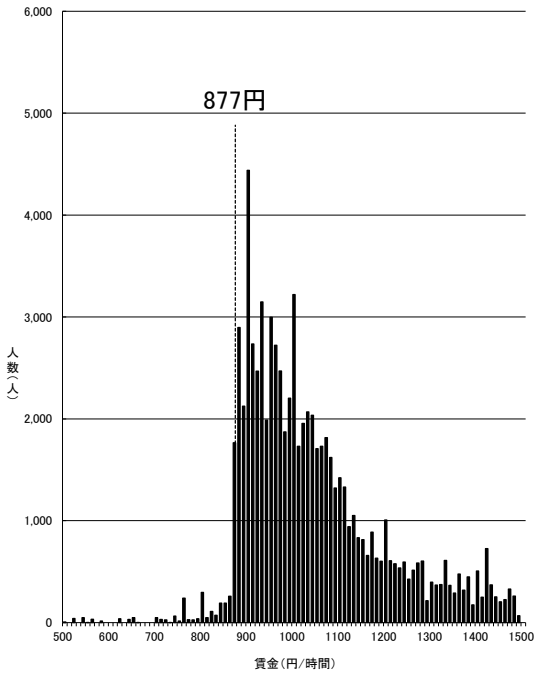


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

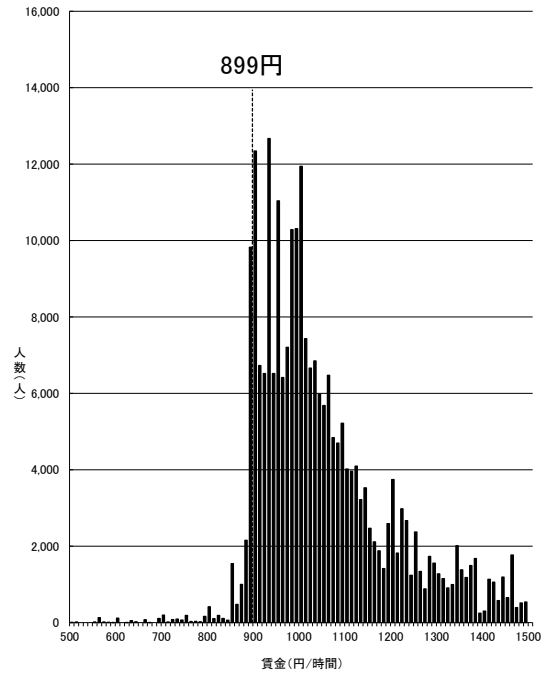


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

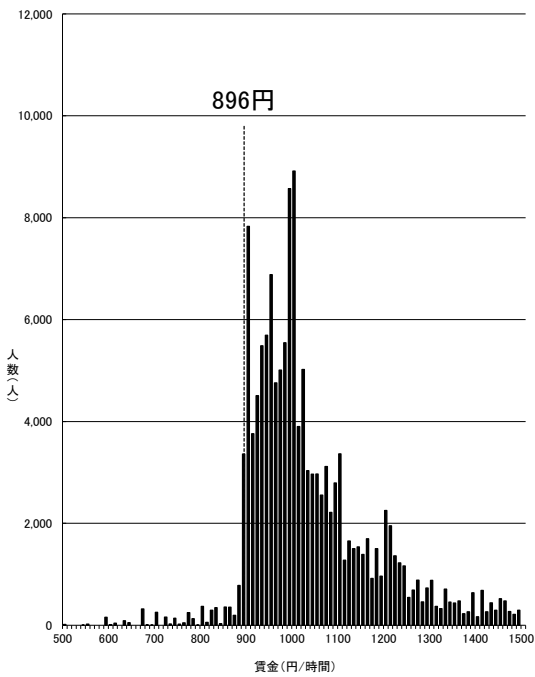


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

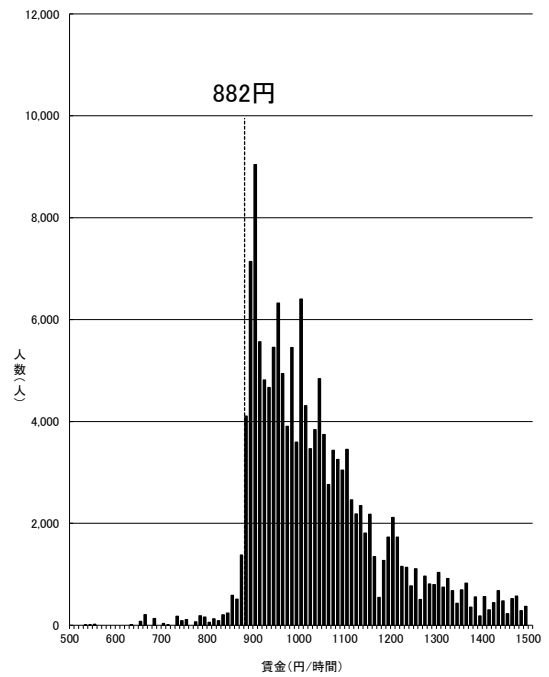


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

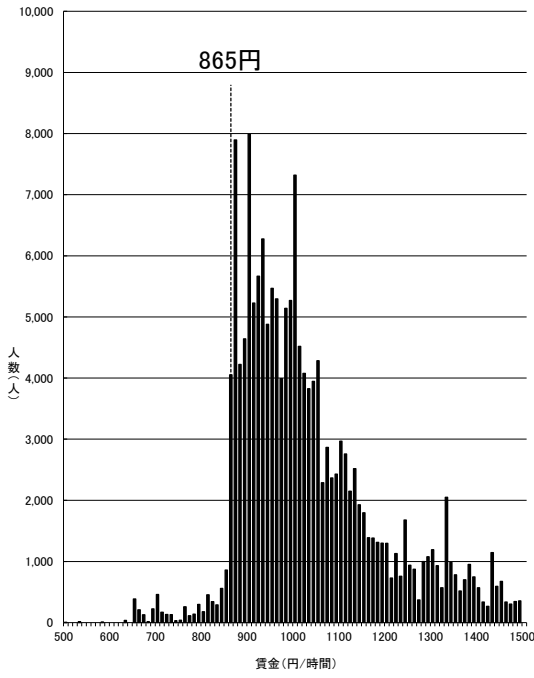


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(B)

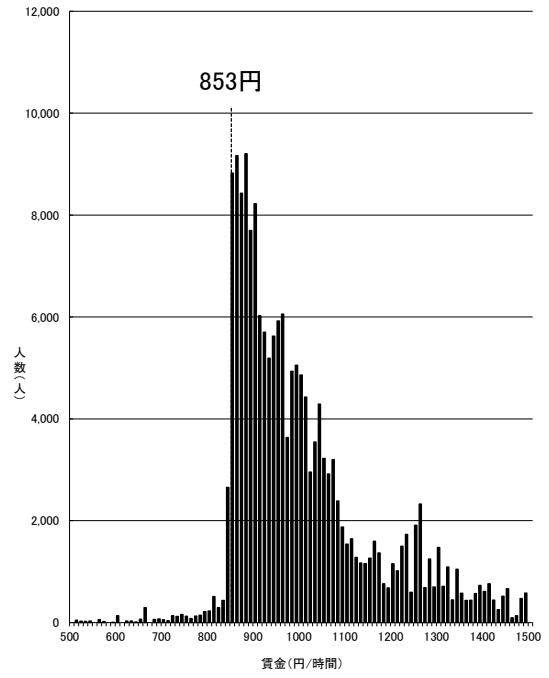


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

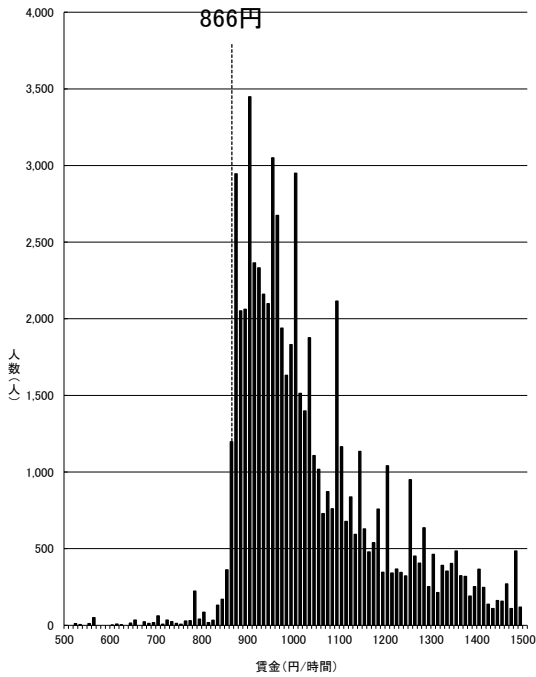


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

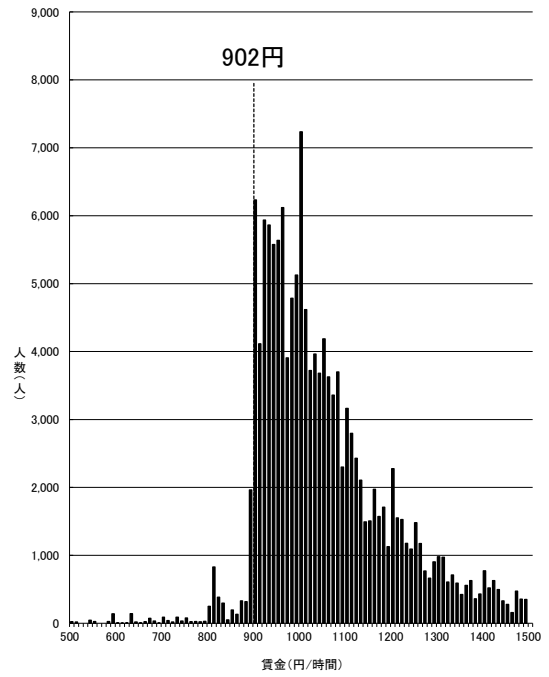


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

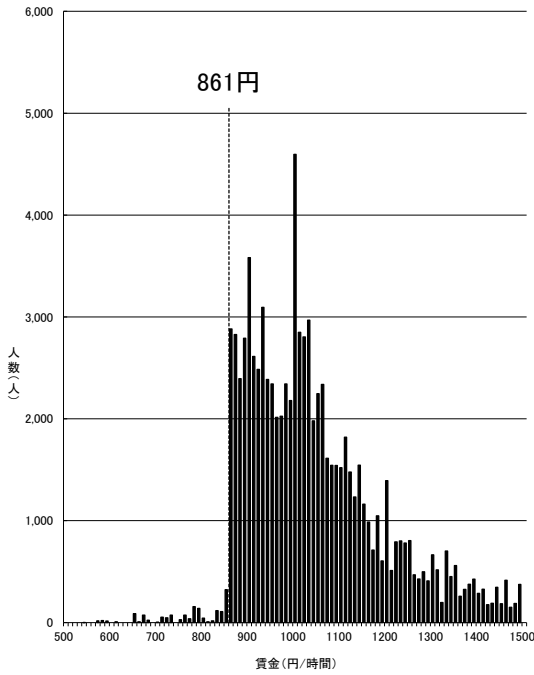


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(B)

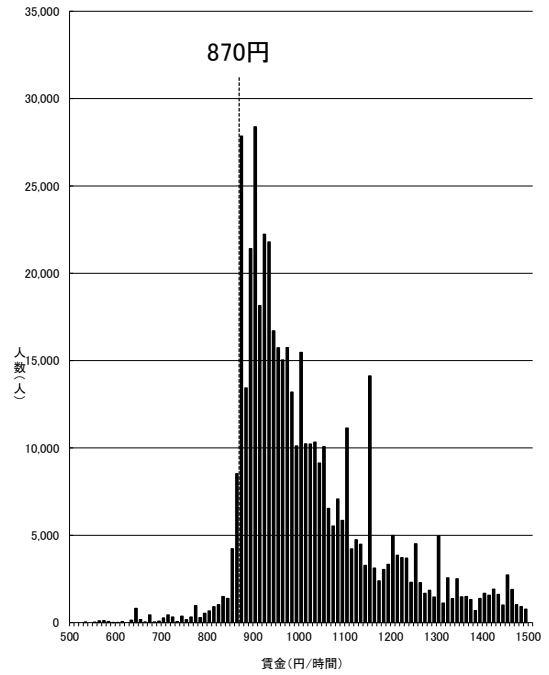


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

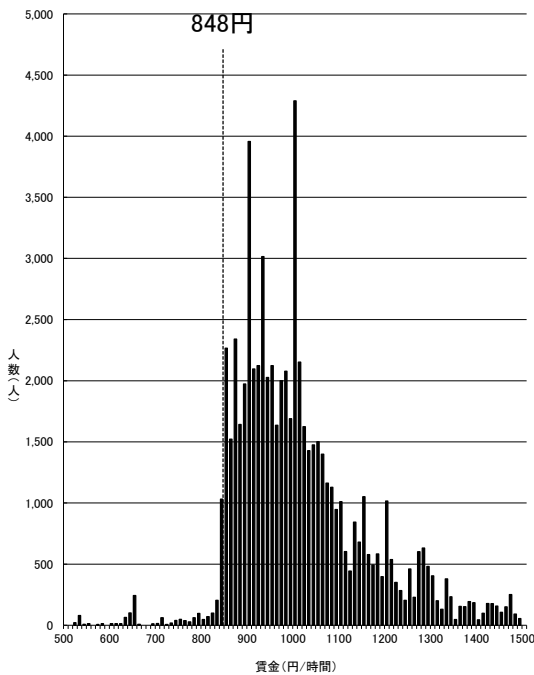


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

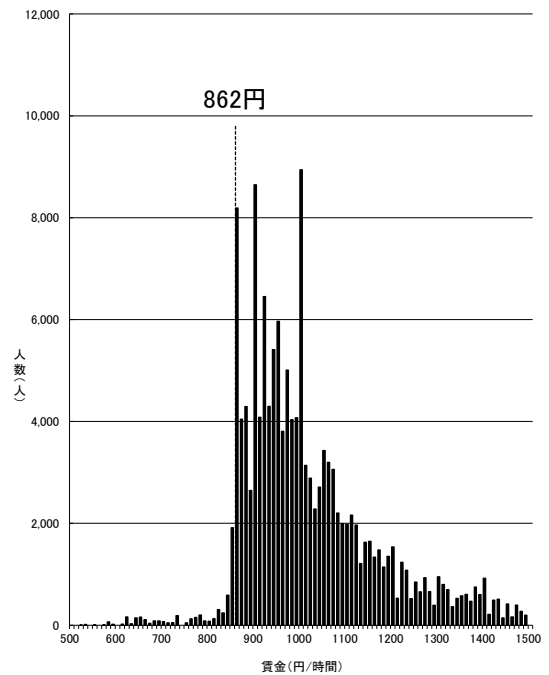


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(B)

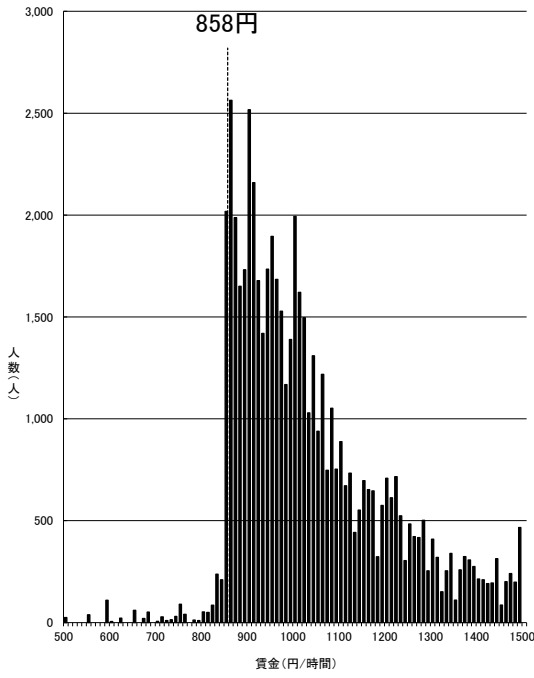


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(B)

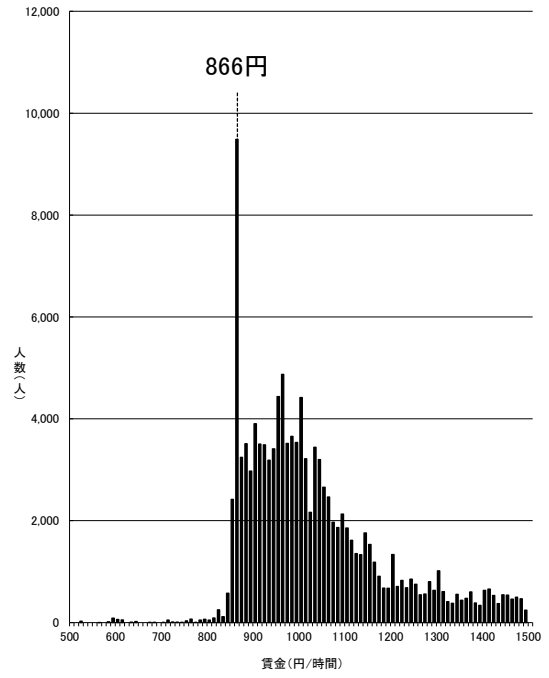


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(B)

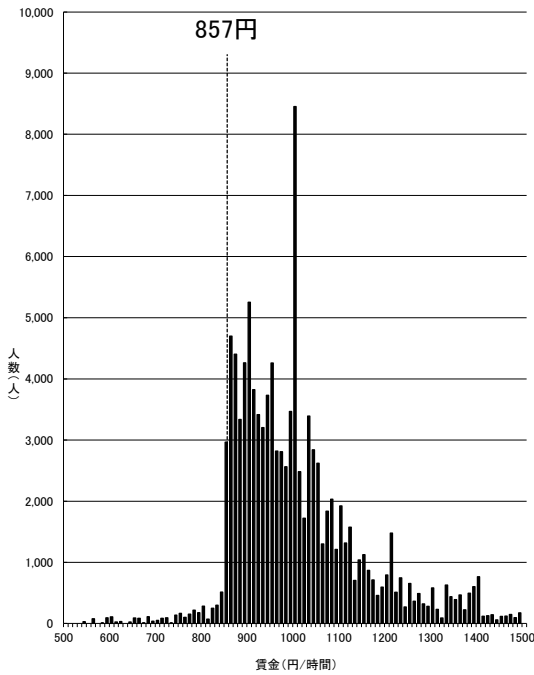


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(B)

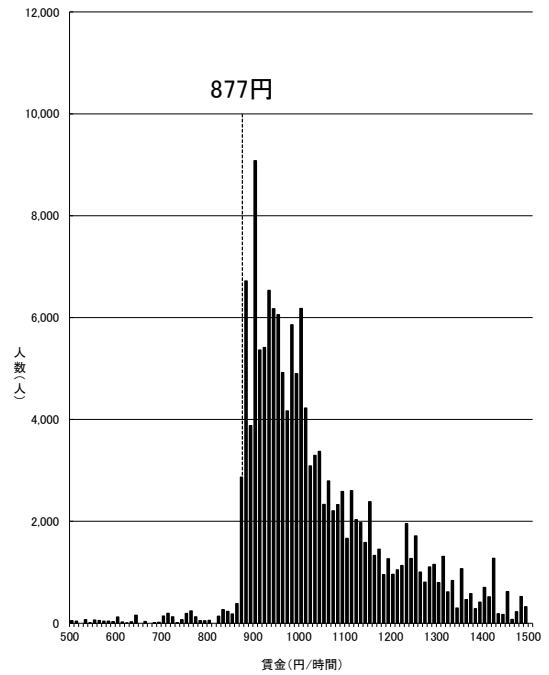


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

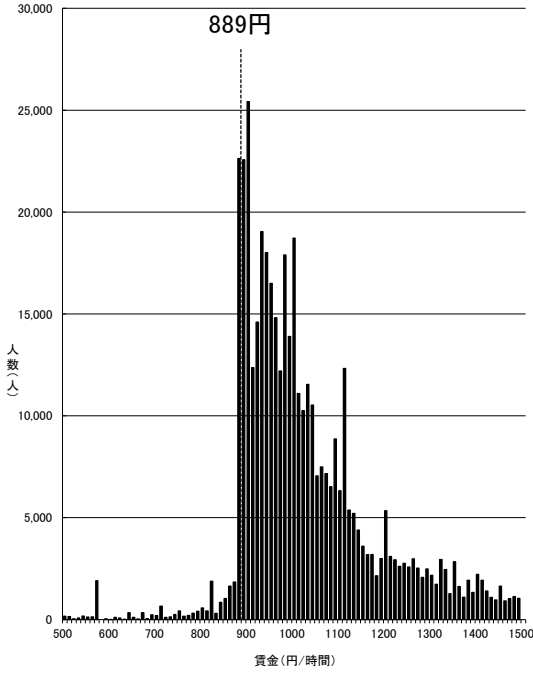


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(B)

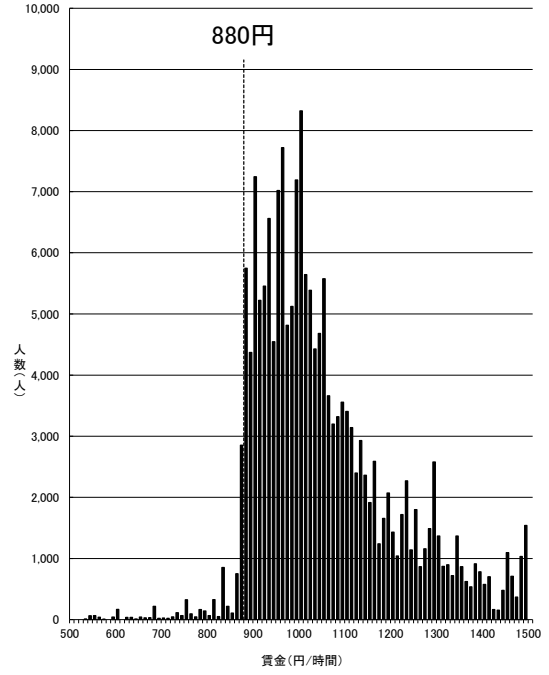


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

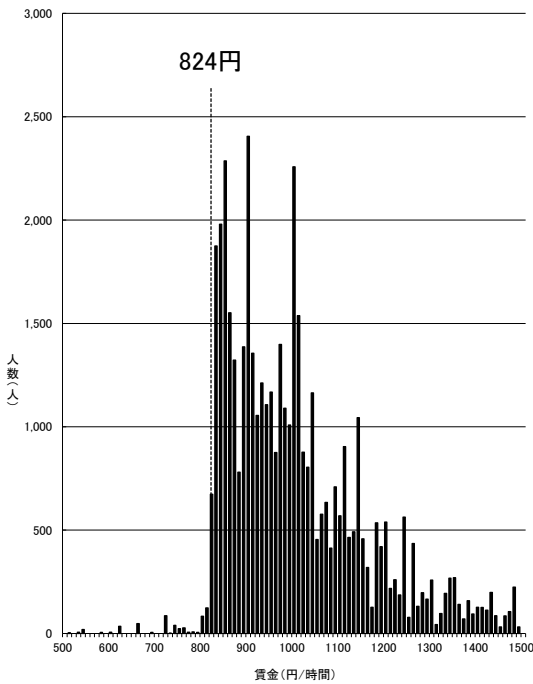


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

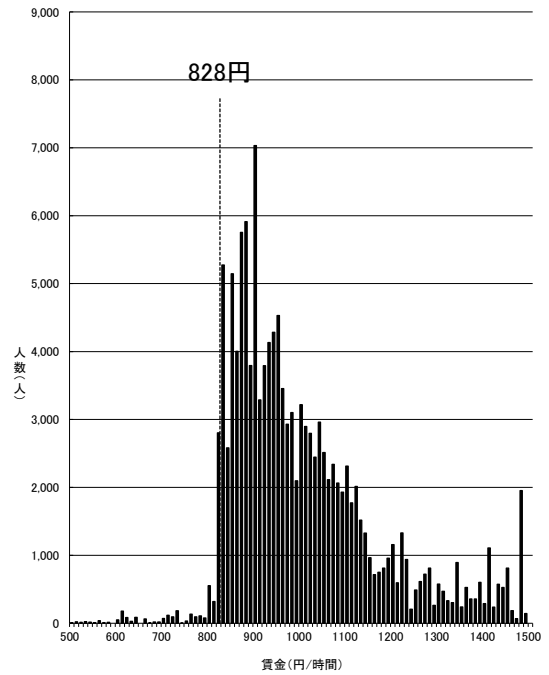


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(B)

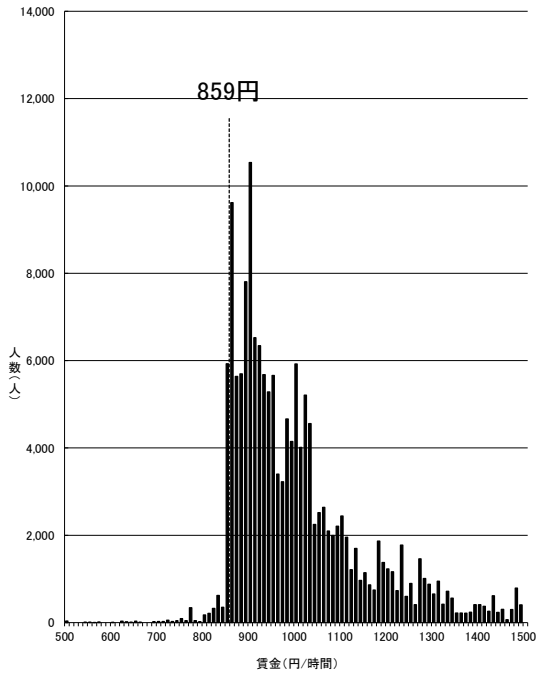


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(B)

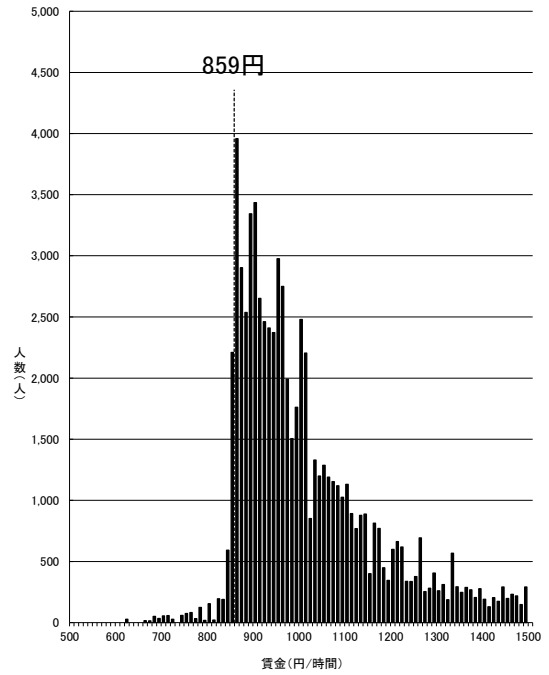


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

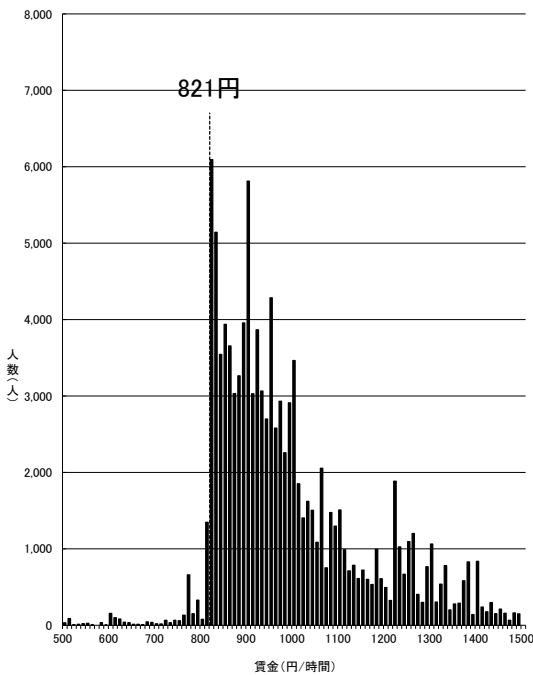


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

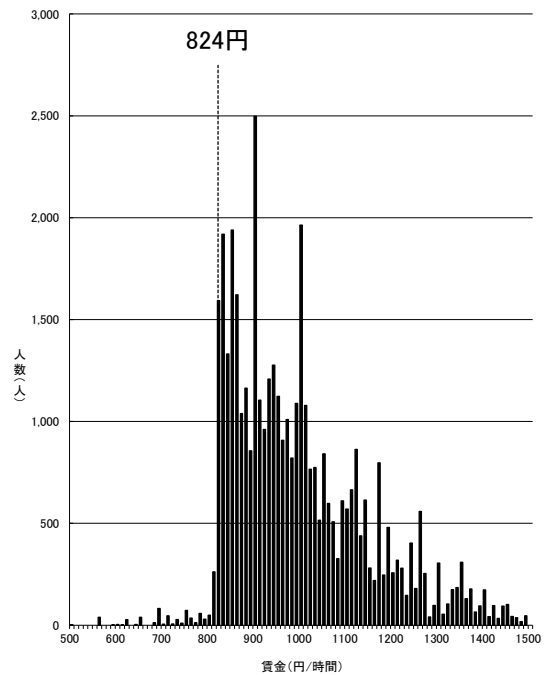


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(B)

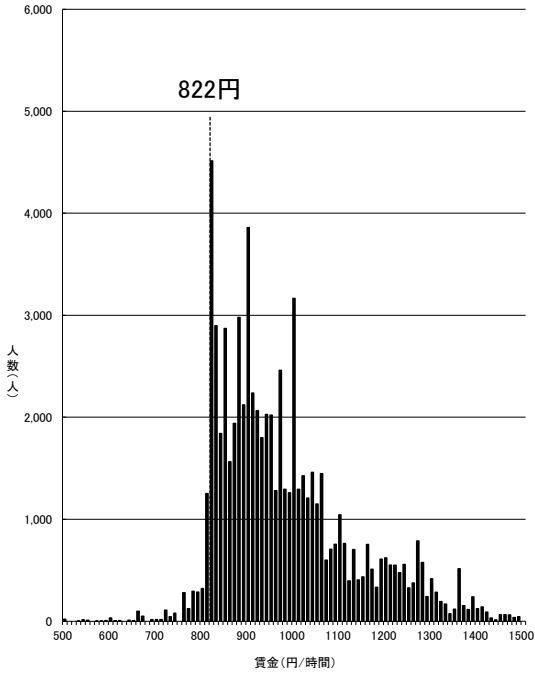


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(C)

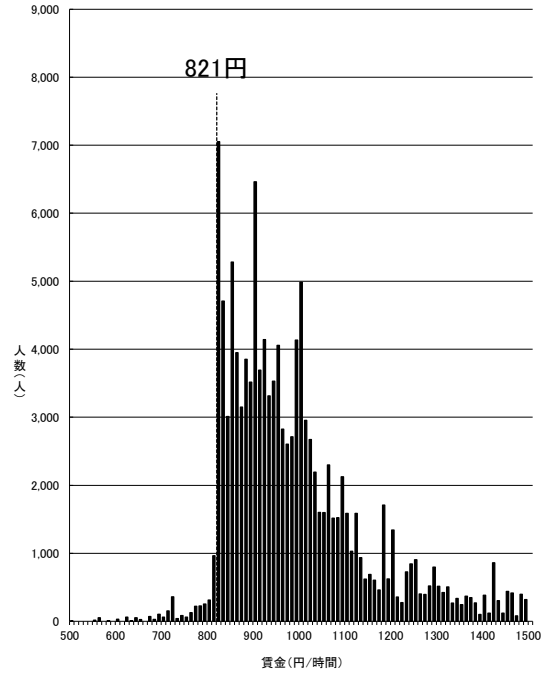


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

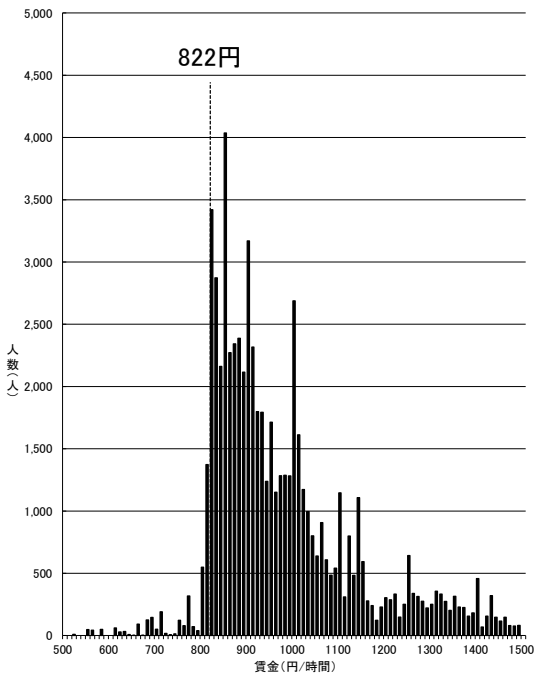


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

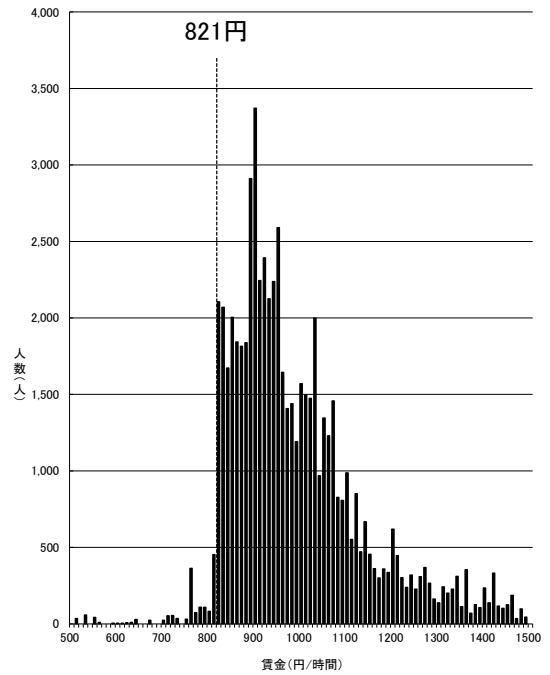


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

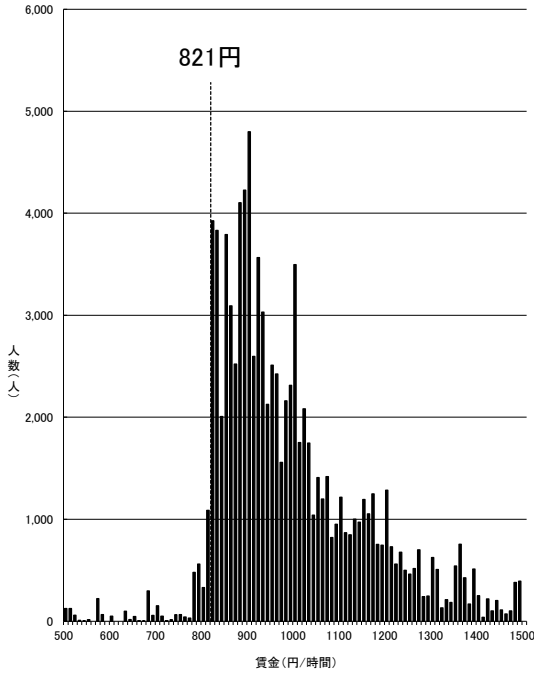


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

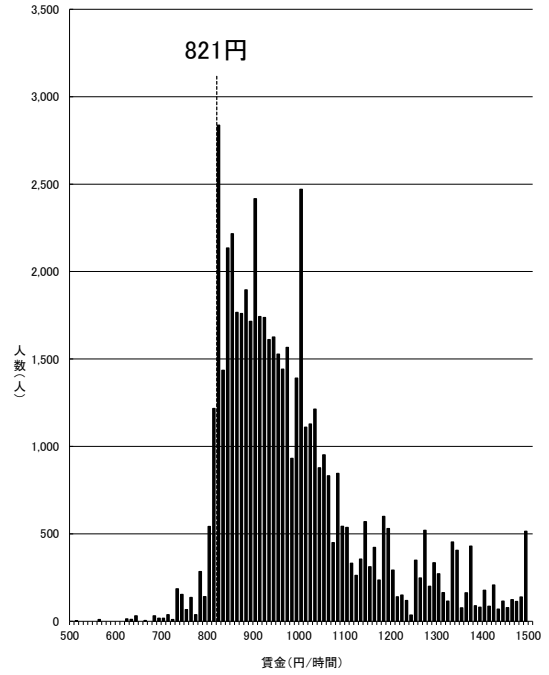


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

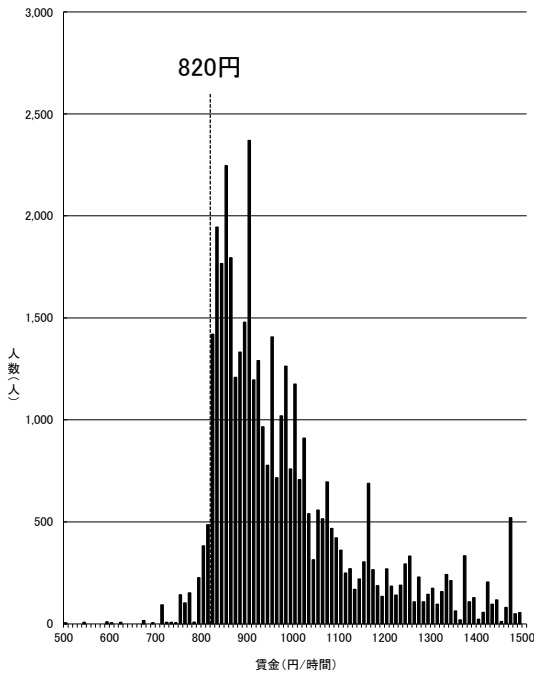


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

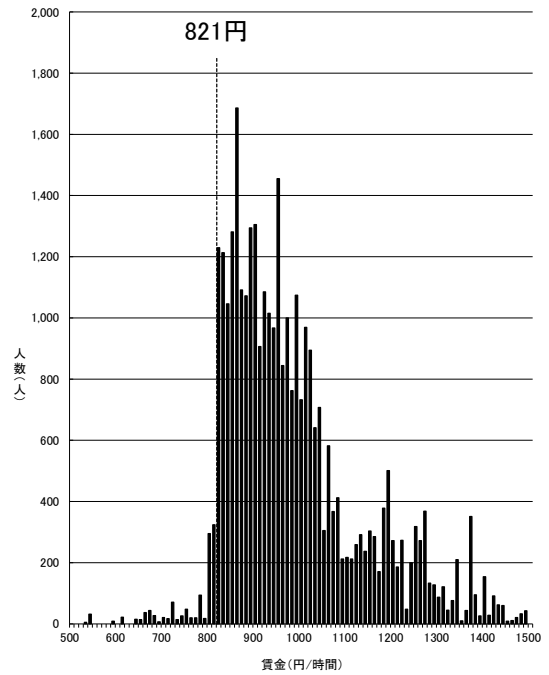


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

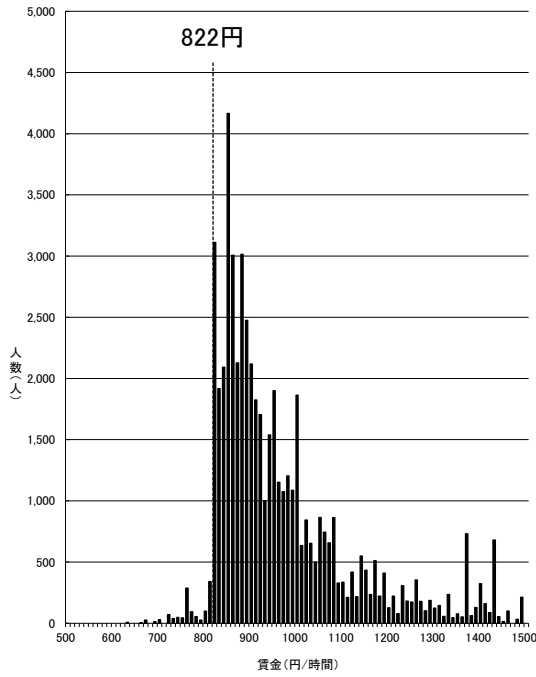


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

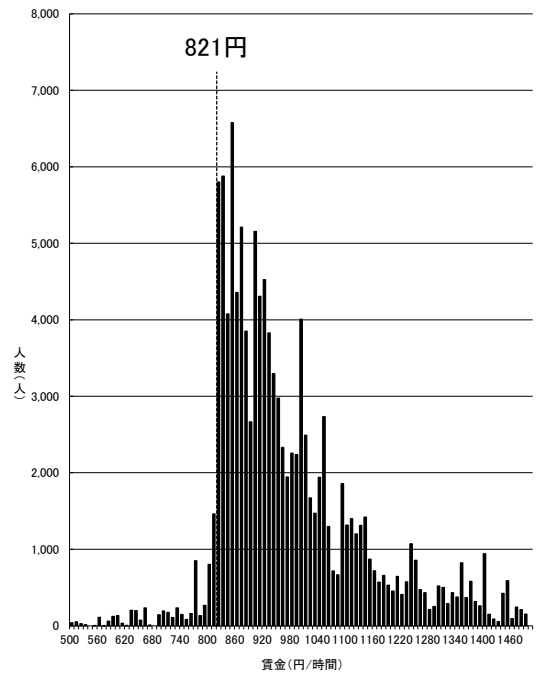


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

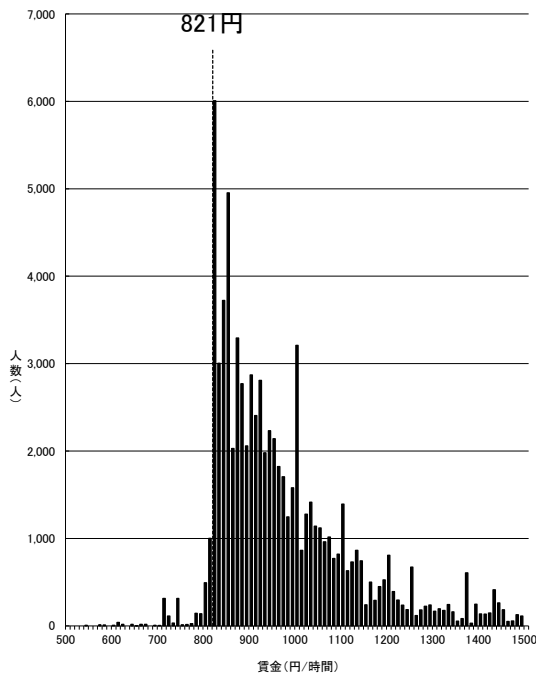


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

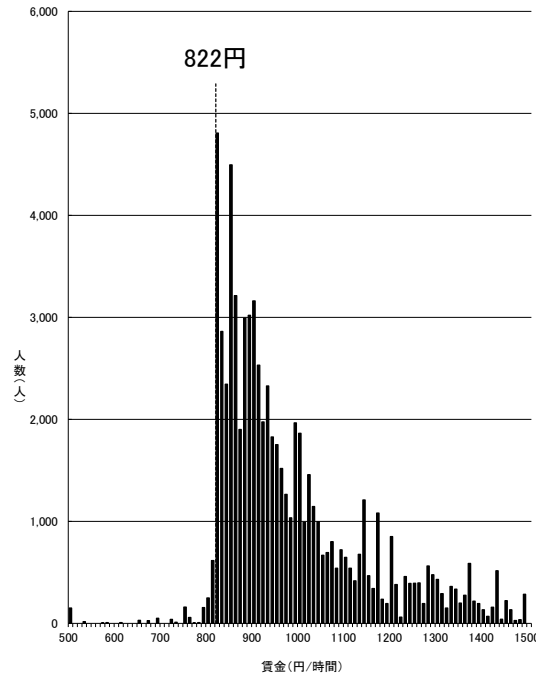


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

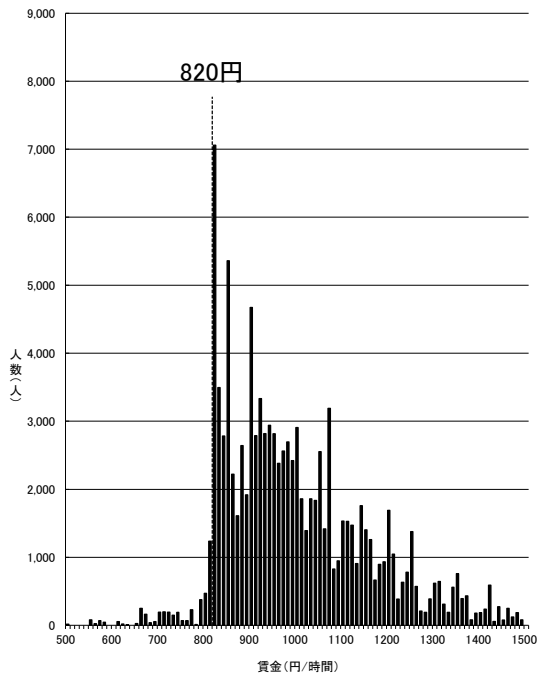


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡県最低賃金額 未満率・影響率の推移（過去5年）

年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
福岡県最低賃金（円）		814	841	842	870	900
（対前年度差）（円）		（25）	（27）	61）	（28）	（30）
福岡	改定前最賃額	789未満	814未満	841未満	842未満	870未満
	未満率（％）	1.1	1.2	1.9	1.3	1.3
	影響率（％）	14.08	11.44	4.32	15.93	17.66

- 1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正額の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合である。

